

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事に係る公聴会（1日目）

平成27年6月26日

【議長】 ただいまから、一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事に係る事業認定申請に係る公聴会を開催します。

私は本日、議長を務めます、国土交通省総合政策局総務課土地収用管理室長の藤田と申します。議長として本公聴会を主催いたします。よろしくお願いいたします。

本公聴会は、土地収用法第23条第1項の規定に基づき、起業者である国土交通大臣（代理人 関東地方整備局長）から、平成27年4月10日付けで事業認定の申請があった事業について開催するもので、事業認定庁として、当該申請に係る事業の認定の可否を判断するに当たり、勘案すべき情報を収集することを目的としております。長時間の会となりますが、円滑な議事進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは最初に、本件事業の起業者に公述をしていただきます。国土交通省関東地方整備局八ッ場ダム工事事務所副所長、小宮秀樹さん、同じく調査設計課長、藤原康宏さん、同じく調査設計課専門官、小池利章さんは、壇上に上がり、公述人席に着いてください。

（公述人登壇）

【議長】 準備はよろしいでしょうか。

【公述人（小宮）】 よろしいです。

【議長】 現在の時刻は1時33分です。ただいまから公述を開始し、30分間で終了するようお願いいたします。また、終了の10分前、5分前、1分前に呼び鈴で合図をするとともに表示によりお知らせしますので、目安としてください。なお、終了時間までに終了しない場合には公述の中止を命ずることとなります。プロジェクターを使用しますので、少し照明を落とします。

それでは公述を開始してください。

【公述人（小宮）】 公述人、関東地方整備局、関東地方整備局長、越智繁雄の代理人であります、国土交通省関東地方整備局八ッ場ダム工事事務所の小宮と申します。よろしくお願いいたします。本日の公聴会では、対象事業であります一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事につきまして、事業の目的などについて公述させていただきます。失礼ながら着座で説明させていただきます。

本日、公述する項目は、全部で4項目あります。一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定の申請を行った土地の所在、事業の目的、事業の内容、事業用地の取得状況、以上の4項目となります。順に説明いたします。

初めに、事業認定の申請を行った土地の所在について説明いたします。今回、事業認定の申請を行った土地の所在は、上流を背にしまして右側を右岸、左側を左岸と言いますが、右岸は、群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山地内から、同町大字与喜屋字荻之平地内までです。左岸は、群馬県吾妻郡長野原町大字川原畑字八ッ場地内から同町大字長野原字遠西地内までとなります。スクリーン上で黄色で示した範囲内が、事業認定の申請を行った起業地となります。

次にこちらの流域図で説明いたします。吾妻川はその源を群馬県・長野県境の鳥居峠に発し、浅間山、草津白根山の間を東に流れ、万座川、熊川、白砂川、四万川等の支川を合わせ、群馬県渋川市地先で利根川に合流する一級河川です。流域面積は1,356平方キロメートルであり、利根川上流部の一大支川です。また、吾妻川の合流する利根川は、源流を群馬県利根郡みなかみ町の大水上山に発し、赤城、榛名両山の間を南流しながら赤谷川、片品川、吾妻川等を合わせ、前橋市付近から流向を南東に変えます。その後、碓氷川、鑓川、神流川等を支川に持つ烏川を合わせ、広瀬川、小山川等を合流し、埼玉県久喜市栗橋付近で、思川、巴波川等を支川に持つ渡良瀬川を合わせ、千葉県野田市関宿付近にて江戸川を分派し、さらに東流して茨城県守谷市付近で、鬼怒川、取手市付近で小貝川を合わせ、神栖市において霞ヶ浦に連なる常陸利根川を合流して千葉県銚子市において太平洋に注ぐ、幹川流路延長322キロメートル、流域面積16,840平方キロメートルの一級河川です。利根川は、戦後の急激な人口の増加、産業・資産の集中を受け、高密度に発展した首都圏を氾濫区域として抱えているとともに、その社会・経済活動に必要な多くの都市用水や農業用水を供給しており、日本の政治・経済・文化の中核である首都圏を支える重要な河川です。

続きまして、事業の目的について説明いたします。八ッ場ダム建設の目的は4つあります。洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水及び工業用水の供給、発電の4つです。初めに洪水調節から説明いたします。

利根川はこれまでに台風等による被害が発生しており、特に昭和22年のカスリーン台風では甚大な被害が発生いたしました。また、近年においても、台風等により浸水被害等が発生しています。平成10年9月洪水は台風第5号によるものですが、前線の影響も加

わり関東地方で大雨をもたらしました。利根川の栗橋地点では昭和22年9月のカスリーン台風以来、戦後3番目の流量を記録し、利根川の群馬県邑楽郡板倉町及び埼玉県北埼玉郡北川辺町、現在の加須市ですが、そこでは漏水等の堤防の被害が発生しました。また、この出水により約1,600ヘクタール、約800棟の浸水被害が発生しました。平成19年9月洪水は台風第9号によるものですが、鐮川で氾濫危険水位を超え、鐮川下流左岸の群馬県高崎市において浸水被害が発生するとともに、利根川本川においては、群馬県邑楽郡明和町や千葉県香取市で堤防の漏水被害、また銚子市忍町地先で溢水による家屋の浸水被害が発生しました。また、この出水により、約60ヘクタール、約100棟の浸水被害が発生しました。

利根川の治水事業は、明治29年の大水害に鑑み、直轄事業として、利根川改修計画に基づき改修が行われました。現在は、平成18年に利根川水系河川整備基本方針が策定され、基本高水は、既往洪水について検証した結果、そのピーク流量を基準地点八斗島において毎秒2万2,000立方メートルとし、このうち流域内の洪水調節施設において、毎秒5,500立方メートルを調節して、河道への流量配分は毎秒1万6,500立方メートルとしています。また、平成25年に策定された利根川水系利根川・江戸川河川整備計画では、年超過確率70分の1から80分の1とし、その水準に相当する目標流量を基準地点八斗島において毎秒1万7,000立方メートルとし、このうち、流域内の洪水調節施設により毎秒3,000立方メートル程度を調節して、河道では計画高水位以下の水位で毎秒1万4,000立方メートル程度を安全に流下させ、洪水による災害の発生の防止または軽減を図ります。

八ッ場ダムは、利根川水系河川整備基本方針に沿って策定された利根川水系利根川・江戸川河川整備計画に位置づけられている洪水調節施設の一つとなっています。利根川上流部では、藤原ダム、相俣ダム、菌原ダム、矢木沢ダム、奈良俣ダム及び下久保ダムが完成しており、八ッ場ダムがそれらの洪水調節施設と相まって、洪水時のピーク流量を低減させるとともに、河道改修を実施し河道の流下能力を向上させ、目標流量を計画高水位以下で安全に流下させるものです。八ッ場ダムは、洪水調節容量6,500万立方メートルをもって、八ッ場ダム地点における計画高水流量、毎秒3,000立方メートルのうち、毎秒2,800立方メートルの洪水調節を行います。

次に、流水の正常な機能の維持について説明いたします。吾妻川中流部には名勝吾妻峡があり、長野原町及び東吾妻町の観光資源となっていますが、渇水時に吾妻川の流量が減

少することで、名勝吾妻峡では河床が露出してしまふなど、水量感と切り立った岩肌、周囲を覆う木々の組み合わせに代表される景観美が損なわれる状態となることがあります。また、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画では、利水の状況、動植物の保護・漁業、水質、景観、塩害等の防止等を考慮し、吾妻川の八ッ場ダム下流地点の流水の正常な機能を維持するため、必要な流量は毎秒2.4立方メートルと定められています。このため、八ッ場ダムの建設によって、流水の正常な機能の維持に必要な流量を確保し、吾妻川の流況の改善を図ります。

次は、水道用水及び工業用水の供給について説明いたします。首都圏を抱える利根川水系では、増大する水需要に対して水資源開発施設の整備が追いつかないことなどから、過去においてたびたび渇水を経験しています。渇水には、利根川水系渇水対策連絡協議会における連絡調整等を踏まえて取水制限が実施され、各利水者において対応が行われてきました。ここにあります表は、利根川・江戸川における近年の渇水の状況をお示ししたものです。昭和47年から平成25年の間に、おおむね3年に1回の割合に当たる15回の渇水が発生しています。渇水時の取水制限は1カ月以上の長期にわたることもあり、社会生活、経済活動等に大きな影響を与えています。

スクリーン上の写真は平成6年渇水の利根川の状況を示したものです。平成6年は、夏期に猛暑と小雨の影響により、利根川では最大30%の取水制限が実施され、取水制限日数は60日間となり、水道用水では高台での水の出が悪くなることや赤水が出るなどの被害が起き、給水活動が行われました。

スクリーン上の写真は、平成8年渇水時の矢木沢ダム、草木ダムの状況を示したものです。平成8年は、冬期、夏期の2度の渇水に見舞われ、冬期渇水では10%の取水制限が76日間、夏期の渇水では最大30%の取水制限が実施され、取水制限期間は41日となりました。

八ッ場ダムは、特定多目的ダム法に基づく基本計画において、新たに群馬県、藤岡市、埼玉県、東京都、千葉県、北千葉広域水道企業団、印旛郡市広域市町村圏事務組合、茨城県の水道用水の取水を可能にすることを目的の一つとしております。また、新たに群馬県、千葉県への工業用水の取水を可能とすることを目的の一つとしております。また、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、茨城県の各利水参画者は、八ッ場ダムにおいて新たに水道用水及び工業用水の確保をすることとしていますが、八ッ場ダムにより水源が安定的に確保されるまでの間、河川の流量が一定量の流量を超える場合に限り暫定的に取水することがで

きる暫定豊水水利権として使用しています。平成26年3月現在、暫定豊水水利権として使用している水量は、八ッ場ダム完成による開発水量、毎秒約22立方メートルのうち、既に毎秒約11立方メートルとなります。

次は、発電について説明いたします。八ッ場ダムは新たに、最大出力11,700キロワットの電力供給を可能とすることを目的としています。八ッ場ダム建設に伴い、ダムからの放流水を有効に利用し、再生可能エネルギーの導入促進を図るため、群馬県が八ッ場ダム堤体直下に八ッ場発電所を建設し、最大出力11,700キロワットの発電を行うため、毎秒13.6立方メートル以内の取水を可能とするものです。

続きまして、事業の内容について説明いたします。まず、八ッ場ダムの諸元について説明いたします。八ッ場ダムの形式は、重力式コンクリートダムです。ダムの高さは116.0メートル、天端の長さの堤頂長は290.8メートル、ダム堤体積は91万1,000立方メートル、ダム天端標高は586.0メートルです。取水・放流設備は、コンジットゲートが3門、クレストゲートが4門、選択取水設備が設置されます。

次に、八ッ場ダムの容量配分について説明します。10月6日から6月30日までの非洪水期は、最低水位である標高536.3メートルから常時満水位標高583.0メートルまでの容量9,000万立方メートルを使用し、流水の正常な機能の維持、水道用水、工業用水など、都市用水の供給を行います。7月1日から10月5日までの洪水期には、ダムの水位を、標高583.0メートルの常時満水位から標高555.2メートルの洪水期制限水位までの容量6,500万立方メートルを使って洪水調節を行います。残りの2,500万立方メートルは、流水の正常な機能の維持、水道用水、工業用水など、都市用水の供給を行うものです。また、ダムサイトの基礎地盤標高470.0メートルから標高536.3メートルの堆砂容量1,750万立方メートルは、100年間にダム貯水池に土砂が堆積すると予想される容量です。

次に、八ッ場ダムの事業経緯を説明いたします。主な経緯を申し上げますと、昭和42年11月、実施計画調査に着手、昭和61年7月、特定多目的ダム法の基本計画の告示を行いました。昭和62年12月、長野原町長と関東地方建設局長が、「八ッ場ダム建設に係る現地調査に係る協定書」を締結し、平成4年7月、長野原町長と群馬県知事及び関東地方建設局長が「八ッ場ダム建設事業に係る基本協定書」を、八ッ場ダム工事事務所長と水没5地区各代表が「補償調査に関する協定書」をそれぞれ締結しております。その後、平成13年6月、「利根川水系八ッ場ダム建設事業に伴う補償基準」が調印され、その年の9

月、第1回基本計画変更告示を行いました。平成16年9月に第2回基本計画変更告示を行い、平成17年9月、「利根川水系八ッ場ダム建設事業に係る代替地分譲基準」が調印されました。平成20年9月、第3回基本計画変更告示、平成22年12月、国道145号つけかえ区間の一部供用を開始、平成25年11月、第4回基本計画変更告示、平成26年8月、八ッ場ダム本体建設工事の契約を締結し、同年の10月、JR吾妻線つけかえ線の運用が開始されています。また、平成27年1月、土地収用法第15条の14に基づく事業説明会の開催、同年4月10日に事業認定の申請を行ったところであります。

次に、環境保全の取り組みについて説明いたします。八ッ場ダム建設事業を進めるに当たり、自然環境に関しては昭和60年以来、水質、地形・地質、植物、動物、自然環境についての現地調査及び文献調査等を実施し、昭和60年12月に、建設省所管事業に係る環境影響評価に係る当面の措置方針、これは事務次官通達になりますが、これに基づき環境影響評価の手続を完了しています。起業者としては、これまで環境保全への配慮が必要な事項については、専門家の意見を聞きながら、調査及び環境保全対策を実施してきました。さらに、平成11年に施行された環境影響評価法に基づく評価項目についても、専門家の指導・助言を得ながら調査及び環境保全対策の検討を進めているところです。

次に、八ッ場ダム建設事業において実施している環境保全の取り組みについて説明いたします。初めに、大気環境に関する事項について説明いたします。工事の実施においては、建設機械の稼働により、粉じんの飛散や、工事現場からの泥のついた工事車両の運行により道路に土ぼこりが発生するなど、生活環境への影響について配慮する必要があります。このため、必要に応じて定期的な散水や、工事用車両のタイヤの洗浄、低騒音・低振動型建設機械や工法の採用及び防じん壁の設置を行い、騒音等による影響の低減に取り組んでいます。

水環境に関する事項について説明いたします。工事の実施においては、工事中の工事現場の裸地などから、降雨により河川へ濁水が直接流入することによる影響が考えられます。そこで、工事区域から発生する可能性がある濁水に対し沈殿池を設置し、濁水の流出防止または低減を図るほか、工事により出現する裸地の緑化などを行っております。一方、ダム完成後の供用時は、水温、土砂による水の濁りについて、出水期に向けて水位を制限水位まで低下させる際に冷水放流が発生する可能性があり、また比較的規模の大きな出水には水の濁りが高くなるということが考えられます。このため、水温と、土砂による水の濁りに対し、選択取水設備の設置、弾力的な運用の実施などにより、冷水放流の低減及び濁

水の低減がされるという予測結果を得ていることから、環境保全対策を行うこととしています。ダム完成後も引き続き、専門家の指導・助言を得ながら、水質の監視と堆砂状況の監視を行っていきます。

次に、地形に関する事項について説明いたします。八ッ場ダムのダムサイト建設予定地は、当初計画においては、当時の知見から地形・地質上、最も有利な場所として、名勝吾妻峡のほぼ中央部としていましたが、文化庁との協議の結果、文化財保護の観点より、約600メートル上流地点の現ダムサイト予定地に変更しています。これにより、ダムサイト建設予定地を上流にしたことで、小蓬菜や鹿飛橋を含む八丁暗がり等はダム堤体より下流に位置するため、名勝吾妻峡の約4分の3の区間は現状のまま保全されます。さらに、文化財保護法に基づく文化庁との現状変更の協議の結果を受け、文化庁、群馬県教育委員会及び地元自治体等の関係機関と協力し、影響を軽減するため必要な措置を実施していくこととしています。

次に、地質に関する事項について説明いたします。文化財保護法における天然記念物に指定されている川原湯岩脈及び専門家が重要視している枕状溶岩が、ダム貯水池が出現することにより水没もしくは一部が水没します。天然記念物川原湯岩脈の取り扱いについては、文化財保護法に基づき文化庁との現状変更の協議を行った結果、水没する一部の岩脈は、観光資源としての価値を重視した記録保存等を行い、水没しない岩脈及び同岩脈の延長については、ダム完成後に可能な限りアクセスの確保と、経緯等を記した説明看板の設置などを群馬県教育委員会等の関係機関との協力を図りながら努めることで、文化庁から同意を得ています。また、枕状溶岩についても、同様に記録保存の対応をとることとしています。

次に、動植物に関する事項について説明いたします。動植物に関しては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生生物種に指定されているクマタカなどの希少猛禽類が事業地周辺において確認されております。このうち、クマタカについては本事業地周辺での営巣が確認され、主な生息環境の一部が直接改変により消失または縮小しますが、周辺には同様の環境が広く残るため、ダム完成後は本種の生息は維持されると考えています。しかし、工事期間中の建設機械の稼働などにより繁殖活動に影響を与える可能性があるということが考えられるため、工事期間中の配慮として、希少猛禽類の生息地周辺の工事では、必要に応じて繁殖期の施工を回避する対策をとったり、大きな音の出る工事などは防音対策を行っています。次に、工事による発生木材等を利用

して、小動物の隠れ場所を創出しています。植物に関しては、事業区域で確認された重要な植物を新しい生息環境が整うまでの間、保護する対策や、新たな生育環境への移植などの対策に取り組んでいます。動植物に関しては、今後も専門家等の指導・助言を得ながら継続的な監視を行い、環境保全対策に取り組んでいきます。

次に、埋蔵文化財について説明いたします。ハッ場ダム予定地付近の埋蔵文化財については、文化財保護法に基づき、群馬県教育委員会との協議を経た上で、ダム事業の実施に伴う措置として平成6年から発掘調査や記録保存の措置をとることとしており、今後も法令に沿って適切に対処いたします。

次に、事業の進捗について説明いたします。つけかえ国道・つけかえ県道については全22.8キロメートルの区間のうち約22.5キロ、99%の区間で工事着手済みです。約21.8キロの区間で供用を開始しております。また、つけかえ鉄道は昨年10月1日に開業し、つけかえ線にて運行を開始しております。

スクリーン上の左上の写真は、国道145号の丸岩大橋です。橋長422メートルで、平成22年から国道として供用しております。左下の写真は、つけかえ県道川原畑大戸線のハッ場大橋です。昨年の10月から供用を開始しております。右上の写真は、つけかえ県道林岩下線の不動大橋です。橋長590メートルで、平成23年から供用を開始しております。右下の写真は、昨年10月から運行を開始している、JR吾妻線のつけかえ線の川原湯温泉駅です。

次に、代替地造成の状況について説明いたします。平成27年3月末までに、長野原町5地区で一般世帯86世帯が移転されています。このほかに、各地区で公共施設や墓地の分譲が進められています。

次に、ダム本体及び本体関連工事の状況について説明いたします。左上の写真は、仮排水トンネルです。平成21年7月に完成しております。左下の写真は、上流仮締め切りを下流から見た状況です。本年1月に完了しております。右上の写真は、左岸の本体掘削の状況、右下の写真は、工事に使用する骨材の製造設備基礎の造成状況です。

今後、ダム本体コンクリートを打設し、あわせて取水・放流のための設備を設置します。また、ダム本体工事と並行して、管理所や放流警報設備といったダム管理設備を設置します。ダム本体及び管理設備の整備完了後、貯水するための安全を確認し、仮排水トンネルを閉塞します。その後、試験湛水を実施し、堤体や貯水池等の安全性を確認して完成となります。

続きまして、現在の事業用地の取得状況について説明いたします。起業地範囲の用地の取得については、面積ベースで、平成27年3月末現在で約93パーセントとなっております。以上、一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の目的についてご説明させていただきました。

当事業は、土地収用法第3条第2号に該当する事業であること、起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有していること、当該事業が土地の適正かつ合理的な利用に寄与すること、土地を収用または使用する公益上の必要性があることから、土地収用法第20条の各号の要件の全てに該当すると考えております。一方、事業はこれまでも地域の皆様から多大なご理解、ご協力を得ながら進めさせていただいております。起業者といたしましては、これまで同様、今後とも任意交渉によりご協力いただくことが最良と考えていることには変わりはなく、引き続き丁寧にご説明させていただきたいと考えておりますので、今後とも皆様のご協力とご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上で公述を終わります。どうもありがとうございました。

【議長】 ありがとうございました。速やかに降壇してください。

(公述人降壇)

【議長】 それでは、次は神原禮二さんから公述をしていただきます。神原さんは壇上へ上がり、公述人席に着いてください。また、公述人からは起業者への質問の希望がありますので、国土交通省関東地方整備局の方も壇上へ上がり起業者席に着いてください。

(公述人・起業者登壇)

【公述人(神原)】 時間はどこからですか。上がったところからですか。

【議長】 私が公述を開始してくださいと言ってからです。

【公述人(神原)】 はい。

【議長】 準備はよろしいですか。

【公述人(神原)】 はい。

【議長】 現在の時刻は2時4分です。ただいまから公述を開始し、30分間で終了するようお願いいたします。また、終了の10分前、5分前、1分前に呼び鈴で合図をするとともに表示によりお知らせしますので、目安にしてください。なお、終了時間までに終了しない場合には公述の中止を命ずることとなります。それでは公述を開始してください。

【公述人(神原)】 こんにちは。茨城県の取手市から参りました神原と申します。下流

都県民の立場から問題を話させていただきます。それから、私の質問については端的に答えてください。時間稼ぎはしないようにしてください。お願いします。

本来、これまでのこういう公述は、私が国土交通省に提出したこうした資料は皆様のお手元にあるはずのものです。しかし、今回はこれが配られておりません。したがって、私は、この資料がお手元にないということから、これを読みながら進めてまいります。よろしく申し上げます。

まず、今回の土地収用法の問題でございますが、これは国土交通省が国土交通省にそれを依頼し、そしてそれが許可されたという、実に内輪の茶番のような取引でございます。そして、この事業認定がされたことによって土地収用がされる。これが施行できるということは、どれだけその人たちの犠牲が公共の利益に寄与するか。このことにかかってくると思います。私はその土地を、あるいは人生を犠牲にする。それに値するほどの公共の利益は全くないと思っています。つまり、公共の利益は八ッ場ダムではゼロです。これを今、国土交通省が資料を基に話されましたが、私の話すことも全て、国土交通省の資料に基づいているものです。地元の皆様にはそうしたことが話されません。そして、私たちがこういう資料を持ってきても皆様に配りません。その上でこの話を聞いてください。

まず、公共の利益ということにおいて、地元の方々は八ッ場ダムで利益を得るのでしょうか。八ッ場ダムは全く地元の要請によってつくられるものではございません。何よりも、1952年の調査工事以来、地元は反対一色で参りました。全ての方々が、とんでもないことだと。こういうことで反対運動を進めてまいりました。しかし、それも50年近くの時間がたてば世代も変わり、それによる何の確証もない反対運動は疲労してまいります。そのときに出てきたのが補償条件による妥協でございます。これは私はやむを得なかったと思います。普通の人たちが徒手空拳で国家権力に対して反対運動を続けるということは大変な苦勞です。その疲労を待って、補償条件あるいははずり上がり方式など、そうしたもので地元の人たちを納得させてきたのが実態ではありませんか。したがって、八ッ場ダムは地元の人が望んだものではない。このことは明らかです。ですから、ここで土地を収用させられる。人生を放棄する。それほどの価値が地元にとってこの八ッ場ダムにあるのかということ、まず地元の皆様は考えていただきたいと思います。

そして、ならば下流の都県がそれによって公共の利益を受けるのか。私は何人もの地元の皆様にお聞きしておりますが、「地元の都県の水道用水、これの確保のために、あるいは洪水被害を軽減するために、そのためにみんなが我慢してほしいのだ。」このように説得さ

れてきたと言われます。そして、皆様の犠牲があって、このダムがつくられようとしています。しかし、その犠牲がほんとうに犠牲でいいのか。下流都県の人たちがそれによって救われるならば、その犠牲には意味があります。しかし、下流都県では全くその意味がないのです。それをこれから申し上げます。

まず、八ッ場ダムによって洪水低減効果があるのかということでございます。先ほど延々と資料を並べ説明されましたが、あの中に堤防を超えた洪水は一つもありません。そして何よりも、あの利根川の基本高水のもとになっておりますカスリーン台風の洪水のときに、八ッ場ダムが存在したら効果があったのか。こうしたことは国会で2回論議されています。そして、その全てで、ゼロだ。つまり、八ッ場ダムがあってもなくても、あのカスリーン台風の洪水は起きているということが結論です。それでもなおつくるために、国土交通省は戦後12の大きな洪水を引っ張り出してきました。そして、その基本高水の2万2,000トンに相当する、つまり200年に1度の大雨、大洪水になるための引き伸ばし計算というものをしました。その12洪水のうちただ1つ、34年の洪水が、八ッ場ダムの影響が、八ッ場ダムがそこでは効果を出すだろうということを出しました。しかし、そのときの八ッ場ダムの効果というのは、あの八斗島、洪水基準点でわずか十数センチです。2メートルの余裕高を持った堤防の中で十数センチの効果がある。苦勞して、戦後の12洪水を引っ張り出してきて、そして200分の1の洪水まで引き伸ばして、そして出してきた机上の計算上のものですら十数センチの効果しかないのだということです。そして、さらに費用対効果を出してくるに当たって、八ッ場ダムができること、あるいは利根川の治水効果ということで、年間、平均で4,800億円強の効果があるとしているのです。しかしながら、戦後、今日に至る65年間、利根川ではこの堤防を超える洪水は一回もないのです。よろしいですか。先ほど幾つか挙げたあれは、全て堤防を超えていないのです。堤防を超えるかどうかは洪水の重大な問題です。それを一切超えていないものを、浸水していると危機感を煽っていました。あれはほとんどが周辺の小さな川からあふれたものではないですか。利根川の問題ではないのです。利根川が直接関係している問題ではない。このことをしっかりと私たちは胸に受けとめなければならないと思います。

そして、この八ッ場ダムの計画ができた1986年、このときはどういうときだったでしょう。今、利根川の上流のダムが幾つか出ました。8つのダムがありました。1986年現在、8つのうち7つができ上がっています。そして、もう一つの奈良俣ダムは1990年にでき上がっています。その後、1992年以降、20年間で利根川の水はどれだけ

余っているでしょうか。利根川ではありません。下流都県の水道用水は280万トン余っているのです。20年経過した段階、2012年の段階です。つまり、八ッ場ダムから供給するのは143万トンです。しかし、その倍に相当する280万トンが、既に下流都県では水が余っているのです。先ほど取水制限のことを言いました。皆さん、給水制限と取水制限を我々は混乱します。取水制限をするのは当たり前でしょう。八ッ場ダムができようが、どこの国であろうが、川の流量というのは自然現象です。ですから、これは取水を少し抑えたほうがいいなということは、いかなる条件のもとであってもあるはずなのです。その取水制限を危機のように言うのは全くのナンセンスです。皆さん、給水制限、水道の蛇口から水が出てこなくなる、この状態と、都県が川から取水するときに制限するのは全く次元が違うのです。そのことを、あたかも渇水の危機のように言って危機感をあおるということは、全く国の権力がやってはならないことだろうと、私はこう思います。

そして、先ほども申し上げましたように、利根川と江戸川、この利根川水系河川整備計画の本流にある利根川と江戸川においては、この60年以上にわたって、一度として堤防をオーバーしたり決壊したりするような水害事故は起きていない。それにもかかわらず、4,820億円という、年間平均ですよ。毎年毎年4,820億円ぐらいの被害が出ているのだと。この65年間でそんな被害など出ていないのです。一度も溢水、オーバーしていないのです。そういう計算をもとにして、八ッ場ダムが必要なのだということがすり込まれているのです。皆さん、私たち有権者は、普通にニュースや国が発表するものだけを聞いていたならば、今言われた話だけしか聞かないことになります。しかし私たちは、これはおかしいということで調べました。調べる資料は全て国土交通省の資料です。その国土交通省は、いかに欺瞞に満ちたことをやっているかということをお知らせしなくてはならないのです。そのために、国土交通省は、こういう資料を配ることを禁じました。断じて許されないことではありませんか。

私は、茨城県民です。茨城県も八ッ場ダムから日量で約10万トン受け取ることでなっています。しかし、今、茨城県では、1日最大給水量が100万トンを割りました。しかし、八ッ場ダムもない状態において、約80万トンの余分な水をもう抱えているのです。八ッ場ダムから受取る水量の8倍、もう水が余っているのです。そして、人口減少は甚だしく加速しています。今、茨城県の人口は295万人ぐらいです。八ッ場ダムが完成するころには285万人ぐらいになっています。つまり、人口と水使用量というのは並行するのです。1986年のこの基本計画が立ったとき、茨城県は参加しました。そのとき、茨

城県の2000年度における想定人口は420万人でした。つまり、420万人の人間が水道を使うことによって八ッ場ダムを必要とするという数字を出してきたのです。しかし、2000年度における茨城県の人口は300万人に達していません。たかだかこれだけの範囲の数字の中で120万人も狂っているのです。これは狂っているのではないのです。わかっているやっついているのです。皆さん、国の政策を立てるときにおいて、これから将来にわたっていく計画を立てるときにおいて、人口予測が立てられないということがありましようか。今起きている人口減少というのは、突然降って湧いたように起きているわけではないのです。人間が生まれてから子供を産むまでには、それだけの時間があるのです。今、私たちの人口減少を表す数字に合計特殊出生率という数字がございます。これが1.3を割ったとか1.4を割ったとか騒がれています。合計特殊出生率は2.07で人口が保たれます。それよりも増えれば人口が増えます。それより減れば人口が減っていくのです。今、2.07で平準なものが、1.5とか1.4だから大問題になっているのです。では、この2.07を割ったのはいつなのか。それは1959年です。昭和34年です。このときに既に将来の人口減少は始まったのです。それを官僚たちが知らないわけがない。政治家が知らないわけがないではないですか。全てこの状況が続けていくということで、2000年度における人口は何人ぐらいにするか決めているのです。少々の誤差があっても、例えば420万人が300万人になってしまうというような、そんな誤差は出すはずがないのです。それほどのおバカではないですよ。官僚の方々は優秀ですよ。明らかに確信犯的なことではないですか。全ての人口予測を知りながら、過大に予測数値を出し、それを受け取る国民はわかりませんよ。それでこれだけ必要なのだ。そういうふうに言われて、このダム事業計画が続けられてきたのです。そして茨城県は、今、膨大な水余りに苦しんでいます。

私は、こういう状態を、「八ッ場ダムは戦艦大和だな」と思います。戦艦大和が計画された昭和10年ごろには、あの山本五十六が海軍次官で、もうこれからの海軍の戦争は航空機だ。航空機に切りかえているのです。それでも武蔵と大和はつくられました。みんな知っていたのです。あんな大艦巨砲は必要ないのだ。使えないのだ。そのことを知りながら、現実に戦争でも、真珠湾攻撃でもどこでも全部、航空機でやっているではないですか。あの大和も武蔵も一発も撃つこともなく沈められていきました。今、ここでつくられている八ッ場ダムも全く同じです。もう、水は明らかに余っている。茨城県で言えば、もう今度、八ッ場ダムができれば、日常の使う水量以上の水が余るのです。人口減少が進んでいます

から、もうこれは加速していきます。

よろしいですか。2004年に事業費が2,110億円から4,600億円に膨らんだとき、その前年に工期が2000年から2010年に延びていました。そのとき、1都5県の知事たちは何と言ったでしょう。4,600億円は認めるが、工期は2010年を守ってくれ。2010年になってしまえば、水がもう八ッ場ダムが必要でなくなることは、みんながわかってしまうのだから、だから工期は絶対守ってくれという申し入れ書を出しています。2010年というのは象徴的ではありませんか。政権交代が起きました。八ッ場ダムは要らないという政権が誕生しました。あの民主党政権がしっかりしてさえいれば、これは明らかな状態としてなっているのです。なぜあのときにああいう政権が出てくるかといえば、象徴的に、コンクリートから人へという言葉がありました。あれはうそではないのです。つまり、現実に対応した政権があつたときできたのです。首長たちが、知事たちが心配していた、2010年になれば、八ッ場ダムが必要でないということは国民の知るところになってしまうのだ。だから、それまでには絶対つくってくれと。つまり、水が足りるか足りないか、水が欲しいかどうかということよりも、国民が知ってしまうよと。もう、そんなことになったらどうするんだ。それがあの知事たちの要望でした。そして、その後の工期延長でもまた同じことを言っています。つまり、八ッ場ダムは誰のためにつくっているのか。地元でこれから土地を収用される人たちが犠牲になる必要があるものなのか。既に犠牲になってしまった人たちが、その犠牲が全く意味のないダムをつくることになるのではないですか。

私は質問したい。茨城県が治水に参加するためには124億円の治水負担金を出しています。今、八斗島で、わずか十数センチの治水効果がある八ッ場ダム。国土交通省は、利根川の下流域では10分の1以下になっていくだろう。そのように発表しています。ただし、それぞれの地点での具体的な数字は何度要望しても出してくれません。私は茨城県民として、県知事に、治水負担金を払うのであるなら、茨城県の上流である古河市、そして中流である取手市、そして下流の神栖市、それでそれぞれ何センチの効果があるんだ。そのことについてどうなのだと問いましたら、茨城県は、それは承知していないと。それは国が教えてくれないと。皆さん、茨城県が参加するに当たっては、その128億円を払うに値する治水効果が、茨城県にとって著しい利益があるかどうかなのです。茨城県は、八ッ場ダムをつくってくれ、治水も必要だと言って参加しました。しかしながら、自分の県内を流れる利根川の治水効果は何ミリなのかということを知らないのです。知らさ

れていないのです。あるいは知ろうとしないのです。教えないのです。その上で治水効果があると言って、128億円を茨城県は払っているのです。こういうことが現実なのです。何ミリなのですか。古河で何ミリ、取手で何ミリ、神栖で何ミリ、教えてください。

【議長】 今のは質問でよろしいですね。

【公述人（神原）】 はい。

【議長】 では起業者側、今の質問についてご回答ください。

【起業者（藤原）】 ハッ場ダム工事事務所の藤原と申します。ただいまのご質問についてお答えいたします。ご質問のことについては、治水上の基準点以外は基本的に算出していないことから定量的にはお答えできませんが、茨城県域を含めダム下流には、流量を低減したり水位を低下したりする洪水調節効果があると考えております。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（神原）】 はい。皆さん、今のことで、128億円払うに値する著しい利益があるかどうか判断できますか。下流域で10%減衰するというと、私は取手市に住んでいます、せいぜい二、三センチですよ。川幅は1キロぐらいあります。それで、土手の高さは2メートル以上の余裕がある。ここで二、三センチあるかないかというようなことです。こんなこと国は言えないでしょう。そういうことをお互いに言わない。国も言わない。県も聞かない。そして、著しい利益があるんだ。こういうことで、私たちは賛成ですというふうに県は手を挙げるのです。つまり、国と県というのはそういう関係。あるいは長野原町も、そういう関係の中でこの事業が進められているというこの事実を、実にうさん臭いと思いませんか。むしろ、これは確信犯的犯罪と言えるでしょう。

さらに利水の問題で言います。ハッ場ダムは、2010年ぐらいかな、国はハッ場ダムは必要かという検証検討の場を設けました。そこでそれぞれの県が、長期水需給計画を提出することになっていました。それによって利水上、必要かどうかということがありました。茨城県が提出したのは、2007年につくった「いばらき水のマスタープラン」という水需給計画です。このカビの生えた数字を出しました。そのとき、そのマスタープランの達成年度2020年度では、人口が297万人、もう今、それを下回っています。しかし、その4年後の2011年に出された茨城県の基本計画、上位の計画です。その茨城県の出した基本計画では、2020年人口を285万人としているのです。マスタープランを国に提出したときには、もう既にその計画がありました。2020年人口が285万人になるという数字を県自身が自分でつくっていながら、古い297万人という、12万人

も多い予想人口の水需給計画を提出しているのです。それで国はそれを、多分、ほかの都県も似たような数字を出したのでしょうか。それで、ほら、ごらんなさい。八ッ場ダムは必要ですよという数字を出しましたが、お聞きしますよ。茨城県の長期基本計画が、その完成年度が2020年で285万人になるという数字は、皆さん、手に入れようと思えば、県の公式資料ですからありました。そして、皆さんに提出したマスタープランというのは、297万人という全く別の数字を出して、そして水需給は圧倒的に多い最大給水量の数字を出して、そのときには実績値とは30万トンぐらいのずれがあります。そういう数字を受け取っておいて、皆さんは利水上必要であると判断したのですか。そんなものをデータにしたら国策を誤るでしょう。国はきちんとした数字を出させる責任があり、県はその義務があります。そして、それは誰が見ても明らかな、もうその数字は古い、過去のものになっているということがわかり切っているものを提出し、それを受け取って、そして即座に利水も必要だ。そういう回答をしていますよね。教えてください。そのデータを受け取ったときにどのように考えたのですか。

【議長】 ただいまの質問は要するに、2つの人口予測みたいなものがあることについてどう考えているのかという質問だと思いますけれど、起業者側、ご回答を願います。

【起業者(藤原)】 八ッ場ダム工事事務所の藤原と申します。ただいまのご質問についてお答えいたします。「いばらき水のマスタープラン」、2007年3月に策定しており、前提とした人口推計は、2006年、平成18年3月に策定された総合計画の推計値が用いられています。八ッ場ダム検証に当たっては、2010年、平成22年10月27日に茨城県から提出されており、茨城県の長期水需給計画としては、八ッ場ダム検証時点で最新のものであったと認識しております。各地域の安定的な水供給を考え……。

【公述人(神原)】 もう結構です。ありがとうございます。

【議長】 では公述を続けてください。

【公述人(神原)】 よろしいですか。最新のものと言いましたが、2006年の基本計画、長期計画をもとにしたマスタープランです。その2011年には次の基本計画が出され2020年の予測人口は285万人になったのです。そのときに、マスタープランは通常、作り直しているのです。茨城県は作り直していません。今日に至るまで作り直していません。それは、人口が減少し、水利用が要らないという水需給計画を立てざるを得ないからです。そのためにつくっていないのです。そういう数字を最新のものと言いました。今、最新のものと言いましたよ。最新ではないということは明らかにわかっている

ではないですか。このことは、皆さん、しっかり胸にしまってください。

そして、私の中から地元の方々が、私たちはどれだけの犠牲を払ったのか。だから、このダムをつくってほしい。多分、そういう公述をされるでしょう。ほんとうに私は悲しいことだと思います。明らかに下流都県では水が余っている。洪水被害は全くその心配すらない。でも国の話を頭から信じて、そして大きな犠牲を払う。だから、これだけの犠牲を払ったのだから、つくってください。それでは論理的にはめっちゃくちゃではないですか。涙は誘いますよ。涙は誘いますが、これは公共の利益になるのか。つまり、払う犠牲が多くの人々の利益になるのか。それであるならば、それは意味のある犠牲でしょう。しかし、これから土地収用にかける人も、これまで墓地を移転させられたり引っ越しさせられたり、補償金は出ているでしょうけれど、そういう苦勞をされた方々のその犠牲が公共の利益に全くなりません。むしろ負荷をかける。これから、例えば八ッ場ダムの上流には品木ダムがあるではないですか。あれを維持していかなければ、八ッ場ダムはもたないですよ。強酸性の水で。そのために年間10億円が、果てしなく未来永劫かかるのです。そのほかに、八ッ場ダムができてしまえば補修費、減価償却費、これはどうなるのですか。それから、それを受け取る下流の都市は、その受け取る水の分だけ、使わないのに浄水場を増設する。取水場を増設する。そうした無駄な投資をどんどん今、続けているのです。その補修費もかかるのです。未来永劫かかるのです。こういうことは、日本を敗戦に導いていったときの国のあり方、国民のあり方と一緒にではないですか。

ここで犠牲が尊いのならいいですよ。どんなにそれが涙ぐましい犠牲であったとしても、お気の毒だとは思いません。お気の毒です。しかし、国の言っている政策と抱き合い心中をして、私たちまで巻き込むということはやっぱりおかしい。私は、どうか現地の人が、今日は会場がガラガラで残念です。ほんとうは、この真実は現地の人が知るべきです。しかし、これは、裁判など国の資料提出を求めない限り、普通の人には手に入らないことです。皆さんにはそういう資料が全く届いていません。今日も配りません。そういう形の中で八ッ場ダムがつくられ、そして、今、抵抗している良心のある地元の人々の土地が収用されてしまう。こういう無謀なことを、土地の人が、同じ仲間が、現地の人が、やはりこれを許してはならないと思います。

私は下流都県に住んでいますが、同じ日本人です。この税金は、そして負荷もかかっていく、これから払い続ける費用。こうしたものは私たちの子供や孫たちが受け継いでいくのです。こういうものを、権力者がそう言っているから考えるのをやめよう。権力者の言

っているとおりでやっていけば楽だ。そういったことで判断していくのはもうやめませんか。私たちは、私たちの権利があるのです。私たちが無駄だと思うものは無駄なのです。そして、それは国土交通省の数字が実証しているのです。私はその部分を……。

【議長】 時間を過ぎましたのでまとめてください。

【公述人（神原）】 しっかりとご理解いただきたいと思います。陳述を終わります。ありがとうございました。（拍手）

【議長】 ありがとうございました。速やかに降壇してください。

（公述人・起業者降壇）

【議長】 次は、星河由紀子さんから公述をしていただきます。星河さんは壇上に上がり、公述人席に着いてください。

（公述人登壇）

【議長】 準備はよろしいでしょうか。

【公述人（星河）】 はい。

【議長】 現在の時刻は2時37分です。ただいまから公述を開始し、10分で終了するようお願いいたします。また、終了の5分前、1分前に呼び鈴で合図をするとともに表示によりお知らせしますので、目安にしてください。なお、終了時間までに終了しない場合には公述の中止を命ずることとなります。それでは公述を開始してください。

【公述人（星河）】 ご紹介いただきました、八ッ場ダム水没住民の一人であります星河でございます。ただいま、茨城県の先生から大変、八ッ場ダムにつきましては、勉強になるお言葉、ありがとうございました。

私たちは決して犠牲になっているとは思っておりません。私は5歳のときにカスリーン台風で家を流され、父を流され、祖母を流され、全てを失ってしまいました。生まれは勢多郡富士見村です。赤城白川が決壊し、大きな水の音を聞きつけた父が竹やぶの裏へ出たときは、もう既に濁流が家へ押し寄せてきました。私たちは速やかに兄の先導によって小高いところへ逃げましたが、逃げおくれた祖母を助けるために父は家の中に入り、父、祖母、家、そして田畑の全てが濁流に飲まれてしまいました。まだ5歳とはいえ、とても印象に残っている。一生に一度のほんとうの怖さを身にしみたわけですが、今、そして今日このごろ、集中豪雨によって日本全国で濁流に飲まれるあの景色を見ますと、まざまざと、あの五十数年前の景色がよみがえってまいります。父は幸い、前橋市の龍蔵寺町まで流されましたが、数日たって、変わり果てた姿で家へ帰ってきました。私たちは残った物置小

屋で生活を始めましたが、もう二度とこんな水害は遭いたくない。そういう思いでいっぱいでした。そして、その数年後、今度は家が火事で焼け、ほんとうに水と火の被害に遭ってしまいましたが、母親は、火事は家だけ持っていくからいいけど、水は全てを持っていってしまう。水はほんとうに怖いものだということを常々語っていました。

私が長野原へ嫁いできましたとき、ダムはまだ反対闘争の最中でしたが、だんだんと、下流都県に嫁いでいった妹、そして下流都県へ就職していった兄弟たちが、利根川のほとり、または荒川のほうのほとりで生活しておりまして、雨が降ると川の水がすごいんだよねという言葉をするようになりました。私は、祖父母、そして父、そして夫、この三代が、ダム反対から条件つき賛成、そしてダム賛成へと変わっていった姿を見てまいりましたが、決して犠牲になったとは思っておりません。人間は共存して生きていかなければ、平和な、安心した暮らしができないと思っております。下流都県の皆さんが、八ッ場ダムができることによって水の供給を受け、そしてまた洪水からの恐怖を逃れ、安心した生活ができるならば、私はダムは決して無駄とは思っておりません。

ここ、長野原に嫁いで五十数年、八ッ場ダムのニュースを見るたびに心を痛め、そしてまた政権交代でダムが中止を発表されたときには、ほんとうに身の縮まる思いでございました。なぜ？ なぜ私たちがこんなに責められなくてはならないのか。長野原町は、犠牲になったとか、そういう問題ではなく、お互いに平和に、そして安心して生活ができるように、ダムに賛成に変わっていったと思います。お墓の問題、家の移転の問題、今、お涙頂戴のようなことを言われましたけれども、これは、そのことによって、1日2,000通というブログの誹謗中傷によって、どれだけ心を痛めたことでしょうか。私たちは決してダムによって、涙は流しませんと思いましたがけれども、何か、むなしさを感じるだけでございます。一生懸命、国の安全、国の安心を求める、今日のご意見される皆様のお言葉の中にも、共感、共通することはありますけれども、もうここまできたら、ダムは私は中止していただきたいはありません。移転していった皆様方、そしてまたこのダムの完成を待って、早くダムができれば、早くダムをつくって、完成したダムを見てから死んでいきたいと言った多くの人々。先日もお友達が急死されましたけれども、そういった人々のためにも、ここまできたらもう一日も早く八ッ場ダムは完成して、そして私たち住民に安心した暮らしを与えてほしいと思います。

ぜひ、八ッ場ダム、ここまできたら後ずさりすることなく前へ前へ進めて、そして予定よりも早く完成させていただきたい。そんな気持ちでいっぱいでございます。長野原

町がいい八ッ場ダムの的になって、いろいろと責められてまいりましたが、長野原町が必要としているダムではないという言葉も多く聞かれますが、このダムによって生活再建が築かれ、そして安心した生活が送れるよう、住民のたくさんの皆さんが職につかれるような、そんな生活の場をつくって行って、生活再建を成功させてこそ八ッ場ダムの成功と思います。私たちは、明日を夢見る乙女ではありません。今日、この足元を見て、そして、きのう、おとといを振り返り、ダムをどうしたら早く進めていただけるか。ここまできて、まだまだ反対の声が多く聞かれる中、胸を痛める町民たちの代表として、今日はこの言葉を述べさせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

【議長】 ありがとうございます。速やかに降壇してください。

(公述人降壇)

【議長】 それでは、15時5分まで休憩といたします。

(休 憩)

(公述人登壇)

【議長】 それでは、公聴会を再開します。次は、豊田銀五郎さんから公述をしていただきます。豊田さんは、お体の関係でのご要望により、あらかじめ登壇していただいております。また、公述人からは起業者への質問の希望がありますので、国土交通省関東地方整備局の方も壇上に上がり、起業者席に着いてください。

(起業者登壇)

【公述人(豊田)】 質問がある？

【議長】 一応、そういうふうにはおりましたので。もし質問がなければ、そのままおりで対応しますけれど。

【公述人(豊田)】 いいよ。悪いからいいよ。

【議長】 一応、乗せてしまいましたので。

【公述人(豊田)】 そんなこと言ってないと思う。いいですか。

【議長】 準備はよろしいでしょうか。いいですかね。

現在の時刻は3時6分です。ただいまから公述を開始し、30分間で終了するようお願いいたします。また、終了の10分前、5分前、1分前に呼び鈴で合図をするとともに表示によりお知らせしますので目安にしてください。なお、終了時間までに終了しない場合には公述の中止を命ずることとなります。それでは公述を開始してください。どうぞ。

【公述人(豊田)】 今ご紹介がありました豊田銀五郎と申します。私は今日は、この八

ッ場を、ご存じのとおり大変長い時間がかかっております。そんな中で、今日、公聴会が開かれるわけですが、その過程等々、いろいろ難しい状況の中で、またここで何を言うべきか、そういうことも、大変、ここにおられる方々もいろいろな方がおりますが、何が適切かということで、私もいろいろ迷いました。いろんな人の意見を聞いて今日に至りました。したがって、認定庁の担当の方にもいろいろお話し申し上げ、当日になって、いろんな形の中で考えていることを言いたいということで、白紙で了解をいただいて、時間も10分でもいいと言ったら30分とっていただきました。そんなことで、私は話が下手なのであれですが、そんなに長い時間、申し上げることはありません。しかし、中身においては、これからハッ場ダム事業がスムーズに、今まで時間がかかり過ぎております。スムーズにいくためにはどうしたらいいかという観点からここに立ちました。そういうことで、意のあるところを酌んでいただいて、お聞きをお願いしたいと思います。

申しわけありませんが、足がちょっと調子が悪いものですから、座らせていただいて話させていただきます。失礼します。

ハッ場ダム事業は下流1都5県の方々の取水・利水のために必要であるということで協力してきました。そして、3事業、すなわち補償事業、水特事業、基金事業等により、私たちの生活再建事業、地域振興事業を、国、県、下流の方々の協力により進めてきました。いろいろありましたが、ようやくダム本体が着工になり、不測の事態がない限り予定どおり進むものと期待しております。

しかし、未着工のものを含めて、生活再建事業、地域振興事業は、私たちが納得する状況には至ってはおりません。まだまだ難しい問題があると思っております。そんな中で、全ての事業を進めていくためにも事業認定が必要だという判断のもとに、そのことにも協力してまいりました。したがって、私たちが協力した事業認定が、生活再建事業、地域振興事業の妨げになるような運用はしないよう、特にこれをここでお願いしたいと思っております。いずれにしましても、全てのダム事業が無事完了するまで、私たちが努力を惜しまないつもりでございますので、生活再建事業、地域振興事業等々が完了するまで、今日、認定庁の皆さん、あるいは国土交通省の皆様に、ご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

とりあえず要約すると、今日、私が申し上げたいことはそういうことで、この話の中で国土交通省の皆様に聞きたいことはいっぱいありますけれど、正直言って、この場において私は正式にここで話したいということを申し込んだ覚えはありません。ただ、時間が十

分ありますので、今、私が考えていることに対して、国土交通省あるいは認定庁の方が答えてくれるとしたら、話を、特に地域振興事業あるいは生活再建事業に対して、私たちの望んでいることに対してどう思っているか、せっかく議長さんが機会を与えてくれたというか、そうおっしゃったので、できれば認定庁、特に国土交通省はいつでも近くにおりますので、認定庁の立場の人にできればお聞きしたいです。

【議長】 すみません。この場合は、事前にお知らせのとおり、起業者側への質問はすることになっていきますけれど、認定庁に対する質問をする場ではないという整理をさせていただいています。生活再建事業については、むしろ起業者側の答えが妥当かなと思うところもありますので、もともとの質問の要旨にはありませんけれども、生活関連事業について何か回答があればお願いします。

【起業者(土屋)】 ハッ場ダム工事事務所の副所長の土屋です。よろしく申し上げます。

ただいまの豊田様がおっしゃいました生活再建事業につきましては、ダム事業の進捗に合わせるというよりも、ダム事業は完成と同時に皆様の生活再建が成り立つように、地元の皆様と協議させていただきながら、最後まで事業を進めてまいりたいと思っております。以上です。

【議長】 よろしいですか。

【公述人(豊田)】 認定庁の方は答えられない。

【議長】 すみません。事前にも、公述で遵守すべき事項にも書いていますけれども、そういうことにさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

【公述人(豊田)】 遵守といいますけれど、同じ日本人だから、考えていることが社会常識にのっとったようなことで、私は参画したいと。だから、そのとき良識ある話をしたいからということでしたら。

【議長】 マイクをお使いください。

【公述人(豊田)】 時間をそれだけとってもらったわけです。だから、せっかくの時間だから。第一、私たちは認定庁というのがどういうものか、そういうことすらよく理解できないのですよ。

【議長】 すみません。ただいまのご質問ですけれども、先ほど申し上げたとおりですけれども、あえて言わせていただきますと、認定庁というのは、土地収用法の適用が妥当かどうかというような判断をするところでして、実際に、要は水源地域対策とか、そういうものについては、我々のほうで事業としてやっているものではありませんので、私ども、

そもそもお答えする立場にないということでございます。ご了解ください。

【公述人（豊田）】 わかりました。であれば、今まで私が申し上げたことをご理解いただいて、適正な運用をお願いしたいと思います。

【議長】 よろしいですか。ありがとうございました。では降壇してください。

【公述人（豊田）】 降壇してくださいって、せっかく時間があるんだから。いいですか。

【議長】 いえ、時間が経過しているためもう次に移りますので。

【公述人（豊田）】 では重ねて申し上げますけれど、国土交通省の方は、今、副所長が言われましたように、私たちの話を、希望をよくご理解いただきまして、スムーズに全ての事業が進むよう、ご協力をお願いします。それでは私は以上で結構です。

【議長】 ありがとうございました。では降壇願います。

（公述人・起業者降壇）

【議長】 次は、竹本弘幸さんから公述をしていただきます。竹本さんは壇上に上がり、公述人席に着いてください。また、公述人からは起業者への質問の希望がありますので、国土交通省関東地方整備局の方も壇上に上がり、起業者席に着いてください。

（公述人・起業者登壇）

【議長】 準備はよろしいですか。

【公述人（竹本）】 ちょっと待ってください。

【議長】

現在の時刻は3時17分です。ただいまから公述を開始し、30分間で終了するようお願いいたします。また、終了の10分前、5分前、1分前に呼び鈴で合図するとともに表示によりお知らせしますので目安にしてください。なお、終了時間までに終了しない場合には公述の中止を命ずることとなります。プロジェクターを使用しますので、少し照明を落とします。

それでは公述を開始してください。どうぞ。

【公述人（竹本）】 竹本と申します。群馬県について、30年ほどずっと地形及び地質あるいは火山災害について調査してきた者です。今回は、国土交通省が公式に出している書類を検討しまして、かなりひどいということがわかりましたので、そのことを中心にお話ししたいと思います。また同時に、長野原町の方が今後、受けるであろう被害、あるいは想定される土砂災害について、具体的にお話をしたいと思います。では始めます。

実際にハッ場ダムというのはどういう場所かということから、まず始めます。ちょっと

文章にまとめました。吾妻渓谷は、強酸性で熱水変質作用を受けた脆弱な地盤と急峻な地形で構成されています。この山間地の生活地盤というのは、実を言うと浅間山の山体崩壊物によってつくられています。簡単に言ってしまえば、崩れ落ちてきた土砂でできています。この土砂は、吾妻川が深い谷を刻むことによって地下水面が下がりがまして、実際に水で飽和した状態から脱し、地すべりという危険状態から脱したのが事実です。結局、そこにまた水を張ると逆のことが起こるという極めて単純な話なのです。こんなことを平然とやってのける国土交通省の方々を私は理解できないというのがまず第1点です。

次にダムを造ることで想定されることを、ざっと7つ挙げました。簡単に言うと、上流のほうでは河床勾配が変わってしまいますから、側方侵食が起こります。今、長野原草津口駅前の川のところで、側方侵食を防ぐための工事をやっていますけれど、実際にダムができれば側方侵食が進むだろうこと。それから、何より一番心配しているのは、応桑層は崩れ落ちてきた土砂ですから、当然これは崩れてしまうということ。崩れるということは、ダムは埋まり機能しないということになります。3番目として、場所によっては崩壊土砂によって湖面津波が起きるだろうこと。4番目、これはダム湖の埋積ですから、当然、砂防機能などは落ちてしまいますから、下流都県にとってみれば土石流災害を発生させるものをためるだけです。そして、集中豪雨や火山噴火が起これば、当然、吾妻川の下流、利根川について大きな影響を与えるだろうこと。しかも、利根川の河床の河床上昇は逆に、群馬県、埼玉県、下流域の洪水被害、こういうものに大きな影響を与えるだろうこと。水質悪化の問題や空ダムの影響について今回は触れません。

次に、実際に八ッ場ダムの堆砂量に関して国土交通省が提示しているものを検討しました。実際にどういう部分で不正な情報操作が行われてきたか挙げます。1番として堆砂量。堆砂量を計算する選定地がでたらめであること。それから火山性黒ボク土に関する記述が嘘であること。さらに浅間火山側の排出土砂量を排除しています。それから浅間山の噴火実績も排除しています。八ッ場ダムを運用中に浅間山が噴火しないことが前提になっています。

2番目、火山噴出物量実績を排除しています。防災計画を見ますと、実際に泥流が発生した場合、1億トンというものがありますから、これを防ぐためにはダムが機能する、水位を下げていれば止められますよという話なのですけれど、天明噴火の時は、それ以上の降下軽石がありましたから、泥流が流れてくる前にダムは埋まります。このことは知っているはずですが。

実際に、八ッ場ダムの堆砂量試算にどのような点で問題があるか述べます。まず堆砂量を考える上で、活火山2つを流域に持つ八ッ場ダムと地質条件が共通する近傍ダムなどはありません。ないにもかかわらず、さもあるかのように報告をしています。それから、一番私がおかしいなと思ったのは、ウォッシュロード効果という表現です。ウォッシュロード効果については、この地域では特殊な火山性黒ボク土が分布しており、これは流せるのだという話です。群馬県の火山を調査している私からすれば、随分インチキなことが書かれているなど。実は群馬県の黒土層は全部、火山性黒ボク土です。では、実際に火山性黒ボク土が流れ込んでいる霧積ダムはどうか。霧積ダムでは堆積しています。ですから、この記述は明らかに虚偽であると言えます。

そして3番目として、流域最大の土砂供給源の浅間山の噴火実績。これは全部排除しています。これをもし入れた場合には、運用している間、1,750万立方メートルの不正操作がばれてしまいます。このように極めて悪質なデータがずっと並んでいます。結局、堆砂量試算を計算上、減らすために、いろいろやっていたということがわかりました。

実際にもっとわかりやすく言うと、では1つの例として霧積ダムをとってみます。霧積ダムは、浅間山からの距離がほぼ八ッ場ダムと近い関係にあります。流域面積は、八ッ場ダム上流域で707km²です。一方霧積は20.4km²です。それで、計画比堆砂量というのがあります。八ッ場の場合は1平方キロ当たり245立方メートル/年、霧積は196立方メートル/年という計画比堆砂とあります。もうこの時点で、このデータ自体が偽りだというのは、皆さんお気づきだと思います。八ッ場ダムの流域面積が霧積ダムの35倍もあるにもかかわらず、計画比堆砂量/年がこんなに小さいわけがないわけですね。それでも100歩譲りまして、では霧積ダムの実績堆砂量はどうか。実績は716.6立方メートル。つまり計画から比べますと3.65倍堆積したという事実があります。では八ッ場ダムの堆砂容量はどこをもとにして計算しているのか。これは吾妻川ではなくて、草津白根山側の白砂川及びその上流にある小さな尻焼温泉だと思うのですが根広第一堰堤。この2つを利用しまして、全部引き伸ばして流域面積35倍に相当する堆砂量を出していたわけです。その結果の計算が1,750万立方メートルです。私は、受け入れがたいのですけれども、霧積ダムの分の実績を受け入れて計算をしてみますと、6,330万立方メートルとなります。つまり、この計算でいっても、八ッ場ダムは、浅間が噴火しなくても埋まってしまうという数値になります。

次に、この画像は、具体的な場所がおわかりになるようにと思ひまして作成しました。

堆砂基準がこのような、草津白根山側の根広とか白砂川第一堰堤で行っていました。本来であれば、八ッ場ダムの上流域の各支流河川から来る土砂量を全部計算した上で出さなければいけないのですけれども、それをやっていません。つまり、この話自体が全てあり得ない、意図的なものであるということです。

この画像は、セントヘレンズ火山の噴火の様子です。このように山体崩壊を起こしますと、膨大な土砂量が供給されます。右側は、そのセントヘレンズの噴火のときにどういうことが起きたか。これが吾妻溪谷だと思っていただければいいです。2万4千年前にはこういう状態になっていました。

国土交通省の人に最初の質問です。こういう土砂ダムというのが豪雨の際にはできます(2012年の土砂ダム事例の画像を提示しながら質問)。このような土砂ダムができた場合に最も有効な災害防止策を1つとその理由を答えてください。大体、1分もかからない答えで結構です。

【議長】 起業者側、お答え願います。もしあれでしたら座って公述させていただいて結構です。

【公述人(竹本)】 はい。

【議長】 回答をお願いします。

【起業者(藤原)】 八ッ場ダム工事事務者の藤原と申します。ご質問に対してお答えいたします。さまざまな土砂災害があるので、有効な対策はケース・バイ・ケースになります。……。

【公述人(竹本)】 このことだけにお答えください。土砂ダムができた場合に最初に何をやるかということです。

【議長】 司会が発言を許してから発言をしてください。今の、聞こえたと思いますけれども、今の点について端的にお答えください。

【起業者(藤原)】 このような天然ダムが形成された場合には、事前にダムの貯水量を下げしておくことによって、天然ダムによる段波を捕捉することができると、3・11、震災を踏まえた今後の治水システムに関連する知見、情報の整理でもうたわれております。

【議長】 では公述人、続けてください。

【公述人(竹本)】 今のは答えになっていないのですけれども、いいです。その程度の認識しかないということはわかりました。結構です。

それで、実際にこのような現場、ここにダムを建設するとどんな被害が発生するでしょ

うか。一応、そちらの答えを想定して書いておきました。これで正しいでしょうか。

【議長】 ご質問ということですか。

【公述人（竹本）】 そうですね。

【議長】 画面を見ていただきますけれど、これについて正しいかどうかというご質問です。

【起業者（藤原）】 ハッ場ダム工事事務所の藤原と申します。

【議長】 名前は言わなくて結構ですので、すぐに教えてください。

【起業者（藤原）】 先ほどと、繰り返しになりますが、同様の回答とさせていただきますと思います。

【公述人（竹本）】 同様の回答？

【議長】 ちゃんと教えてください。

【起業者（藤原）】 事前に、下流にダムがある場合には。

【公述人（竹本）】 下流にダムはありません。この状態になった場合という話をしています。それで、もし仮にここにダムをつくるとどうということが起きますかということ聞いています。

【議長】 すみません。土砂ダムができたときの対策としてどういうものが適切かということ聞かれているということですか。

【公述人（竹本）】 そうです。もう、日本全国どこでも起きることですから。

【議長】 それで、それに加えて、その下流部にダムがあったとするとどういう状況が起こるかということのご質問ということですか。

【公述人（竹本）】 ダムをこれからつくるとすると、ここで何が起こるかということ聞いています。

【議長】 はい、ではそれについてお願いします。

【公述人（竹本）】 こんな基本的なことも答えられないのでは、起業者として不適切です。

【起業者（小宮）】 では、ハッ場ダム工事事務所、小宮と申します。今の……。

【公述人（竹本）】 答えはここに書いてありますよ。

【起業者（小宮）】 ちょっと今、私が答えますので。今、田辺市、あと十津川村、あとこっちの田辺市熊野ということで、河川工学者の回答例というようなことが出ています。それで、今のご質問はこれが正しいかどうか。それで、我々、関東地方整備局のハッ場ダ

ムの起業者として、今ここに公述している立場ですので、直接それらの点について、現在のところお答えは……。

【公述人（竹本）】 これは一般論ですよ。

【起業者（小宮）】 持っていないというところでございます。

【公述人（竹本）】 情報が無いわけですね。国土交通省としては……。

【議長】 では公述を続けてください。

【公述人（竹本）】 国土交通省としては、こういう土砂ダムができたときに、対策がとれないということですね。一般のこういう崩壊土砂がたまった場合には、まず土石流災害を防ぐために水を抜きます。崩壊した土砂についても、ここにダムをつくって水を張ったら再流動してしまいますから、これは避けます。これは河川工学、土砂災害のイロハのイです。それで、もう一度、皆さんの正式な回答をここに書いておきました。実際にこういうことが起きると、土石流災害とか洪水災害がありますから、これを防ぐために水を抜くということ。そして飽和した土石を除去します。理由は単純です。崩れやすくなった地盤を安定化させるためです。これでよろしいですね。

【議長】 ご質問の点については、もともとのご質問の要旨の2番ということで、出されていたものについてのご回答ということですが、これについてのご回答はどういうことだったのでしょうか。いいのですか。

【公述人（竹本）】 いえ、彼らの話で、答えられないというのはよくわかりましたし、この程度のことも理解していないということがわかりました。

【議長】 では公述を続けていただきます。

【公述人（竹本）】 質問3として、実を言うと、応桑岩屑なだれ堆積物が流下してきた直前の浅間山の噴出物は何ですかという質問をしました。

【議長】 では、これについてお答えください。噴出物の認識いかんということですね。

【起業者（藤原）】 応桑岩屑流堆積物の流下直前の浅間山の噴出物は、現在の黒斑山周辺で確認されている地質の成層構造から、安山岩を主体とする溶岩や火山砕屑物等からなるものと認識しております。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（竹本）】 ありがとうございます。今の回答は全部うそです。これは、実を言うとプリニー式噴火といって、軽石噴火している最中に崩壊していますから、直前のものはB P軽石です。ここ（事前提出資料）に答えも書いてあります。実際に、これは立馬

地区のところの林層と言われている基盤のところをはいおりている応桑層です。吾妻川流域ですと、岩屑なだれの下に必ずB P軽石が入っています。現地で全部、確認しています。実際に中之条でも、応桑層の下では地滑りが起きています。

次に応桑層の特性を説明します。ここに粒度分析と水浸変形実験のデータが出ています。私はこの表を見た途端に衝撃を受けました。なぜかという、この時点で、応桑層の性質を全く知らない人がサンプリングし、分析した結果を公表していたからです。それから、サンプルを水につけた場合、変形率、大体20センチぐらいのピースをとって、30センチの板に載せ、水漬けにして、それを押して潰した実験結果です。これらの変形率を20メートル換算で、わずか4.8ミリとか8.4ミリしか変形しないという、極めて不可解な結果を表示していました。これも、応桑層の性質を全く理解していないということがこれでわかりました。実際に、この状態でダムをつくりますと、どういうことが起こるかという、1つには過去の事例として、やんば館の裏のところでは応桑層の堆積面がありましたが、これは現在の道の駅のところのすぐ下ですけれども、ここで堆積面が一気に崩れ落ちています。これは深層崩壊というのですけれども、こういうことが起きています。実際にこれから湛水しますと、応桑層の下に引いているB P軽石がすべり面になりまして、応桑層が、ひどい場合は一気に崩れる可能性があります。もちろん、初めから一気に崩れるというよりは少しずつ崩れていくと思いますけれども、地震動が伴った場合は、これは崩れます。そうすると、その時点で、地元住民の方の生活基盤が奪われてしまいます。

次に、先ほどもお見せした粒度分析がいかにかがわしいかということ、画像でお示しします。サンプリングされた同じ川原畑のところでは検証してみました。川原畑では強溶結の火砕岩といって、これは、浅間山の山頂部で実際に堆積したものですから、これはもう固結していますから、このようなものをサンプリングし水漬けにしても変形はしませんし、ほとんどしません。溶結した火砕流もそうです。しかし、こういう通常の固結しない火砕流、降下スコリア、降下火山灰、土壌層ブロックなどを皆さん想像してみてください。水漬けにして指で押しただけでも変形します。変形することが当たり前なわけです。こういうことすら、この起業者は理解していないということです。そして分析データもでたらめだったということです。

次に、応桑層についての特性を把握していないにもかかわらず、どういうことを考えたのだろうと。あの数字からすると、応桑層は、均質な火砕岩で、固結しているというような認識だと思います。実際はそうではないということが、今の画像でおわかりになったと

思います。

起業者は、このような地すべり対策として、排土工法、押さえ盛土工法、杭工法、アンカー工法の4つを提示してきました。

排土工法：巨大なメガブロックの場合とか岩盤クリープの場合には有効性があります。しかし、水につけると崩れる。簡単に言えば、おにぎりを水につけてゆらせば崩れるのと同じです。そんなものに排土工法をしても意味がありません。

押さえ盛土工法：全体にやった場合、応桑層の分布しているところ全部にやらなければなりませんから、これは貯水量が激減します。

杭工法：これもブロックできていますから、どこにそのブロックがあるか把握していなければ杭を打つ意味がありません。

アンカー工法：これはpH1から3の強酸性の地域ですと、ここでもし仮にアンカーを打った場合に、果たして耐えられるかどうかということですね。それも問題があります。

次に、応桑岩屑なだれの流下に伴って形成された不透水層だとか地すべり面の存在認識があるかどうか心配になり、各有識者会議委員に証拠資料をつけて書類を送りました。実際に、ダム計画に疑問を持っている方たちはすぐ反応されましたけれども、ほかの方たちは反応しませんでした。つまり、彼らは認識がないのです。これは、私が送った証拠画像（有識者会議委員への送付記録）です。有識者会議のメンバーの多くの人に送りましたけれども、彼らはこういう認識がありません。そういうメンバーで構成されている会議でした。

では、長野原の人たちがどこに気をつけたら良いかということを検証してみました。例えば、応桑層が実際に堆積する各所の中で、3つの層準ですべり面が存在する可能性があります。特に石畑・川原畑・上湯原・林地区の皆さんは、この点についてぜひ注意してほしいということ。それで実際に災害が発生した場合は、長野原町の方の生活基盤を奪う可能性があります。実際にこの指摘を受けながら、今の起業者の回答でおわかりのように、彼らは地盤について全く理解していない。有識者会議のメンバーの中にも、そういうことをわかっていない人たちで構成された会議でした。ですから、こういうことが起こりますよという指摘を念頭に入れた上で、災害が発生したときには全部この方たちに責任を負ってもらうように、この指摘を担保して計画を進めるように起業者に言ってください。

次に、皆さんにわかりやすい画像を使って、実際にどのように地すべり面ができるかということをお話しします。これは、応桑層のすぐ下の部分です。先ほど私は、BPという

軽石が下に敷いていますよとお話ししました。これはどこへ行ってもこのように敷いています。この地層は、粘土化しています。画像で気がつくと思うのですが、ここに変な丸い球があります。これは上にあるこの小さなブロックの重みでもってへこんでいる場所です。ここがくぼんでいます。そして、この茶色くなっているのは地下水位が上下したことにより出来たものです。少なくとも、応桑層の下には2つの層準で、間違いなく、この部分が地すべり面になる可能性があるということです。

先ほど私は応桑層自体を、おにぎりに例えましたけれど、水につかると崩れやすいという事例があります。これは湖面3号橋の林地区側のところです。付帯施設をつくろうと穴を掘った場所です。ところが、その穴を放置してしまっていて、水がたまったら崩れてしまったのです。慌てて、国土交通省がここに石垣を組んで、崩れ防止と同時に水抜きパイプを入れていました。また、大雨が降ったときに崩れたのもここにありますが、この状態はそのまま放置されています。つまり、想定されることというのは、水で飽和すると崩れるというのが現実目の前にあるということです。

それから、皆さん忘れてならないことは、吾妻渓谷は連続雨量120ミリで道路・鉄道が停止します。その背景には、何とんでもなく応桑層の存在が大きくて、崩れやすいからです。JRもここに鉄道を引いていますけれども、大雨が降ると止めます。もう一つ、注目すべきものはこの部分です。河川沿いの崖でありながら不自然に出入りに富んだ崖があります。これは、実を言うと全部、ブロック崩壊を起こした爪痕なのです。これは、たまたま、吾妻川が一生懸命、谷を掘ってくれたので崩壊が止まっただけなのです。ここに水を入れて応桑層が飽和すれば、同じことを繰り返すことになるでしょうということです。湖面津波の発生についてはちょっと複雑なので、この程度にしておきます。

つまり、応桑層が水によって飽和することで膨張したり、凍結・融解を繰り返せば、当然、ばらばらと崩れ始めていきますし、ひどい場合は一気に崩れてしまうということが、この仕組みでわかるわけです。

この画像は、応桑層の堆積面をプロットしたものです。本来はずっと平らでないといけないものですね。ところが、この地区ではきれいにずり落ちてしまっています。これは、既に応桑岩層なだれが、地すべりや崩壊を起こしている証拠です。この位置まで下がってしまっているわけです。熱水変質帯とぴったり一致しているところで落ちていることがわかります。それよりも、吾妻川が谷を掘った後は、起きていないわけです。つまり、このような場所でダムを造り湛水すれば、これはまた動き出しますよということが、これでお

わかりになるかと思います。

実際に、この周辺部の地形をもう一度、調べました。先ほど触れたやんば館の裏、そして上湯原のこちら側にも実を言うと深層崩壊の地形があります。それから、八ッ場ダム工事事務所が初めに「蛇行地形」だと、うその事実を公表した部分について言えば、地すべり土塊が動いたために河道も同様にシフトしたということがわかっています。何よりも、こちらの立馬側の堆積面、平らな部分と、こちらの上湯原の堆積面が、実に50メートル以上も食い違う落差があります。ここでの高さの食い違いだけでも、これが地すべりだというのがわかります。

今お話しした仕組みというのはこういう形でまとめられます。今現在、安定しているのは、応桑層の水を切ってくれているおかげで助かっているわけです。熱水変質帯やBP軽石という、まさにビニールシートではないけれど、すべり面になり得るもの、降った直後に、おにぎりに例えると、非常に凝集力の乏しい応桑層が谷を埋めているという状況です。そんな中で、吾妻川が一生懸命に谷を刻み、地下水面を下げてくれた結果、今の生活地盤が安全な状態になっている。ただし、応桑層は、地震や大雨が降ると崩れるということがあります。八ッ場ダムを造り湛水した場合、想定されることは、飽和と地震動で、ダムが埋まってしまうよということがあります。

国土交通省が当時の連立政権に対して提出した極めて悪質な回答書がここにあります。3・11のタスク報告書と、民主党に提出した部門意見書です。実を言うと、この2つの文書の記述が異なるのです。1つは、上湯原について、タスクフォース報告書では崖錐堆積物、民主党に対しては、これは以前の記述のまま、「川の蛇行地形」であると報告しています。しかし、実態は両方とも間違いです。そういうことが書いてあります。

そこで、私が質問したかったのは、この報告書の中で述べられている「応桑岩屑なだれについて見解を述べた専門家」は、誰か教えてくださいという質問をしました。どなたですか。

【議長】 ただいまの質問についてご回答願います。

【起業者（藤原）】 回答させていただきます。八ッ場ダムの地すべり等の検討については……。

【公述人（竹本）】 応桑岩屑なだれの専門家は誰ですかと聞いています。

【起業者（藤原）】 国立研究開発法人土木研究所の助言を得ながら進めてきており、応桑岩屑なだれ堆積物に係る報告や回答に不備があったとは考えておりません。

【議長】 公述人、公述をお願いします。

【公述人（竹本）】 では、その方は応桑岩屑なだれについての研究発表や論文がありますか。

【議長】 起業者側、追加的な質問ですけれども回答できますでしょうか。

【公述人（竹本）】 私はそれについて聞いているわけですから。組織について聞いているわけではありません。いるならいる、いないならいない。

【起業者（小宮）】 お答えいたします。今、土木研究所のダム、地質、地すべり等の専門家と答えているので、ご質問、論文があるかというのは……。

【公述人（竹本）】 人物です。それでは、質問に答えられないということですね。

【議長】 個人名まではお答えできないということですか。

【起業者（小宮）】 個人名までは差し控えさせていただきます。

【公述人（竹本）】 その方は論文もありますね。後でちゃんと調べますよ。

【議長】 すみません。ちょっと公述をお願いします。

【公述人（竹本）】 これは、まさにその質問なわけです。個人名は答えなくてもいいですけれども、ちゃんとあるかないかを聞いているわけです。

【議長】 論文があるかどうかを聞いておられる。

【公述人（竹本）】 そうです。研究発表や論文があるかどうかを聞いています。あるかないかで結構です。

【起業者（小宮）】 今、お答えについては……。

【公述人（竹本）】 お答えできないということですね。

【起業者（小宮）】 はい。

【公述人（竹本）】 それでは、結構です。

【議長】 では公述人、続けてください。

【公述人（竹本）】 そうしますと、八ッ場ダムについて言うと、先ほど触れたように、6,000万から1億立方メートルなのですが、鎌原は1億立方メートルだという話をしていました。しかし、先ほど言ったように、天明の噴火の軽石層はそれを超えてしまうのです。ほかの過去のB軽石、C軽石、ほかのでもこれは埋まってしまいます。つまり、事前に泥流対策になるんだ、防災対策になるんだというのも、これは破綻しているわけです。両方考えなくてはいけないわけですから、3・11以降、これぐらいのことは考えなくてはいけないにもかかわらずやっていないということですね。つまり、この防災論そのものも機能していないということです。

実際に繰り返された上湯原の不正なデータについてお話しをします。先ほど出した図です。実際に立馬とこちらでは、こんなに高さが違います。でも実際に埋まったのは、この堆積物の分布でわかっています。防災研についても、これが地すべりだということをちゃんと認定していますし、路頭でも見つかっています。いろんな証拠がありまして、地すべりと認定しているにもかかわらず、片方では蛇行地形、片方では崖錐というふうに虚偽の報告をしています。これはもう明らかにうそが書かれているわけです。

実際にこれは国土交通省の出してきた地質断面図です。古い地層が新しい地層に乗り上げていますが、国交省はこれを河川が蛇行した地形だといって証明したとしています。実態は、自分たちの提示した証拠資料が逆に「地すべりを証明」しているわけです。群馬県も同じように把握しているにもかかわらず、「地すべりではない」というふうな認識です。蛇行地形が崖錐となって偽装された上に、こういうものを住民に全く説明しなかった、県、JR、有識者の責任というのは大きいと思います。このお三方、こういう事実を見ながら、フィールドを歩いて確認していれば、絶対にこんなものを承認するわけがありません。何らかの意図があったとしか思えません。

次の画像は、新駅前工事のところの事象です。これは新駅前で見つけた、岩屑なだれが地すべりを起こして逆傾斜している様子です。こちらに向かって応桑層の堆積面が傾斜しています。山は画面の右手ですから、応桑層がクリープしていることがこれですぐわかります。左の画像を見てみますと、軽石の上にこういうブロックがあります。これが地震性の崩落だというのは、水で運ばれた場合、火山灰自体、摩耗されてしまうわけですが、塊のままあるということは、がさっと崩れたことをあらわしています。一方、右の画像が土石流です。古墳時代以降、この場所でかなり頻繁に土石流が発生していることもわかります。

地すべり面というものについて、ボーリングをしても認定できないという話をしていますけれども、現場でちゃんと実例が出ています。

この画像を見ると、面に沿ってきれいに湧水があります。これに対して対策を打っているといたしながら、パイプを打っていますけれども、パイプを打ちながら、周りで全部、漏水しています。つまり、この対策自体が全く機能していない。谷に水が流れずに尾根の先端で水が出ています。これも地すべりである証拠です。この証拠に対して、私はこれを提出していますけれども、起業者は違うということを言っている。極めて悪質です。

次の画像は、国道のほうから見た上湯原の様子を示しております。本来この高さにある

べき応答層の堆積面が、この位置まですべり落ちているということです。それに加えて、この背後に崖錐堆積物があります。地すべりが起きた場合、崖錐が一緒になって襲ってきますから非常にリスクが高いです。それから、冬場になると凍結・融解が、春先もそうなのですけれども、落石が降ります。落石は、高さ1に対して到達距離は3の関係ですから、高さ300メートルあれば900メートルまで到達しますから、防災対策を考える場合、駅前にちゃんと落石対策の工事をしなければいけないのですが、それをしていません。それからもう一つ重要な点は、この斜面堆積物は、実はこの崩壊を抑えるための押さえ盛り土の役割をしているのです。それにもかかわらず、駅前の敷地を確保したいために、この崖錐を今、除去しています。極めて矛盾する工事をしています。

次の画像は、浅間山についてです。これは、私の学位論文ですけれども、浅間山は大体、1回のステージで10立方キロメートルの降下物を噴出するのですけれども、今、前掛期で既に3立方キロメートル噴出しています。この中を見ていきますと、大体、周期で言うと300から800年なのです。早川由紀夫さんの研究している草津白根山では1,000年周期。これらの噴火実績を考慮すると、大体、この八ッ場ダム運用期間中には、噴火が起こることを想定しておかなければいけないのですけれども、それをしていないのです。しかも、先ほどあげた有識者の人たちは、軽石だけでもダムが埋まりますよというデータを送りましたけれども、一切、反応はありませんでした。結果的に見ると、ここは、こういった災害は、ダムをつくと全部増してしまいます。現地再建するのが一番安全ですよということが1つです。

私は特にこの中で、長野原町の方たちのことを考えてみると、このダム計画を進めた場合に災害が発生した際には、速やかに中止してほしいと願っています。何十年にもわたってだまされ続けていたわけで、踏んだり蹴ったりです。これからも土砂災害のリスクを背負わなくてはいけないというのはひど過ぎますので、それでもダムをつくり湛水試験をやって、ちょっとでも崩れたら、申しわけないですけど、全部、ダムを撤去してください。ただし、その撤去は、長野原町の中小の土木関係者の皆さんの手で、もとへ戻すようにやってください。外部発注だとか大手に出さないでください。

それから、この事業を進めた官僚の人たち、ダム推進の有識者委員全員を処分するなり罷免してください。どういう人たちかという、ここに挙げておきました。利根川・江戸川河川整備計画の会議に出た際に、捏造氾濫図とか、もういいかげんなものを全部認めたのは小池さんです。それを取り仕切ったのは宮村さんで、地元の大学の清水さんです。彼

にはきれいに情報をあげました。しかも、私の学位論文を【カスリーン台風の報告】で引用していますから、彼にはちゃんと、こうですよと、懇々とデータを挙げましたけれど、一切、反応はありませんでした。全て仕切ったのは泊さんと宮村さんですね。ちゃんと反応してくれた有識者のメンバーはこのお三方だけです。極めて悲しい状況です。以上です。

(拍手)

【議長】 終了ということによろしいですか。

【公述人(竹本)】 では、まだ少し時間があるのならお話をしておきましょう。

私自身は災害について研究していますので、その地域についてよくわかっているつもりです。しかし、私みたいな人間には一切、声をかけずに、民間コンサルに丸投げをして、そして起業者の方も、今質問してわかったのですけれど、全く、このデータに関しても全て事前にお渡ししているわけです。私からすれば検閲されているようなものです。それを1週間、2週間も前に渡しておきながら、それについてさえ勉強もしてこない。それで堂々として出てきて答えている。信じられないというのが率直な意見です。

それから、先ほど最初の陳述の方で、公共性がゼロだと言いましたけれど、私は公共性はゼロではなくてマイナスだと思っています。マイナス50でも100でもいいです。それほどひどいことが今、推し進められています。皆さんは公務員です。公務員は我々が税金で雇っているわけですから、そのことを考えていただきたい。多くの方たちがこれで不幸になっているわけです。とにかく地元の人たちを助けてあげてほしいということ。下流にこんな迷惑になるようなものをつくらないでいただきたいというのが私の訴えです。よろしいでしょうか。あと一分ありますか。

もう一つ言うと、実を言うと、昭和6年になるのですけれども、北埼玉地震というのがありました。これは埼玉で起きた地震ですけれども、吾妻溪谷では、実に50カ所、石垣が倒壊しています。そして山崩れが200カ所もあります。それについて全く考えてもいない。そういうことに対しても非常に腹立たしい。3・11以降、一体何をやっているのですかということが1つ。

もう一つ加えると、これは裏話になりますけれど、3・11のタスクフォース報告に当たって、私の恩師で、国際火山学会までやった先生を途中で呼びとめまして、彼に国土交通省は何をやったか。この場は八ッ場ダムを議論する場所ではありません。大規模な火山活動についての話をしてください。くぎを刺していますね。しかし、実際にタスクフォースの報告書を見ても、八ッ場ダムは安全ですという項目がしっかり入っているわけ

です。先生は、裏切られたような思いをされていまして。少なくともそういうことはやめていただきたいと思います。以上です。

【議長】 時間になりましたので。ありがとうございます。速やかに降壇してください。(拍手)

(公述人・起業者降壇)

【議長】 次は、篠原憲一さんから公述をしていただく予定でしたが、篠原さんご本人から公述の辞退の通知がありましたので、次の開始時刻でございますけれども、若干、公述が早く終わられた方、また辞退の方がいらっしゃいましたけれども、後の日程でまだいらっしゃるっていない方がいらっしゃるということです。もともとのスケジュールの予定どおり16時40分から再開することといたしまして、それまでの間、休憩とさせていただきます。

(休 憩)

【議長】 それでは、公聴会を再開します。次は、遠藤保男さんから公述をしていただきます。遠藤さんは壇上に上がり、公述人席に着いてください。また、公述人からは起業者への質問の希望がありますので、国土交通省関東地方整備局の方も壇上に上がり、起業者席に着いてください。

(公述人・起業者登壇)

【議長】 準備はよろしいですか。

【公述者(遠藤)】 はい、どうぞ。

【議長】 起業者側、準備はよろしいですか。

現在の時刻は4時40分です。ただいまから公述を開始し、30分間で終了するようお願いいたします。また、終了の10分前、5分前、1分前に呼び鈴で合図をするとともに表示によりお知らせしますので、目安にしてください。なお、終了の時間までに終了しない場合には公述の中止を命ずることとなります。プロジェクターを使用しますので、少し照明を落とします。

それでは公述を開始してください。

【公述者(遠藤)】 遠藤保男と申します。よろしく願いいたします。これから意見陳述を始めさせていただきます。

内容は、八ッ場ダム事業はその経過から見て極めて不当な手法が用いられていたこと、それからその必要性がもはやないこと。それからもう一つは、八ッ場ダムは完成したとし

ても、水位変動でダム湖周辺の崩落を引き起こす可能性が高くて、代替地住民に日常的な不安を与える。こういうようなことで、中止を求めます。

八ッ場ダム事業の経過であります。八ッ場ダム事業は1952年にその構想が発表されて、それから17年後に群馬県が正式にダム建設を発表したわけです。それから20年もたって、町長と知事が生活再建案について覚書を締結すると。それまでに20年もかかっているわけです。それから、その翌年には河川予定地指定をしております。河川予定地指定をすると、自分の家を直すにも建て直すにも新築するにも国交省に届け出が必要なのです。極めて当人たちにしてみるとやりにくい状況になってきたわけです。それから、2001年に利根川水系八ッ場ダム建設事業の施行に伴う補償基準というのが、水没五地区の連合体の補償交渉委員会が調印しております。これによって、個別補償の交渉が開始されました。2005年、代替地の分譲基準交渉で川原湯地区も合意して、それから2年たってから代替地分譲手続が開始されたということでありまして。非常に時間がかかっているということです。そして現在は、代替地がほとんどできているのですけれども、その人工造成地の安全性の不安が極めて高まっているということで、水没予定地住民あるいは自治体にとって、こんなとんでもない迷惑なものはないという視点で話を進めさせていただきます。

2005年につくられたビデオがありまして、それは「住民が迫られた理不尽な選択」という題名です。これをちょっと見ていただきたいと思えます。

(ニュースの映像放映)

【公述者(遠藤)】　　こういうような状態で、現地再建方式、ズリアガリ方式と言われてはいますが、そういう形でダム推進に移っていったという経過があるわけです。なぜそういうような選択をしなくてはならなかったのかということでありまして、ここにありますように、これは道路です。狭い道路、狭いまま直しませんとか、あるいは修理しなければならないところが生じても、なかなか修理をしないとか、あるいは川もそうです。災害が起きて、それで川の補修をしなくてはならなくなっても、なかなか手をつけない、直さないということです。そういうような行政圧迫がありました。

ハードの面だけではなくて、こういう行政圧迫もあったのです。路線バス。これは、今はこのバスを見かけることはないのですけれども、これは長野原行きのバスですよ。ここに川原湯の温泉街の郵便局があります。バスは廃止されるし、郵便局は格下げになって、それで業務が縮小されていくというような。ハードからソフトまでどんどん嫌がらせとい

うか不便な状態を強いられていく。そういうようなことで生活が成り立たなくなるというような状態に陥って、それで条件をつけて合意せざるを得なくなっていくというのが実態であります。その条件は何かというと、極力、住民たちの犠牲を少なくするということが大前提でありまして、そこで出てきたのが現地再建方式、自分たちの住んでいるところをそのまま湖ができたならば、湖畔の上に上げて、そのまま集落を上げていくと。ズリアガリ方式ですね。そうやって地域社会を保とうとしたのです。地域社会の平和を保とうとして、そういう選択をしていったわけです。しかしながら、その思惑が全く外れてしまったというのが現実であります。

人口がどんどん減るのです。(スライドのグラフを指して) 上の方は川原湯で、下の方は川原畑の人口です。ここでガクッと減っているのは、補償基準が調印されたのが2001年ですね。だけど補償基準が決まったのだけれども、代替地がないわけです。移っていくところが、代替地で地域再建をするのだと言っていたのに代替地ができていないわけです。代替地ができていないから、みんな、さっさとなくなってしまうと。先が見えないということですね。それで人口がどんどん減っていったということでもあります。

そういう視点で整理してみますと、川原湯温泉街をはじめ340世帯が完全に水没すると。最初からそれがわかった計画なのです。それに対して、もちろん断固反対と、長年の反対運動が続きました。彼らが常に言っていたのは、首都圏に住む人々のために何で水没地に住む住民が犠牲にならなければならないのかという疑問です。怒りですね。これは『都市の理論』という本も出ていますけれども、何で地方が大都市の犠牲にならなければならないのかという、当時、この問題が大変な問題になりました。それで合意させるために、先ほど言いました行政圧迫を加えていって、無理やり同意させられていく。それで同意して、ズリアガリ方式の採用を求めたわけですがけれども、それにオーケーが出たわけです。だけど、そのオーケーを出したときに、安全性や実現性がどこまで確認されていたのかというのが、当時、最初から大きな問題になります。それで、水没予定地の住民にダム計画を受け入れさせるための道具でしかなかったのではないかというふうに世間では言われております。さらに住民にとってひどいことは、先ほどのビデオにもありましたけれど、補償基準を代替地の分譲価格の単価の基準にしてしまっていることです。ですから、土地をたくさん持っていた人は、補償金でそれなりの代替地を手にすることができますけれども、土地を持っていなかった人は住みつけなくなってしまうのです。出ていくしかなくなってしまうということで、これが大きな痛手になっています。それで住民流出が続いたわ

けであります。人口が減少して限界集落化して、存続の危機にあると。それからもう一つは、人工造成地の安全性の不安がある。ですから、現在の残された住民の皆さんは、このような状態にあるので、これ以上ひどい状態にさせては絶対いけないというのが、今日言いたいことです。

八ッ場ダムは不要なのですよ。ここで、嶋津さんが調査された結果を借用させていただいていますが、八ッ場ダム受益予定地の上水道の1日最大給水量は1992年度以降、減少の一途をたどりまして、20年間で200万トンも減少しています。工業用水も同様で、80万トン減少しています。そうすると、合計で280万トン減少したことになります。八ッ場ダム開発水量(スライドには143トンと書かれていますが、正しくは、143万です。これは「万」が抜けています。)のほぼ2倍に相当しているのです。「水がないから八ッ場ダム」と言ったときの、必要だと言った143万トンの倍も水の需要が減っているのです。こういうような現実から、八ッ場ダムはもはや利水上、全く必要ない状況にあると判断して構わないと思います。

その次に治水です。治水も、1998年の洪水がありまして、その洪水は過去65年間で最大の洪水であります。そのときの八斗島の水位が堤防の天端よりも4メートル以上も下を流れていました。この洪水は何かというと、70年に1回の洪水にほぼ等しいと。それで4メートル下を流れていたということは、河川構造令で、堤防の余裕高が1万トン以上のところは2メートルとなっています。だから、2メートルの余裕高プラス2メートル。それだけ余裕があったということなのです。ほぼ70年に1回の洪水が、余裕高プラス2メートルの余裕もあって、水位に余裕があったということから、70年に1回の洪水は、もう十分に流すことができると。よって、治水安全度1/70を目標としている利根川の河川整備計画から八ッ場ダムは削除するのが妥当であると考えます。

もう一つは、これは吾妻溪谷の写真ですけども、吾妻溪谷を道路の上から眺めていると、こんなに細くなっているところがたくさんあるのです。要するに、天然のスリット形のダムになっているのです。だから、流量調節機能はこの溪谷自身が十分に持っているということでもあります。

さらに、八ッ場ダムは危険であるということですね。先ほどの報告にもありましたけれども、八ッ場ダムは極めて危険であります。地すべり等の心配がたくさんあるということでもあります。奥西先生が、八ッ場、この調査に関して、「過去の地すべり履歴のある傾斜面については現状の安全率を1.0と仮定することになっていると。マニュアルではね。それ

で、八ッ場ダムに限らず、ダム事業者の多くはこれを逆手にとって、現時点で滑動していない斜面は安全率が1.00よりも高く、地すべり地とみなさなくてもよいとの考え方に立って、対策工事の仕分けをしているように思われる」と指摘されています。「このような考え方は安全性の原則に反し極めて危険である」という指摘をされております。

まとめは、先ほど最初に書いたのと同じでございます。この3点です。よって中止することを求めます。

それで質問でございます。たくさんあるのですけれども、まず八ッ場ダム水没予定地住民が、何で大都会の犠牲にならなければならないのか。理由があるとするならば、起業者はその理由を具体的に述べていただきたいと思います。どうぞ。

【議長】 1番の質問だと思いますけれども、起業者側、お願いします。

【起業者（藤原）】 回答させていただきます。まず地元住民の皆様には、八ッ場ダム建設事業の計画発表から……。

【公述者（遠藤）】 そういう話は時間の無駄です。やめてください。

【起業者（藤原）】 それでは、八ッ場ダムは、首都圏を抱える利根川の流域の洪水被害を軽減させ……。

【公述者（遠藤）】 それもやめてください。

【起業者（藤原）】 流域住民の生命及び……。

【公述者（遠藤）】 それもやめてください。

【議長】 ちょっと……。

【公述者（遠藤）】 私が聞きたいのは、大都会の犠牲にならなければならないのかという話をしているのです。

【議長】 今、では……。

【公述者（遠藤）】 時間をとめてくださいね。答えが悪いから時間がかかっているのですから。

【議長】 時間をとめるかどうかは私のほうで判断しますけれども、ただいまの質問は、1番の、犠牲になる必要があるのかということで、今、必要性の話をされようとしているのですね。ではそれを答えてください。

【起業者（藤原）】 では続けさせていただきます。八ッ場ダムは首都圏を抱える利根川の流域の洪水被害を軽減させ、流域住民の生命及び財産の保全を図るとともに、1都4県、新たな水道用水及び工業用水……。

【公述者（遠藤）】 すみません。とめてください。答えになっていない。とめてください。

【議長】 では公述人、質問が違うということですので、質問をしてください。

【公述者（遠藤）】 都会が必要とするのはいいですよ。だからといって、水没予定地の人たちが犠牲にならなければならない根拠を教えてください。

【議長】 では起業者側、お願いします。

【起業者（藤原）】 ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討においても、平成22年9月に検証を開始し、予断を持たずに行うという基本姿勢のもとで、今後の利水対策……。

【公述者（遠藤）】 それももういいです。そんなのはみんなわかっています。やめてください。時間の無駄です。

【議長】 では質問をお願いします。

【公述者（遠藤）】 大都会の犠牲になぜならなければいけないのですか。なってもいいのですか。どうぞ。

【起業者（藤原）】 繰り返しの説明になりますが、ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討において、平成22年9月に……。

【公述者（遠藤）】 ではいいです。わかりました。答えられないということですね。そういうふうに認識します。

【議長】 では公述人、次に質問を続けてください。

【公述者（遠藤）】 ではその次。ハッ場ダム水没予定地住民と長野原町はダムに反対することで生活ができなくなってきました。それはどうしてでしょうか。1960年から65年にかけての話です。思い出してください。

【議長】 では起業者側、回答してください。2番の質問ですね。

【公述者（遠藤）】 はい。

【起業者（塩谷）】 では2番の質問について答えさせていただきます。地元住民の皆様には、ハッ場ダム建設事業の計画発表から60年の長きにわたり多大なる不安と苦勞を……。

【公述者（遠藤）】 それもやめてください。

【議長】 すみません。回答については端的に回答していただければ結構ですので、前置きみたいな説明は不要だと思います。ではお願いします。

【起業者（塩谷）】 現在、付替道路等の生活再建事業及びダム本体建設工事を実施して

いるところですが、これも一重に地元住民の皆様や……。

【公述者（遠藤）】 それもやめてください。

【起業者（塩谷）】 長野原町の皆様が苦渋の選択をいただき……。

【公述者（遠藤）】 それもやめてください。ただの宣伝でしかないからやめてください。

【議長】 すみません。とまってください。公述人も回答の途中であれのときは、趣旨はわかりますけれども、私の整理も聞いてください。

【公述者（遠藤）】 はい。

【議長】 今の点につきましては、生活できなくなったのはなぜかということについて、彼らは多分、生活関連事業をやっていますという答弁をしようと思っているのだと思います。それについて、もしコメントがあれば公述人からお願いします。

【公述者（遠藤）】 生活再建事業をやりますと言っているのは全然おかしいでしょう。ダムに反対することで生活できなくなっていったのはなぜかという質問ですから。

【議長】 先ほどの、例えばバスが廃止になったとか、幾つか事例も出されていましたが、ああいうふうになったのはなぜかという質問だと思われるので、それについて、起業者が原因なのかどうかはよくわかりませんが、起業者側としての見解があれば答えてください。

【起業者（塩谷）】 現在、関係住民で組織するダム対策委員会で、ダム湖を中心とした地元の生活再建と地域振興の実現に向けた取り組みを実施しています。八ッ場ダム事業はダム本体と生活再建が車の両輪として進めることが重要で……。

【公述者（遠藤）】 それでは話にならないでしょう。

【議長】 起業者側、回答をとめてください。公述人、追加で質問等があれば言ってください。

【公述者（遠藤）】 要するに答えられないということだというふうに、また整理させていただきます。その次。ズリアガリ方式を採用したわけですが、そのときに技術的な保証はとれていたのですか。どうぞ。

【議長】 では回答願います。

【起業者（塩谷）】 回答します。宅地及び付替道路等の公共施設を構成する八ッ場ダムの代替地区については、昭和55年に群馬県が地元提示した生活再建案が基本となっております。その段階で詳細な検討等は承知していません。

【公述者（遠藤）】 承知していないということですね。皆さん、承知していない。これ

は大事なことなんです。承知もしていないでズリアガリ方式でいきましょうと約束したんです。これでは説得するための材料でしかないじゃないですか。だまし討ちもいいところですよ。それで20年もたっているのですよ。20年じゃないな。60年からだから、もう30年。今、ちょっと頭がぼーっとしているけれど。

【起業者（塩谷）】 いいですか。では続きがありますので。

【議長】 続けてください。

【公述者（遠藤）】 要するに、きちっとした解析や検討をしたかはわからないということですね。ほんとう、怖いですね。

それから、ダム湖になって水位変動が繰り返されると、周囲の傾斜地で崩落が起きることがあると言われております。私もそう思うんです。中の説明は時間がないのでやめておきます。起業者は科学的な根拠に基づいて、もし斜面崩落が起きたとして、最大でどの程度の土の量がダム湖に崩落すると考えますか。いろんなところが一度にバツと崩れた場合です。最大で何トンぐらいの崩落があると予測されますか。

【議長】 ご回答願います。

【起業者（藤原）】 回答させていただきます。ハッ場ダムの建設による湛水に伴う地すべり対策については、これまで地質や地すべり等の専門家の助言を得ながら最新の全国共通の技術指針に基づき……。

【公述者（遠藤）】 それもやめてください。それもわかっています。ちょっととめてください。時間の無駄です。

【議長】 崩落したときに最大でどれぐらいの量が崩落すると見込んでいますかという質問ですので、その数字みたいなものを答えていただければ。

【起業者（藤原）】 必要な地すべり等の対策を、専門家の助言を得ながら講じることとしておりますので、ダム運用後のダム湖に崩落する土砂の最大量を算定することは予定しておりません。

【議長】 ないということですか。

【公述者（遠藤）】 ほら。これもないのでしょうか？ これが怖いんですよ。イタリアのバイオントダムと同じことになるとは私も思いませんが、同じ扱いをしてはいけないと思いますけれども、ただ最大でどんなような災害になるのかというのは予測しなければいけないというのが3・11の教訓でしょうか？ 違いますか。

【議長】 ご質問ということでしょうか。ではただいまの……。

【公述者（遠藤）】 ええ。答えられないのだから。

【起業者（藤原）】 現時点においては、地すべり等の対策を検討する上で対象としている土砂量は、八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討、地すべり等の対策工にお示ししている八ッ場ダム貯水池内地すべりの評価の概査結果一覧表及び八ッ場ダム貯水池内未固結堆積物斜面の斜面再評価結果一覧表に示した地すべり等の規模によると、約1,985万立米となります。なお、今お示した数値については、現時点において地すべり等の対策検討の対象としているブロック範囲内の土砂量であり、ダム湖に崩落する土砂量を示したものではありません。

【議長】 公述を続けてください。

【公述者（遠藤）】 そうすると、最大で一度に落ちる量を想定した場合に約2,000万トンになるということですね。そういうふうに考えていいということですね。違うのですか。

【議長】 ご回答願います。

【起業者（藤原）】 崩落する土砂量の最大量を算定しているわけではありませんので、先ほど説明したとおり、対象としている地すべりブロックの範囲内の土砂量を今回はお示したものであります。

【公述者（遠藤）】 わかりました。そうすると、そちらが対象としているところはあまりにも狭いんです。少ないんです。1.0以上のところを対象としないわけだから。その1.0の扱いが全然間違えているというふうに奥西さんは指摘されているわけです。そういうふうに考えたならば、もっともっと今の……細かい話はやめましょう。

今のは何？ 間もなく終了？

それから、あとは水道水源に不足を来していると言うけれども、もうそんな実態は全くないと。それを認めないならば、科学的根拠とともに数値をつけて反論されたいとか、あるいは治水効果だとか、質問を加えております。しかしながら、時間がないでしょう？

【議長】 そうですね。

【公述者（遠藤）】 終わりですよ。

【議長】 まとめてください。

【公述者（遠藤）】 では後で文書でください。お願いします。

【議長】 回答につきましては、文書で回答するということはいたしておりませんが、ご質問の趣旨があったということは認識しておりますので、それを踏まえた対応を認定庁

としてはさせていただきます。

【公述者（遠藤）】 だって、時間がなくて答えができないのだから、きちっと文書で答えなさいよ。

【議長】 もともと質問も含めて30分以内でお願いするということでございますので、冒頭、スライドも見させていただきましたけれども、それらのご意見も踏まえて我々としても判断させていただきます。ではありがとうございます。

【公述者（遠藤）】 （ダムネーションのTシャツを示して）今はこういう時代ですよ。ダムはもう要らないの。（拍手）

【議長】 では降壇してください。

（公述人・起業者降壇）

【議長】 次は、竹内良太郎さんから公述をしていただきます。竹内さんは壇上に上がり、公述人席に着いてください。

（公述人登壇）

【公述人（竹内）】 紹介もするのですか。

【議長】 特段、必要ありませんので。

【公述人（竹内）】 はい。

【議長】 マイクを使ってお願いします。準備はよろしいでしょうか。

【公述人（竹内）】 はい。

【議長】 現在の時刻は5時12分です。ただいまから公述を開始し、15分間で終了するようお願いいたします。また、終了の5分前、1分前に呼び鈴で合図をするとともに表示によりお知らせしますので、目安にしてください。なお、終了時間までに終了しない場合には公述の中止を命ずることとなります。それでは公述を開始してください。

【公述人（竹内）】 まず八ッ場ダム関係については、ただいま、前の方がいろいろ調べて話してくれましたけれども、ほんとうにダム関係で、道路の悪いところも全然直してくれなかった。まして我々、小学校ごろは、4キロぐらいの農道があったのですけれども、そこを歩いて通ったのですけれども、舗装でなかったものですから、真ん中に草が生えていて、その草の中にマムシがいてかまれた女性もいました。そんなことも、町に言っても全然、ダムだ、ダムだといって舗装もしてくれなかったのですけれど、最近やっと始めたら、いよいよダムというようなことになりました。ほんとうに、このダムというのは、我々がつくってくれと言ったダムではありません。下流都県がどうしても、埼玉県では家

の上を河川が流れているよというようなことで、上田知事あたりは本気で通ってくれました。我々も行かせていただきました。そんなことから、今までの経緯等、少し話させていただきます。

八ッ場ダムが始まったころ、私は小学校高学年のころだったのですが、学校の通学路や学校の入り口にむしろ旗をいっぱい立ててダム反対というような状況が、何年、30年近く続いたというような話も聞きましたし、そんな中で、地域の中でも、隣近所でも話ができなかったというようなことを先輩たちから聞かせていただきました。ほんとうに、ダムのためにどんなに苦しんだか、我々はわかりません。その後、県が生活再建案を提示して、やむなく条件つきで、反対から条件つき賛成というような結果になりました。そのときでも、いろいろとありましたけれども、下流がどうしてもというようなことで、県や下流都県とも調印がされました。平成4年に基本計画の調印式が、関係者が多数出席して、長野原町で条件つきで受け入れ、長野原町で開催されました。その後、工事、道路、代替地等も順調に進捗し、いよいよ家の移転というようなことになりました。工事中の仮設道路では、いろんなところでいろんな問題もありました。けれども、道路ができなければ、車が入れない細い道の地域ばかりでしたから、仕方なく誰もが調印した、許可をしたというようなことでございます。

代替地もできない人たちは町外へ。おまえ、我々の今までの悩んだことがわかるかと言われました。10日ほどぐらいい夜も寝ずに家族と話し合い、先祖代々守ってきた家、土地を手放して町外へ移転した気持ちなどわかるはずがないよな。こんな悩み、苦しんだこと、私は涙が出ました。町外へ出た人、女性群はどこかから嫁に来たからすぐなれたようですが、男性の場合はどこへ行っても話下手で嫌われたというような話を数々聞きました。聞きましたけれども、出た以上はもとには戻れないというようなことで、とにかく一日も早くダムをつくってほしいというのが皆さんの頼みでした。また代替地、道路等で造成され、八ッ場バイパス145号も工事が順調に施工され、ある会社はいまだかつて仮移転しています。

私の家、倉庫等も移転をせざるを得ない状況でした。そのかわり、私の場合は一部の代替地が造成されていたので、倉庫を借りて、家や倉庫の荷物をみんなその仮倉庫に入れて、応桑というところに妻の家があったので、3人で2年間、暮らせていただきました。その冬は、応桑というところは雪がすごいです。朝5時ごろから起きて雪かきをして、妻、子供は会社へ、私は仮移転の倉庫へ通いました。大変な2年、3年間でした。いざ家がで

きて代替地に住んでも、うちの周りには水がたまったり、いろいろな苦勞もありました。ありましたけれども、移転した以上はどうしようもないということで、今、暮らしております。

大事なことを話させていただきますけれども、会社や私の家が解体され、整地も済み、何と言われたか、皆さんわかりますか。わかりませんよね。ある担当の県の職員は、やっどどいてくれたねと、こう言われました。この言葉を皆さんはどう思いますか。ほんとう、棒を持ったら、どつきたい気持ちでいっぱいでした。ほんとうに。でも、そのおかげで、国道145号のバイパスができて、西吾妻にとってはほんとうによかったし、吾妻全体が近くなりました。そして運送業や観光関係の方も、交通止めがなくてほんとうによかったよ、おまえらのおかげだと言われました。そうわかってくれればほんとうにありがたいと思いました。

やっぱり道路というのは一番大事なものののだなと、つくづく思いました。だから、貨物輸送にしろ、旅館、ホテルの、今までは台風が来ればキャンセルがあったのが、今は全然なくてよかったよというような話をたまたま耳にします。皆さんの気持ちもよくわかりますけれど、六十数年、悩み、苦しめられ、ダム本体が完成しても水が貯水できなければ、下流都県もがっかりすると思いますし。

(傍聴人より発言あり)

【公述人(竹内)】 今まで、皆さんそうかもしれないけれど、苦しんだ我々の気持ちもわかってほしいんですよ。

(傍聴人より発言あり)

【公述人(竹内)】 貯水ができねば、今までに使った税金がどうなるか、無駄遣いになるじゃないですか。そういうことを思った場合、ぜひこれはね。

(傍聴人より発言あり)

【公述人(竹内)】 ほんとう、皆さんの気持ちもよくわかりますけれど、我々の気持ちもわかってほしいのが願いです。

(傍聴人より発言あり)

【議長】 すみません。公述人は公述を続けてください。傍聴人の方々、公述人と会話をされる場所ではありませんので、すみませんがよろしくお願いします。

【公述人(竹内)】 いろんな意見はよくわかりますけれど、我々の気持ちもわかっていただければと思ひまして、一応、苦勞話やいろいろな話をさせていただきました。ご清聴

ありがとうございました。(拍手)

【議長】 ありがとうございます。では降壇してください。

(公述人降壇)

【議長】 次は、渡辺洋子さんから公述をしていただきます。渡辺さんは壇上に上がり、公述人席に着いてください。また、公述人からは起業者への質問の希望がありますので、国土交通省関東地方整備局の方も壇上に上がり、起業者席に着いてください。

(公述人・起業者登壇)

【議長】 準備はよろしいですか。

【公述人(渡辺)】 はい。

【議長】 大丈夫ですか。起業者側、いいですね。

現在の時刻は5時23分です。ただいまから公述を開始し、30分間で終了するようお願いいたします。また、終了の10分前、5分前、1分前に呼び鈴で合図をするとともに表示によりお知らせしますので、目安にしてください。また、終了時間までに終了しない場合には公述の中止を命ずることとなります。プロジェクターを使用しますので、少し照明を落とします。

【公述人(渡辺)】 渡辺洋子と申します。

【議長】 開始してください。

【公述人(渡辺)】 よろしく申し上げます。

八ッ場ダム建設工事は、土地収用法第20条が定める、ダム建設により失われる利益をはるかに上回る公益性があるとは到底認められません。したがって、事業認定に反対する意見を述べさせていただきます。

構想発表から63年目となる八ッ場ダム事業は、破壊された水没予定地住民の生活を再建するために、現地再建ずり上がり方式を掲げたものの、机上の代替地計画は地形・地質に大変無理があり、これまでに4分の3以上の世帯が流出しました。何世代にもわたる住民の方々の犠牲は計り知れないものがあります。

八ッ場ダムは国の名勝吾妻溪谷をダム本体建設地とし、溪谷上流部と天然記念物川原湯岩脈、自然湧出の川原湯温泉の源泉などを沈めます。急峻な岸壁と自然林が織りなす景観と山懐の出湯は、多くの観光客、数多くの文人を魅了し、心身ともに癒やしてきました。ダム予定地には、鳥類の生態系の頂点に位置するクマタカ、自生地が大変少ないカザグルマなど、絶滅が危惧される多くの動植物が生息しています。かけがえのない自然の宝庫を

ダムに沈めることは、今この場にいることができない後の世代の人々に、取り返しのつかない大きな損失を与えます。

また、水没予定地は、江戸時代の浅間山大噴火によって発生した天明泥流が覆った土地であり、全域が遺跡であると言っても過言ではありません。同地で出土しつつある、おびただしい天明浅間災害遺跡は未曾有の災害に遭遇した当時の村人の生活や復興の軌跡をまざまざとよみがえらせる貴重な歴史遺産です。天明泥流の下からは、中世から縄文各期にわたる遺跡が出土しています。考古学者を含む300名以上の文化人が、八ッ場ダムによる自然と文化の破壊を憂い、ダム予定地の自然の保全とともに、これら遺跡を保存する必要性を訴えています。

一方、八ッ場ダムの建設目的を見ると、先ほど利根川の洪水調節というお話がありましたが、赤城山の山麓での災害、犠牲は、利根川の洪水調節によって防げるものではありません。あれは戦争中の乱伐による土石流の発生によるもので、八ッ場ダムとは全く関係がありません。第2の目的は都市用水の供給ですが、関東地方では水需要が年々減少し、人口減少時代を迎えている今、新たな水源開発の必要性は皆無です。群馬県では、八ッ場ダム事業によって、豊富で水質のよい地下水を水道用水に使う割合を減らされ、百害あって一利なしと言えます。第3、第4の目的もありますが、次に公述をされる方々が詳しく説明されると思いますので省きます。

このように、いずれの目的も理にかなっているとは到底言えず、住民を強制的に故郷から立ち退かせる理由にはなり得ないと考えます。不要なダム建設の見直しと、住民の真の生活再建、地域再建こそ、公共事業が果たすべき急務だと考えます。

では、関東地方整備局、起業者の方々に質問させていただきます。第1の質問は、今回の事業認定にかかわるものです。この事業認定の当事者は、今も水没予定地に住まわれている方々だと思います。4月10日に行われた事業認定の申請、その後の公告・縦覧について、いつどのような形で、当事者である水没予定地住民と水没関係5地区住民に告知したのでしょうか。

【議長】 では今の質問について、起業者側、お答えください。

【起業者（土屋）】 事業認定の申請につきましては、申請日に記者発表を行っており、当事務所のホームページでも公表しております。以上です。

【公述人（渡辺）】 ホームページを、水没予定地の方々、皆さんが見られると思われるのでしょうか。これは1つの事例ですけれども、非常に重要なことだと思います。情報公開

あるいは説明責任ということが、今、非常に重要だと言われている時代になっていますけれども、八ッ場ダムは、計画が立案された半世紀前の建設省の姿勢をそのまま引きずっているのではないのでしょうか。このことは、次に質問する八ッ場ダム事業の安全確保という問題を考えるとき、とりわけ重要です。八ッ場ダムの現地は地質が脆弱な上、ダム湖を人工造成の代替地を含む住宅地が取り囲むという、全国的に見ても類例のない特異なダムであるからです。しかし、地質の問題とこれへの対策について、関東地方整備局が住民に実情を伝えていないという証言が、地元の方々からしばしば聞かれます。危険を回避するためには、あらゆるリスクを想定し、対応策を講じる必要があると思いますが、八ッ場ダム事業では、安全性が当面の別の目的を優先するためにないがしろにされてきたということはないのでしょうか。まず、ダム本体工事についてパワーポイントで示したいと思います。

現在の本体工事予定地について、1970年、ここに国会の答弁を抜き出してみましたけれども、「熱水変質をした地質がずっと続いている」、「3メートル幅の断層がある」、「岩盤に節理が非常に多い」などの理由で、「大型ダムの建設場所としては極めて不安な状況」とあります。しかし、建設省は当時、本格的な地質調査を行うことなく、当初の建設予定地から600メートル上流の現在地にダムサイトを変更しました。これは、最初の起業者側からの説明でもあったことです。これについて、後になってから国交省は、非常に岩盤が丈夫であるというようなことも言っていますけれども、当時、吾妻渓谷をダムに沈めることに反対する世論の高まりがありました。これを回避するという目的で、地元のダムの反対運動を、力をそぐためにこういうことが行われたと考えられます。

それから30年以上たった2008年、最初は2007年12月に関東地方整備局が発表したのですけれども、ダム本体の設計変更を行いました。本体の掘削深度を18メートルから3メートルに、コンクリート量も半分以下に減らすことを提案し、2008年にこれを決定したわけですが、ここに「コスト縮減技術委員会」という言葉があります。これは2004年に八ッ場ダムの事業費を起業者が倍増させたときに、これに反発した関係都県の意向を受けて設置された委員会です。このときの2007年12月13日の起業者の記者発表によりますと、コスト縮減技術委員会の提言を受け、ダム本体のスリム化などのコスト縮減を図ると説明しています。つまり、コストを縮減するためにダム本体を小さくしたということになります。

ところが、これは、その後で出された、国交省が発注してコンサルタント会社から国交省に提出された報告書ですが、ここに、変質帯、断層、それから低角度割れ目とい

うような言葉がありまして、1970年代と同じことがまた繰り返されているわけです。こうした情報開示資料を見る限り、ダムサイトの地質についての不安が払拭されていないという印象を受けます。

2番目の質問です。現在、ダムサイト予定地では本体工事が始まっていますが、基礎掘削の結果、想定外に熱水変質帯が広がっていたり岩盤の節理が深刻であった場合は、ダム本体工事の設計変更を改めて行うのか、明らかにしてください。

【議長】 ただいまの質問についてお願いします。

【起業者（小平）】 では、ただいまの質問についてお答えします。これまでに行いました地質等の現地調査の結果、ダムサイト予定地の岩盤はダムを建設する上で問題ないことを確認しております。なお、ご質問のありました、基礎掘削を行って、実際に現れた岩盤の状況によっては、設計内容を照査することを考えております。

【議長】 続けてください。

【公述人（渡辺）】 はい。安全確保を考えるのであれば、あらゆるケース、最悪の場合を想定して対策を講じ、あるいは予算を確保する必要があると思います。これまでの八ッ場ダム事業は、計画変更が繰り返されてきたことからわかるように、予算も工期も甘い予測に基づいて計画を立ててきたのではないのでしょうか。これが、地元の方々、そして関係住民の予想を裏切り続けるという結果を招いたのではないのでしょうか。それが今後も繰り返されることを私たちは非常に危惧しております。

次に、ダム湖予定地の周辺の安全性の問題に移ります。これは、専門家の方が、ダム湖予定地周辺は“地すべりのデパート”だということを発言したことが非常に注目されましたけれども、実際に八ッ場ダムの予定地周辺は、熱水変質帯、応桑岩層なだれ堆積物、崖錐堆積物などの脆弱な地層が広く分布しています。これが、水位を上下させることによって地すべりを誘発させるのではないかと心配されているわけです。関東地方整備局は、平成8年度から12年度に検討した結果、ダム湖予定地周辺で地すべりの可能性があるところが22カ所あるとしています。現在、地すべりの対策箇所は、既に実施済みの箇所を含めて3カ所のみ。総事業費の0.1%の対策でしかありません。平成23年の国交省による八ッ場ダムの検証報告では、地すべり対策の見直しが行われました。その結果、11地区で約110億円の費用が必要とされました。また、代替地の安全対策に新たに約40億円が必要と試算されました。しかし、この合計150億円でも、専門家によっては、これではまだ不十分だということを行っている方もいます。そして、今、実際にこの2週間、

群馬県知事選が行われていますけれども、6月23日、つい先日の上毛新聞では、現在の群馬県知事、おそらくまた知事選で当選される可能性が高いと思われる知事が、総事業費の上乗せは許さないと述べています。一体どうするのでしょうか。

3番目の質問にいきます。現地では、地すべり対策のために、平成25年、一昨年からボーリング調査が行われ、代替地の安全対策のために、昨年からはボーリング調査を行ってきました。これがボーリング調査を行っている写真です。これらの調査を行った結果、地すべり対策と代替地の安全対策は実施されるのか、されないのか、非常に地元の方々から心配の声が出ています。これについて具体的にお答えいただきたいとします。

【議長】 ただいまの質問についてお答えください。

【起業者(塩谷)】 ではご回答いたします。ご質問のとおり、対策の必要性有無を含め、地すべり等の対策は平成25年7月から、代替地の安全対策は平成26年2月からボーリングによる地質調査を順次実施しています。今後、それらの結果を踏まえて、地質や地すべり等の専門家の助言を得ながら、対策等の必要の有無や内容の検討・設計を行うというふうな形で考えております。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人(渡辺)】 現在の事業費には、この対策費は入っていません。そして、先ほどの群馬県知事のアンケート調査にもありましたけれども、県民の安全を一番考えなければいけない群馬県知事すらがああいうことを言っている状況ですから、関係都県は全く事業費増額に応じる気はないということをはっきり検証の場でも言っています。どのようにして事業費をつくり出すのでしょうか。安全対策の費用をどうやってつくり出すのでしょうか。

【議長】 安全対策の経費をどう捻出するのかというご質問だと思います。よろしくお願いたします。

【起業者(小平)】 ご質問にお答えします。現在、八ッ場ダム建設事業につきましては、早期完成に向けて取り組むとの方針の下で、事業全体のコスト縮減により対応することを基本としていまして、総事業費以内での完成を目指して最大限の努力をまいりたいと考えております。

【議長】 続けてください。

【公述人(渡辺)】 総事業費以内で安全であれば誰も問題はないと思うのです。それが、今、調査をしているということは、対策が必要になる可能性が高いからではないでしょう

か。国交省みずからが150億円という試算を出していたものを、自民党政権になってから、それをまた伏せてしまった。一体、この事業費はどうなるのでしょうか。安全対策をせずに、早くダムを完成すればいいのでしょうか。

これが代替地の簡単な絵ですけれども、八ッ場ダム湖の予定地の周辺というのは、このように、ほかのダム、いろいろ地すべりが起きているダムというのは住宅街がないところがほとんどなのです。ところが、代替地を、ずり上がり方式で引き上げましたので、たくさんの方たちがダム湖の周辺に住むわけですから、安全対策は絶対に行わなければいけません。しかも八ッ場ダムというのは、夏場には洪水をためるために、水位を最低でも28メートル、最高では40メートル以上下げることになっています。これはダム湖観光にも大きな打撃になる問題ですけれども、それはさておきまして、このような意向調査資料というのを、2005年ですね、国交省八ッ場ダム工事事務所は出しています。この黄緑色のところが盛り土造成地、そして茶色のところが切り土造成地です。そこに、これは川原湯ですから「湯」と書いてあって、番号が振ってあります。この時点、2005年時点では、代替地はまだ完成している状況からはほど遠い、またインフラ整備もできていない状況でした。先ほど、不動産業者のようだという話が、国交省について地元の住民からあったビデオが流れましたけれども、単なる不動産業者ではなくて、悪徳不動産業者という言葉すら私は聞かされました。これも地元の方々がおっしゃっていたことです。実際にその立場になれば当然のことだと思います。そして、これを縦に断面で切りますと、30メートル以上の盛り土造成地。このような例は、群馬県内はもとより全国的に見てもないわけですね。しかも、ここでダム湖の水位を上下させて地下水に変動を与えるという計画です。これは川原湯地区の打越代替地を対岸の川原畑地区から眺めたものですけれども、今現在、水をためていないから大丈夫だということで、非常に急峻な地形の背後に住民の方たちは住まわされています。暫定のり面ということで、完成のり面をどういう形でどのように安全対策をとってつくるかということも、まだ明らかにされていません。

これは、川原畑地区のほうの代替地の基盤の写真が、たまたま本体工事の、今、基礎掘削の作業ヤードのところで、かなり前から出ていますので、それを、2011年に撮った写真ですけれども、非常に特殊な地層です。これが酸性熱水変質帯というものですけれども、山を切ったことによって空気に触れて、変質が非常に進んでいる。そのために、昨年、2010年につくった、このすぐそばを走っている付替国道の変形が始まっています。昨年10月に撮ったのがこちらの写真ですけれども、亀裂が3センチでした。それを

今月、測り直してみましたところ、亀裂が7センチ以上に広がっています。しかし、ここは、先ほども地元の方のお話に出ましたけれども、非常に重要な道路で、嬭恋や草津に行く方たちが毎日、頻繁にたくさん通っている道路です。ですから、これを閉鎖することなく、今、この道路を管理している群馬県は、こののり面のところで地すべり計を設置しまして、東京の業者さんに頼んで地すべり調査を昨年から開始しています。6月5日の県議会・産経土木委員会では、今の梅雨時、それからこの後の台風などの大雨のときに雨が降る状況によって、この地質が変化する、それを見てから秋以降に結果をまとめて、対策をどうするかを決めると言っています。はっきりと、これは国土交通省がつくった道路ではあるけれども、今は県が管理しているので、調査費用も対策費用も全て県が持たなければならないというふうに答弁をしています。

果たして、これは非常に重要な国道ですけれども、付替国道の問題としてクローズアップされましたけれども、ここは代替地の一部なわけです。代替地そのものが湛水によって危ないのではないかと言われてきたのですけれども、今現在、まだ水をためていない状態でこういうことが起こっている。ほんとうに大丈夫だろうかということを心配せざるを得ないわけです。

これが、今、基礎掘削によって発破作業をしている図ですけれども、100メートルのところに赤いラインが引いてあります。吾妻溪谷がこちら側にあつて、100メートルよりちょっと離れたところに国道145号、付替国道が走っています。これは川原畑地区の代替地にあり、対岸の川原湯地区のほうでも、地元の方々からも聞いていますけれども、熱水変質帯はやはり川原畑ほどではないけれどもあるということで、非常に心配している方たち、声は上げられないけれども心配している方たちがおられます。

八ッ場ダムにおいては、これから試験湛水ということ、本体建設ができ上がったらやるわけなのですけれども、先の事例として、近畿地方整備局がつくった奈良県の大滝ダムというところが試験湛水中に地すべりが発生して、工期が2003年度から2012年度までに延長し、対策費用も308億円かかりました。このとき、高齢の住民の方々が、廃校になった小学校の校庭の跡にプレハブ小屋を建てて、そこに無理やり住まわされてしまって、命を短くしてしまった方々もおられたというお話を聞いています。このような事例が起きており、また荒川の上流の滝沢ダムでも地すべり対策で工期が延びるということが起こっている今現状の中で、八ッ場ダム、非常に今後、心配です。

最後、まだほかにも質問がありますけれども、ちょっと1つ絞らせていただきます。八

ッ場ダムにおいても、試験湛水中あるいはダム運用後に、地すべりなどの災害が発生する可能性があります。災害が発生した場合、誰がどのような責任をとるのでしょうか。お願いします。

【議長】 ただいまの質問についてお答えください。

【起業者（藤原）】 回答させていただきます。ダムの建設にあたっては、試験湛水を行うことで、湛水に伴う地すべり等に対する安全性を最終的に確認することとされており、ハッ場ダムについても同様に考えております。試験湛水時に貯水池斜面に異常が確認され、ダムの本格運用に支障となるおそれがあったとして、ダム事業者が必要な対策を検討し、それを講じた事案があることは承知しております。また、湛水に伴う地すべりが発生し、ダムの運用に支障となるおそれがある場合には、原因究明も含め必要な検討を行い、適切に対応していきます。いずれにしましても、湛水に伴う地すべり等については万全を期していきます。

【議長】 続けてください。

【公述人（渡辺）】 今、ダム建設に、ダムをつくることに支障があったということは承知しているというお話は、ご答弁はあったのですけれども、地元の方々の生活に支障があったというご答弁がなかったのが非常に気になります。大滝ダムもそうでしたけれども、ハッ場ダム、今日も何人もの公述の方たちがおっしゃっているように、下流都県の人たちが、早くつくってほしいと言っている方たちが、一般の住民の中にいません。地元の方々の中で早くつくってほしいと言っているのは、早くダムの、今までの重荷から解放されたいという思いでいらっしゃると思います。ダムそのものによる治水や利水の必要性を感じて早くつくってほしいと言っている方がいないダムで、そのダムが支障があったとしても誰も困りませんけれども、そこに住んでいる方たちの生活に支障があったら、私は大変なことだと思えます。

先ほどの質問に続きますけれども、ダム湖予定地周辺の住民がこうした災害によって被害をこうむった場合、国交省はどのような補償措置を講じることにしているのか、具体的に明らかにしてください。

【議長】 ただいまの質問に対して回答をお願いします。

【起業者（藤原）】 回答いたします。湛水に伴う地すべりが発生し、ダムの運用に支障となるおそれがある場合には、試験湛水時であればダム事業者が、ダム運用時であればダム管理者が、原因究明を含め必要な検討を行い、適切に対応していきます。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人(渡辺)】 「ダム運用に支障がある場合は」という言葉があったのですが、当然ながら、住民の生活に支障がある場合も、それは考慮に入れられるわけですね。

【議長】 先ほどの回答はダム運用に支障が生じたときということでしたけれども、例えば湛水による影響が住民生活に及んだときの対応はどうかというご質問だと思いますが、それについてお答えください。

【公述人(渡辺)】 考えていないのですか。

【起業者(藤原)】 同様の回答になりますが、原因究明を含めまして必要な検討を行い、適切に対応をしてみたいと思います。

【議長】 公述を続けてください。

(傍聴人より発言あり)

【議長】 公述を続けてください。

【公述人(渡辺)】 補償をするということを考えていらっしゃるのでしょうか。

【議長】 ご回答願います。

【公述人(渡辺)】 想定外なのでしょうか。

【起業者(藤原)】 繰り返しになりますが、原因究明を含めて必要な検討を行い、適切に対応をしてみたいと思います。

【公述人(渡辺)】 繰り返しは結構です。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人(渡辺)】 私たちは、この八ッ場ダムについて、実際に地元の方たちが大変な反対運動をされていたときに、都会に住んでそれを知らなかったことを非常に悔いております。ほんとうに申しわけないと思っています。今までの犠牲に対して何とおわびしてもおわびできないと思っています。ですから、これから地元の方たちがさらに犠牲になることは、そのために私たちの税金が使われることには絶対に反対です。そのことをよく考えていただきたいと思います。終わります。(拍手)

【議長】 ありがとうございました。降壇してください。

(公述人・起業者降壇)

【議長】 それでは、18時15分までの間、休憩といたします。

(休 憩)

【議長】 次は、嶋津暉之さんから公述をしていただきます。嶋津さんは壇上に上がり、

公述人席に着いてください。また、公述人からは起業者への質問の希望がありますので、国土交通省関東地方整備局の方も壇上に上がり、起業者席に着いてください。

(公述人・起業者登壇)

【議長】 準備はよろしいでしょうか。

【公述人(嶋津)】 はい。

【議長】 準備はよろしいでしょうか。

現在の時刻は6時15分です。ただいまから公述を開始し、30分間で終了するようお願いいたします。また、終了の10分前、5分前、1分前に呼び鈴で合図をするとともに表示によりお知らせしますので、目安にしてください。なお、終了時間までに終了しない場合には公述の中止を命ずることとなります。プロジェクターを使用しますので、少し照明を落とします。

それでは公述を開始してください。

【公述人(嶋津)】 埼玉の嶋津と申します。私のほうからは、八ッ場ダム事業が必要性を喪失してしまっているということについて公述いたします。座ってしゃべらせていただきます。

八ッ場ダムには4つの目的があります。1つは利根川の洪水調節です。これは虚構だということですね。八ッ場ダムはもう利根川の治水対策として無意味なものになっているということです。

これは利根川の治水基準点、八斗島の年最大流量の推移を見たものです。カスリーン台風が昭和22年に来ました。1947年ですね。ここで毎秒1万7,000トンになっていますが、これは実際には1万5,000トン、毎秒そんなものなのですけれども、この洪水で利根川の流域に被害があったということで、そしてその5年後、1952年に八ッ場ダムの構想が浮上してくるわけであります。ただ、このカスリーン台風は、先ほど神原さんがお話しされたように、カスリーン台風の再来に備えるためにということで八ッ場ダムの構想が浮上したわけでありますが、皮肉なことに、カスリーン台風の再来に対しては八ッ場ダムの治水効果はゼロだということは、国交省がみずからの計算結果で示しているわけであります。これがその新聞記事であります。

その後はどうかというと、これは政府答弁書で、政府が答えたものですが、その後、1951年以降、利根川本川では破堤がない、越流はないと政府が認めているわけがあります。要するに、利根川ではカスリーン台風後に河道改修が進められて、江戸川を含

む本川では過去65年間、洪水時の越流がなくなっているのです。だから浸水被害があっても、これは内水氾濫とか支川の氾濫なのです。本川からの越流はないわけであります。それをもう一度確認したいと思いますけれども、これは先ほど見ていただいた八斗島地点の年最大流量です。このカスリーン台風の後、たまに大きな洪水は来ますが、そこではもう、本川の越流はなくなっているということです。それで、過去65年間をとって一番大きな洪水というのは、平成10年、1998年の洪水であります。このとき、どういう状態であったかということを確認したいと思います。これは八斗島地点での洪水の水位の変化を見たものです。このように水位は上がるわけでありますが、そのとき、最高水位というのは堤防の一番てっぺん、天端から4メートル以上、下を流れておりました。十分に余裕がありますね。利根川で確保すべき堤防の余裕高は2メートルですから、その倍以上の余裕があるということです。ではそのとき、八ッ場ダムがあつたらどれぐらい効果があるかということ、実績流量を使って計算してみました。わずか13センチだけです。4メートル以上、下を流れている洪水を13センチ下げても何の意味もないではないですか。

これをもう少しわかりやすく、現場のイメージで示してみたいと思います。堤防があつて、そこから4メートル以上、下を洪水は流れている。そこで13センチ下げても何の意味もないですよ。利根川の治水対策として意味が無い。そういう効果しか持ち得ないのが八ッ場ダムだということであります。

ということで、今のところのまとめですけれども、カスリーン台風後に河道改修が進められて、もう利根川は十分な流下能力を有するようになっております。ですから過去65年間、洪水時の越流はなくなっているわけです。ですから、大きな洪水で浸水被害が起きることがあっても、それは、本川からの越水ではなくて内水氾濫あるいは支川の氾濫、そういうものです。八ッ場ダムがあつても何ら軽減できない、そういう浸水被害だということです。それで、八ッ場ダムの効果は、先ほど見たように、堤防余裕高に対してほんのわずかなものであつて、意味を持たないということです。

ところが、事業認定申請書を見ますと、この3つの洪水を取り上げて、昭和57年、平成10年、平成19年。こういう洪水が来て、利根川流域では被害があつたから、だから洪水調節が必要だ、八ッ場ダムが必要だということを言っているわけであります。これらの洪水は全く、八ッ場ダムと関係ないですよ。全く効果がないわけであります。ということで、これを踏まえて起業者に質問します。この3つの洪水において、まず利根川・江戸川本川からの越水があつたのかということ。これを確認させていただきます。もう一点

は、この3つの洪水において、仮に八ッ場ダムがあった場合、浸水被害の軽減に八ッ場ダムが寄与したのかどうか。そこを明らかにしてほしいと思います。答えは簡潔にお願いします。

【議長】 2つの質問についてお答えください。

【起業者（小宮）】 お答えいたします。まず1つ目の質問、昭和57年9月台風など、3つほど挙げられておりますけれども、57年9月の台風18号、平成10年の台風第5号、平成19年の台風第9号において、利根川や江戸川の本川からの越流はありません。

【公述人（嶋津）】 はい、ないということですね。

【起業者（小宮）】 次のご質問にお答えいたします。ご質問のことをございますけれども、これにつきましては、実際、算出をしていないということです。お答えはできません。

【公述人（嶋津）】 できない。ということは、まず越水がないのだから、八ッ場ダムは浸水被害の軽減に役立つはずがないですよ。そのことはお認めになりますね。

【議長】 お答えください。

【起業者（小宮）】 まず、利根川に係る治水計画ですけれども、これは実績洪水を対象としているわけではありません。

【公述人（嶋津）】 そういう話はいいい。この洪水でどうかを私は聞いているのです。

【起業者（小宮）】 カスリーン台風……いいですか。

【議長】 お答えください。

【公述人（嶋津）】 私はそういう経過の話を知っているのではない。この洪水でどうかを聞いているのです。

【起業者（小宮）】 すみません。議長から答えるように指示があるので、お答えしてよろしいでしょうか。

【公述人（嶋津）】 いや、議長、ではこの洪水に対してどうかを答えるよう、求めてください。

【議長】 この3洪水が仮にあったとした場合に、被害が生じたのかということですか。

【公述人（嶋津）】 洪水の被害に八ッ場ダムは役に立ったかどうかということをお明らかにしていきます。

【議長】 ではその点についてお答えください。

【起業者（小宮）】 ちょっと繰り返しになりますけれども、ご質問のことにつきまして、算出をしていないということですので、お答えできませんというのがお答えでございます。

【公述人（嶋津）】　　ですけれど、越水がないのだから、八ッ場ダムで多少、水位を下げたって、越水がもともとないのだから、被害の軽減に役立つはずがないではないですか。それは認めるのですね。

【議長】　　お答えください。

【起業者（小宮）】　　これも繰り返しになります。治水計画は実績洪水を対象にしていることではないということです。計画規模の洪水が発生していないことや、江戸川や利根川で……。

【公述人（嶋津）】　　わかった。もういい。計画の話を知っているのではないから。

【起業者（小宮）】　　とめましようか。

【議長】　　では続けてください。

【公述人（嶋津）】　　しょうがないね。これは、とにかく、では認めたくないから答えないだけです。ね。

【起業者（小宮）】　　いや。

【公述人（嶋津）】　　ではもう先に行きましょう。そこで、とりあえずまとめをします。

【起業者（小宮）】　　答えなくてよろしいですか。

【公述人（嶋津）】　　結構です。もう結構です。もう、同じ話しか言わないから。

とにかく3つの洪水はいずれも、八ッ場ダムの洪水調節が利根川の浸水被害に全く寄与しない、そういう洪水だということです。このような洪水を申請書に書き込んで、あたかも八ッ場ダムがそのような洪水の被害軽減に役立つかのような、そういう幻想を与えるのは事実を偽るものです。これは事業認定書の信頼性を損ねるものだと。もともと信頼性はないのだけれども。そのように、事業認定書が事実を偽ったものだということになります。

さて、もう一つ、洪水のことについて話をします。これは、時間がないので少し簡単にしますが、今年の1月24日に事業認定の地元説明会がありました。私もそこに参加したのですけれども、ここで利根川の洪水時の堤防漏水事故を取り上げて、この3つだったかな、取り上げて、それで、この堤防漏水を防ぐために八ッ場ダムが必要という説明をしたのです。同様なことは、これは八ッ場ダムの中止という話が一時、出たときの、6都県知事の共同声明に書いてあるのですけれども、2001年に加須市で漏水事故がありました。こういう利根川の漏水事故が洪水時にあるから、だから八ッ場ダムが必要だということを、6都県知事は全く科学的な知識なしにしゃべっているわけでありましてけれど

も、しかし考えてみてください。堤防の漏水は堤防を強化することでしか防げないのです。この加須市の大越の話なのですけれども、私のほうで計算してみました。八ッ場ダムがあった場合、どれぐらい漏水量を減らすことができるのか。わずか3%程度です。誤差範囲です。堤防の漏水は堤防の強化で防止すべきであって、八ッ場ダムにその効果を期待するのは筋違いで非科学的なのです。そういうことを1月24日の説明会でも話したし、今日の最初のそちらの公述でも話をしていましたね。ということで、このことについて質問します。①だけで結構です。仮に八ッ場ダムがあった場合、この3つの堤防漏水事故で漏水を防止できるのかどうか。漏水量がどの程度減るのかを明らかにしてほしいと思います。

【議長】 では、ただいまの質問についてお答えください。

【起業者(小宮)】 お答えいたします。まず、今、漏水をなくすためにも八ッ場ダムの洪水調節が必要だというご説明がありましたが、そういった説明をしたという事実はございません。説明会では、利根川における過去の主な洪水を示し、漏水、あと堤防の被害が発生したことを写真で示し、行ったものです。これらの洪水被害については、河道の整備はもちろんのこと、洪水調節施設の整備も行うことにより洪水流量を低減させ、想定される計画高水流量を安全に流下させることをお示したものです。

【公述人(嶋津)】 もう結構です。また、計画の話をしていますから。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人(嶋津)】 これについて答えてください。この3つの洪水を取り上げたわけですが、漏水量事故、利根川の堤防漏水。これで、もし八ッ場ダムがあっても、効果があるのですか。漏水量を減らすことができるのですか。それを明らかにしてください。

【議長】 八ッ場ダムと漏水防止というものの効果はつながっているのかどうかというご質問なので、それについてお答えください。

【起業者(小宮)】 今言いました、堤防漏水を取り上げて、それらの堤防漏水をなくすために……。

【公述人(嶋津)】 いや、これに答えてください。計画の話をしているから、もういいです。結構です。

【起業者(小宮)】 八ッ場ダムの洪水調節が必要だと説明したとありますが、そのような説明は行っていないという。

【公述人(嶋津)】 同じ話ですから結構です。

【議長】 聞いてください。八ッ場ダムと漏水防止というものが関係しているのか、そ

れとも、説明していないということはわかったのですが、それは関係しているのか関係していないのか。八ッ場ダムの効果の一つとして漏水防止というのを含めるのか含めないのかということについてお答えくださいということだと思います。

【起業者（小宮）】 まずダムの計画と河道の整備というのはセットですから、河道の整備はもちろんのこと、洪水調節施設の整備も行うことにより洪水流量を低減させ想定させる計画高水流量を安全に流下させる必要があるということでもあります。

【公述人（嶋津）】 答えていませんので結構です。もう結構です。結構です。全然答えていない。結構です。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（嶋津）】 ということで、八ッ場ダムによる水位低下はわずかなものですから、堤防の漏水を減らす効果はほんとうに微々たる、もう誤差範囲内です。堤防の構造が脆弱だから漏水が起きるのです。それは、漏水をなくすためには、この堤防の強化をやるしかないのです。それをほっておいて、八ッ場ダムに効果があるなどと幻想を振りまくのはやめてください。

では次に利水に移ります。時間の関係がありますので。八ッ場ダムの目的の2つ目、水道用水・工業用水の新たな確保というのが挙がっておりますが、これはまた虚構であります。利水面の必要性は、八ッ場ダムはなくなっているわけであります。先ほど何人かの方が公述されましたけれども、利根川流域、これは6都県の上水道の1日最大給水量の動向を見たものですけれども、かつては増えていました。しかし、1992年度以降は、一転して減少傾向。かなり急速に減ってきております。この20年間に、1日228万トンも減りました。この減少量は八ッ場ダムの開発水量143万トンの1.6倍にもなります。ところが国は、第5次利根川荒川フルプランという、水資源開発基本計画ですけれども、この予測ではこのように、実績はどんどん減っているにもかかわらず、予測ではどんどん伸びていくという、全く実績を踏まえない架空の予測を行って、八ッ場ダム等の新規水源が必要だと言っているわけであります。

なぜこのように上水道の給水量が減ってきたかということですが、この図は1人当たりの給水量の動向を利根川流域で見たものですけれども、1人当たりのそれがどんどん減ってきているからなのです。これは節水型機器の普及等によるものであります。過去20年間で25%も減りました。すさまじい減り方ですね。節水型機器の普及等によるものですが、今後も節水型機器の普及によって1人当たりの水量の減少傾向が続くことは間

違いありません。一方、人口はどうかというと、利根川流域6都県全体だとちょっとまだ人口は増えております。東京と埼玉が少し増えているのです。ほかの4県はもう今、減少傾向ですけれども。ただ、この6都県全体の人口も、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2015年以降は減少傾向に変わります。その後はもうどんどん減っていくのです。ということで、人口も減っていくとなりますと、先ほど見ていただいた6都県全体の、上水道の給水量ですけれども、これはすでに減ってきているわけですが、今後も節水型機器の普及で1人当たりも減っていく。1人当たりの水量は今後も減っていく。それから人口も減っていくことになりますから、この給水量の減少が今後も続いていくことは間違いありません。これからは、水道用水の需要は縮小の一途をたどっていく。そういう時代になってきているわけであります。こういう時代において、八ッ場ダム等の新規水源開発が必要でないこと、皆無であることは明らかです。

あと、工業用水も同様でありまして、これは利根川流域6都県の工業用水の動向を見たものですけれども、こちらのほうも過去20年間に80万トンも減っております。こういう時代なのです。水需要の規模がますます小さくなっていく。そういう時代であります。

ただ、このことに関して、利水に関して、起業者はもう一つ別の問題を出しております。それは、先ほどの公述でもあったように、暫定水利権の問題を持ち出しております。八ッ場ダムには約毎秒111トンの暫定水利権がある。だから、八ッ場ダムをつくらないと、この暫定水利権がとれなくなりますよというおどしをかけているわけでありますが、実はこの暫定水利権という名前になっているものの、実際には八ッ場ダムなしで、ほとんど支障なく取水し続けているわけであります。特にこの中のほとんどを占める非かんがい期のみ暫定水利権がそうであります。

その説明をしますと、非かんがい期のみ暫定水利権とはどういうものかということ、これはかんがい用水を水道・工業用水に転用したものです。特に多く抱えているのは埼玉県と群馬県です。この非かんがい期の水利権を、これは権利がないということで、八ッ場ダムで確保することが求められて暫定扱いになっているのでありますが、実際には非かんがい期というのはかんがい用水の取水量が激減しますので、利根川流域は余裕があるのです。だから、現状のままで支障を来したことがない。この非かんがい期の暫定は、古いものでは40年ぐらい歴史があるのですけれども、今まで取水に支障を来したことはほとんどないわけであります。そこで、このことについて質問です。八ッ場ダムの暫定水利権を約111トン示しましたがけれども、これを、非かんがい期のみのもので、通年、1年を通しての

暫定水利権、分けて示してほしい。それから、過去20年間において、利根川渇水、そんなに多くはない、ありましたけれども、それぞれにおいて、安定水利権に対して実施された取水制限率と、それから非かんがい期の八ッ場ダム暫定水利権に出された、実施された取水制限率、この数字を答えていただきたいと思います。

【議長】 では、以上、2つについてお答えください。

【起業者（小宮）】 お答えします。八ッ場ダムの暫定豊水水利権について、非かんがい期と通年に分けてというご質問ですが、それにお答えします。まず群馬県の水道用水ですけれども、毎秒……。

【公述人（嶋津）】 いや、ここの合計で答えてください。時間がないから。

【議長】 合計はありますか。

【起業者（小宮）】 わかりました。まず通年に係る暫定豊水水利権の合計ですけれども、毎秒1.957立方メートル。それで、非かんがい期に係る暫定豊水水利権の合計は毎秒9.012立方メートルです。

【公述人（嶋津）】 はい。

【議長】 2つ目のご質問に。

【起業者（小宮）】 2つ目のものについてお答えいたします。過去20年間で、利根川においては、平成8年冬、平成8年夏、平成9年冬、平成13年夏、平成24年夏、平成25年夏の6回、渇水が生じています。利根川において取水制限が行われた場合には、そのときの利根川の本川・支川の流量や利水者への影響等を勘案しながら、利根川水系渇水対策……。

【公述人（嶋津）】 そういう話はなしにして数字だけ答えてくださいよ。

【起業者（小宮）】 どうでしょうか。

【議長】 取水制限率をお答えいただければいいかと思います。ただ、取水制限率、もともとの質問の要旨のときには、主体別に違えばそれを答えてくれということでしたので、合わせてというわけには、なかなか答えにくいかと思いますけれども。

【公述人（嶋津）】 ただ、とにかくここで聞きたいのは、安定水利権に出された取水制限率と、非かんがい期の八ッ場ダム暫定水利権に出された取水制限率が違っているかどうかだけ答えてください。時間がないから。

【議長】 お答えください。

【起業者（小宮）】 まず安定水利権に関する取水制限ですけれども、平成8年冬の渇水

は10%、平成夏の渇水は期間によって異なりますが、10%から30%、平成9年冬、平成13年夏の渇水、あと平成24年……。

【公述人（嶋津）】 違いを言ってくださいよ。そういう数字ではなくて。だからもう。

【議長】 暫定水利権に対して取水制限率を変えた、ですから、通常的水利権と暫定水利権で取水制限率が違うケースがあったかどうか。どういう差をつけたかというご質問だと思います。

【公述人（嶋津）】 時間がない。早く教えてください。今、あと10分と出てしまったのだから。

ではもういいや。いいです。答えられないということは、差がないということによろしいね。

【議長】 数字はありますよね。

【起業者（小宮）】 今お答えしているところだったのですが。

【議長】 すみません。暫定水利権と通常的水利権で取水制限率を違えたのは何年のときの渇水で、それは幾つと幾つだったのですかというお答えをいただければそれで。

【起業者（小宮）】 まず利水の、取水ごとに取水制限の正確な、ご質問に対しては、記録が今ない。一概に違うか違わないかというよりも、記録がないということで不明です。

【公述人（嶋津）】 記録がないということですね。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（嶋津）】 ということですね。利水のまとめですけれども、利根川流域の水道・工業用水の需要は減少の一途をたどっているということです。これからますます縮小していくということです。そして、暫定水利権でそのほとんどを占めるのは非かんがい期のみ、八ッ場ダムの暫定水利権のほとんどを占めるのは、非かんがい期のみ、暫定水利権だと。これは、実際には非かんがい期は利根川流況に余裕があるので、取水に支障を来すことはないということで、八ッ場ダムの手当ては不要だということです。

時間の関係で次に行きます。3つ目の八ッ場ダムの目的は、吾妻川の流量維持ですね。これも虚構なのです。これは東電発電所の水利権更新で意味を失ってしまうのです。先ほどのそちらの公述にもありましたけれども、名勝吾妻峡の景観を保全するために、毎秒2.4トンの流量を確保する。これが3つ目の目的ですね。なぜ八ッ場ダム予定地で吾妻の流量が乏しいかという理由は、この上流に東電の松谷発電所の取水堰があつて、そこで全量を取水しているからなのです。ところが、東電の松谷発電所、もう水利権の更新時期を迎

えております。2012年3月末なのです。現在は東電の水利権更新許可申請書が、関東地方整備局、そちらです、出されておりました審査中です。近年、ガイドラインといいまして、発電用水利権を更新する場合は、河川維持流量が法令で義務づけられているのです。今回の松谷発電所の水利権更新の申請書を見ますと、八ッ場ダム予定地で毎秒2.4トンを確認すると書いてあるのです。ということは、水利権の更新が完了すれば、八ッ場ダムの吾妻川の流量維持の目的はなくなってしまうのです。

これが東電の水利権更新許可申請書の説明資料です。細かいので、重要な部分を取り出しますと、吾妻取水ダムから1.727トン放流しますと。その残りの残流域で八ッ場ダムに行くまでに0.6732トン入ってくるから、合わせて2.4トン八ッ場ダム地点で確保すると書いてあるのです。このことで質問します。まず東電から提出された松谷発電所の水利権更新許可申請に対して、関東地方整備局はいつ許可をおろすのですか。そして、この水利権更新の許可がおりれば、松谷発電所が八ッ場ダム地点で毎秒2.4トン確保するように水を流しますので、この2.4トンは八ッ場ダムなしで確保されるようになります。このことを認めるか否かということでお答えいただきたい。

【議長】 ではご回答ください。

【起業者（小宮）】 松谷発電所の水利権更新申請については提出されておりますけれども、現在、申請の内容について許可判断に基づき審査中です。書類の審査終了後、河川法に基づく必要な手続を経て許可することになりますが、現在のところ、審査期間や手続に係る期間については明らかでないため、許可の時期は明言できません。

【公述人（嶋津）】 それで2番目はどうなのですか。

【議長】 2つ目。

【公述人（嶋津）】 もっと手短かに教えてくださいよ。要点のみを。時間があと五分しかなくなってしまった。

【起業者（小宮）】 ではお答えいたします。水利権の更新に伴う河川維持流量の放流に当たっては、放流口の地点の流入量が維持流量よりも小さくなった場合には、流入量の全量を取水口下流の河川に放流します。ただし、この場合には維持流量に対して不足する量を補う手段がないことから……。

【公述人（嶋津）】 答えていない。この事実を認めるか否か教えてください。

【起業者（小宮）】 必ずしも流量を確保するとは言えません。

【公述人（嶋津）】 言えない？ 松谷発電所は2.4を確保すると言っているけれど、

それで認めないの？ あなたは。この事実を認めないということですね。

【議長】 今のご質問は、もともとこれが正しいのか誤りなのかを教えてくださいと言っているのですけれども、どちらですかという答えをまずしていただければ。

【起業者（小宮）】 そのようなことは明記されておられませんので。

【公述人（嶋津）】 何？ 明記されていないというのは。

【起業者（小宮）】 一概に事実かどうかというようなものではないので。

【公述人（嶋津）】 だって、東電の水利権の更新申請書の中に書いてあるじゃないですか。何を言っているのですか。それぐらい確認して、今日、出席しなさいよ。

もう時間がないからいいや。次に行こう。もう、しょうがない。

【議長】 では公述を続けてください。

【公述人（嶋津）】 ということで、八ッ場ダムの目的3、吾妻川流量維持は、松谷発電所の水利権更新が行われれば、これは自動的に2.4トンは確保されますので、八ッ場ダムの吾妻川流量維持の目的は喪失するわけであります。なくなることが確実な目的を書き込んだこの事業認定申請書は無効であります。

時間がないから、最後、発電。発電も目的に入っていますね。発電で、八ッ場ダムは発電も行うから、クリーンエネルギーを生み出すのだということを国交省は宣伝しているわけですが、実際には、この吾妻川で生み出される発電量は大きく減るわけであります。起業者の説明では、八ッ場発電所を群馬県が併設して、そして従属発電というやり方なのですけれども、年間で4,100万キロワット時の電力を生み出すことになっております。しかし、この吾妻川というのは、たくさんの水力発電所がへばりついておりまして、発電をしております。この八ッ場ダムの下流でも東電の発電所はたくさんあります。それで、八ッ場ダムに水をためるためには、東電の発電所に送っている水量を大幅に減らさなくてはいけません。ということで、それらの発電量が大きく減少します。

どれぐらい減るかということで、国交省のデータを入手して計算してみました。そうすると、年間で1億4,100万から2億500万キロワット時になるのです。これは八ッ場発電所が新たに生み出す4,100万キロワット時の3から5倍。その発電量が失われてしまうということです。すなわち、八ッ場ダムができると、新たにクリーンエネルギーを生み出すのではなくて、水力発電量は大幅に逆に減ってしまうということです。

ということなのですけれども、起業者の試算では、なぜかこの減電量がわずかになっていっているのです。400万キロワット時。先ほどお示しした数字の15分の1から10分の1

なのです。なぜこんなに結果が違うかということで、そちらの計算の内容を点検しました。すると現実に合わない仮定が幾つも書かれている。恣意的な計算が行われているわけであり。その一つ、八ッ場発電所で使った水、放流水を、東電の原町発電所まで導水して減電量を減らすという仮定が置かれているのです。ところが、今回、群馬県が開示した資料、八ッ場発電所の全体計画には、この導水管の計画は全く入っていないのです。現実に計画がないものを盛り込んで、そちらは減電の計画をしているわけです。ということで、時間がなくなってしまったけれども、この導水管を設置する計画はあるのかということ。そして計画があるならば、どれぐらい金がかかるのか。どこがその導水管を設置するのかを、時間がないから簡潔にお答えください。

【議長】 起業者側、ご回答願います。

【起業者（小宮）】 簡潔にお答えします。導水路施設の有無を含めた具体的計画については、今後、関係者と調整を進めてまいりたいと考えております。

【公述人（嶋津）】 今、計画はあるのですか。ないのですか。

【起業者（小宮）】 何といたしますか、導水路施設の有無を含めた具体的な計画については、今後、関係者と……。

【公述人（嶋津）】 何で。計算しているのでしょうか、あなたたちは。

【起業者（小宮）】 東京電力の既設の発電所については、八ッ場ダム完成後の取水条件の定まった計画はまだない状況です。

【公述人（嶋津）】 まだ計画はないということね。

【議長】 公述を続けてください。もう時間ですので、最後、まとめてください。

【公述人（嶋津）】 わかりました。ということで、4つ目の目的は、発電をすることになっているが、実際には、八ッ場ダムができることによって、吾妻川の発電量は大幅に減ってしまうということです。ということで、この発電という目的も虚構だということです。

ということで、最後のまとめとします。八ッ場ダムには4つの目的があります。洪水調節、水道用水・工業用水の確保、そして吾妻川の流量維持、発電。いずれも、この目的は虚構だということです。このように公益性が欠如した八ッ場ダム建設工事に対して、事業認定を行ってはならないということでもあります。以上で私の公述を終わります。（拍手）

【議長】 ありがとうございます。降壇してください。

（公述人・起業者降壇）

【議長】 次は、加須市副市長、角田守良さんから公述をしていただきます。角田さん

は壇上に上がり、公述人席に着いてください。

(公述人登壇)

【議長】 準備はよろしいでしょうか。

【公述人(角田)】 はい。

【議長】 現在の時刻は6時47分です。ただいまから公述を開始し、10分間で終了するようお願いいたします。また、終了の5分前、1分前に呼び鈴で合図をするとともに表示によりお知らせしますので、目安にしてください。なお、終了時間までに終了しない場合には公述の中止を命ずることとなります。それでは公述を開始してください。

【公述人(角田)】 皆様、こんばんは。埼玉県加須市の副市長、角田です。失礼して着座にて申し上げたいと思います。

加須市は、一級河川利根川をはじめとする大小河川や用排水路が数多く市内を横断的に流れる、人口11万5,000人の田園都市です。また、水稻の作付面積、収穫量、ともに埼玉県内で1番の、埼玉一の米どころでございます。本日は、治水と利水の両面から、一級河川利根川水系の八ッ場ダム建設工事について、一日も早い完成をお願いいたしたく意見を申し上げます。

まず治水の面から申し上げます。加須市では、昭和22年9月のカスリーン台風により、市内、大利根地域の新川通地先において利根川堤防が決壊し、その濁流により本市はもとより首都東京まで甚大な被害が発生いたしました。同時に、輪中の地と言われております市内の北川辺地域、この新古河地先で利根川と合流する渡良瀬川も、利根川からの逆流水により決壊し、多くの人命や流出家屋等の大きな被害が発生いたしました。また近年では、平成13年の台風15号の際に、市内、加須地域の大越地先において、利根川堤防の基礎地盤から大規模な漏水が発生する事態も発生いたしました。そうしたことから、現在も国の堤防拡幅による堤防強化の工事が実施されているところでございますが、この堤防強化工事は、加須市を含む9市3町にまたがる延長約70キロメートルの堤防の拡幅工事でございます。平成16年度から事業化され、加須市だけで200戸以上の住宅移転等の協力をいただいているものでございます。

私たちは利根川沿線住民として、過去の悲惨な災害を教訓に、水害を再び繰り返すことのないよう、みずからの地域はみずからで守るという決意のもとに治水対策に鋭意取り組んでおりますが、近年のゲリラ豪雨などの異常気象や台風等による溢水被害の現状を考えますと、いつ大規模な災害に襲われるか、そのとき果たして住民の命と財産を守れるの

かと心配でなりません。そのときに備え、加須市では、隣接する羽生市と共同で、約700名の水防団を結成し、毎年、洪水期前に水防訓練を実施しておりますし、国土交通省におきましても加須市と羽生市の利根川沿線に3カ所の河川防災ステーションを整備し、ステーション内に緊急時用の備蓄資材や排水ポンプ車等の災害対策車両を配備して万が一に備えてはおりますが、加須市だけでは、あるいは流域自治体だけでは、利根川全体の治水には不十分であることは言うまでもないこととございます。

次に利水の面から申し上げます。加須市は、市域面積133平方キロメートル、半分、50%が農地でありまして、その農地の85%が水田という田園都市であります。埼玉一の米どころのゆえんでございます。加須市で栽培される多くの品種の中でも、特に北川辺産、輪中の地、北川辺のコシヒカリは、ブランド米として世間から高く評価されているところです。この市の基幹産業である農業では、農業用水、特に稲作の水源のほぼ全てを利根川に頼っております。もちろん上水道においても全配水量の7割を、利根川から取水する県水に頼っております。

このように、加須市にとりまして利根川は、治水・利水の両面から、流域の私たちの生活に密着し、大きな恩恵をもたらしてくれる重要な河川でありまして、支流からの流入も含め、その流量を適切に調整することが必要不可欠な河川であります。特に治水面では、今後、想定を超える水害などによる大災害のリスクや危険性も高く、災害が発生した場合には、本市のみならず下流域の関東地方の広い範囲で、多くの人々の命や財産への被害が発生する危険性を抱えております。そうした中で、八ッ場ダムにつきましては、利根川の主要な支流である吾妻川の洪水を防ぐ流量調節や利水等を図るという重要な役割を担うものでありまして、利根川全体への大きな治水効果と利水効果が期待されているものと考えております。

本市住民のみならず、流域沿川住民、そして下流域の関東地方、首都東京等、全住民にとって一日も早い完成が望まれている事業であります。また、これまでに、コストや安全性、さらには実現可能性などの多角的な検証も実施され、八ッ場ダムの整備が他の対策に比較してすぐれているという結果も出されていると聞いております。加えて、既にかんりの事業進捗も図られております。以上のようなことを踏まえ、一日も早い完成を望むものでございます。

最後に、本日も整備地域を回ってまいりましたが、八ッ場ダムの整備に当たりまして、地権者など、関係の方々の長年にわたってのご苦勞を痛感いたしました。改めて痛感いた

しますとともに、下流域の私たちのために、上流域の皆様にご協力いただけますことに対しまして、心よりお礼を申し上げます。八ッ場ダム建設のために移転を余儀なくされた方々の生活再建等につきましても、早急に解決を図るようお願いするものであります。以上、どうぞよろしく願いいたします。

平成27年6月26日、埼玉県加須市副市長、角田守良でございました。どうもありがとうございました。

【議長】 ありがとうございます。降壇してください。

(公述人降壇)

【議長】 次は、深澤洋子さんから公述をしていただきます。深澤さんは壇上に上がり、公述人席に着いてください。また、公述人からは起業者への質問の希望がありますので、国土交通省関東地方整備局の方も壇上に上がり、起業者席に着いてください。

(公述人・起業者登壇)

【議長】 よろしいですか。着席で結構です。

【公述人(深澤)】 はい。東京都から……。いいですか。

【議長】 ちょっと待ってください。いいですね。

現在の時刻は6時57分です。ただいまから公述を開始し、30分間で終了するようお願いいたします。また、終了の10分前、5分前、1分前に呼び鈴で合図をするとともに表示によりお知らせしますので、目安にしてください。なお、終了時間までに終了しない場合には公述の中止を命ずることとなります。プロジェクターを使用しますので、少し照明を落とします。

公述を始めてください。

【公述人(深澤)】 東京都から参りました深澤洋子と申します。東京都民の立場から意見を申し述べさせていただきます。すみません。座ります。

八ッ場ダム事業は公益性がなく、かえって地すべりなどの災害、取り返しのつかない自然破壊、歴史・文化の破壊を引き起こす愚かしい行為なので、事業の続行そのもの及び水没予定地に住む方々の土地の強制収用に反対いたします。

八ッ場ダムの利水上の必要性がないことは明白であり、関係各都県が八ッ場ダムに水源を求める理由はありません。これは、このグラフにお示ししたとおりで、東京都のグラフをお見せしますが、実績はこのように給水量は下がっていますが、都の予測はこのように、常に右肩上がりというのが続いております。このもっと前からもうずっと、給水

量はこういう右肩下がりの曲線を描いているのですけれども、毎回、東京都の予測は、右肩上がりの予測を続けていまして、その予測を書き込むとまるでハリネズミのようなグラフが出来上がります。このグラフを見れば、こういう実績値、これは東京都ですが、各都県の給水量の実績値と水需要予測値を記したグラフで両者の激しい乖離を見れば、もう東京都の水が要らないということは明らかで、さっき加須の副市長さんは水が必要だとおっしゃいましたけれども、もちろん埼玉県も同じようなグラフで、必要はなくなっています。

これはどうしてかといいますと、やはり、先ほどからもお話がありましたけれども、人口が減っているということもありますし、それから節水機器がどんどん普及して行って、トイレなどの節水が進んで、水の使用量が減っていくという中で、今後、さらに水の使用量が増えるということはありません。国は、自治体に補助金として、こうした利水に対して補助金を出す立場に、税金を払う立場にありますので、無駄遣いを招く、このような実態に反した予測はやり直せと、自治体に言う義務があるはずですよ。

これは、梶原健嗣さんの『戦後河川行政とダム開発』という、去年出された本に載っているグラフですけれども、こちらは予測値を数学的に出したものですが、特に1992年以降、水の配水量の予測値を出しますと、このような曲線を描きます。もう明らかに減っていく。そして、予測の確度、精度をあらわす決定係数というのがあるのですが、 R^2 ですね、これは0.97になっていまして、非常に高い値を示しています。ですから、今後、こういう、水需要が減っていくということは、構造的に、もう変化として定着しております。あるところまで下がると下げどまるということも、このグラフでわかるかと思えます。正しい水需要予測というのは、こういうものではないでしょうか。ハリネズミではないと思えます。

それで、最近では、異常気象で渇水が起こるということを国交省は言い出しています。既に十分な余裕水源がある中で、それでもとんでもない日照りが起こったとして、それに備えるのにダムではないでしょう。想定を超える災害までハードでカバーすることは財政的に無理であり、起こらないかもしれない災害のために自然を破壊して巨大な構造物をつくることはばかげています。緊急の水の確保はストックや地域間の融通で可能で、さまざまな手段を組み合わせる、そのような柔軟性のあるシステムの構築こそが渇水対策として求められており重要であると思えます。

また、八ッ場ダム事業に参画するに当たって、各都県は身近な水源である地下水の利用を削減しようとしていますけれども、特に東京都は、地盤沈下や汚染のおそれがあるなど

として、地下水を保有水源にカウントしていません。これはちょっと細か過ぎてよくわからないと思いますけれども、東京都の保有水源のカウントです。こちらは、裁判の資料だっただと思いますけれども、こちらは私たちが考える正当に評価した保有水源、こちらは東京都のカウントした保有水源ですけれども、このところに地下水というのがありまして、地下水だけを全く東京都はカウントしていないということがわかると思います。この地下水は、日量40万立方メートルあるのですけれども、東京都が八ッ場ダムに求めている水利権は日量50万立方メートルですから、もしこの地下水をカウントすると、そのかなりの分量はカバーできることになるのです。ですから、地下水を削減しているということは大きなごまかしになっています。今、実際に地下水は使えているわけですから。

そして、こうした姿勢は、昨年成立した水循環基本法の理念にも反しています。これまで地下水の利用の抑制によって地盤沈下は沈静化しており、現在の地下水使用量を維持することに問題がないことは、東京都、環境局も認めているところです。2011年の福島原発事故の際には、河川水が広く放射能に汚染されたので、かわりに地下水が活用され、地下水の安全性・有用性がクローズアップされました。大地の浄化作用によって、河川水よりはるかにおいしく安全になる地下水を、適切に管理しつつ活用することこそが水行政に求められています。地下水の切り捨てに走る自治体の理不尽な利水政策は、国としては正させる義務があると思います。このように、八ッ場ダムの利水上の必要性は、過大な水需要予測、保有水源の過小評価によって作り出されたものにすぎません。ダムが完成した途端、水需要予測が現状維持あるいは右肩下がりに変わることが、多くの自治体で見られます。そのときには、必要のない水を購入するために、高い水道代、ダムの維持管理費の重い負担がのしかかることとなります。将来の世代を苦しめないために、八ッ場ダムの建設を中止し、強制収用などで新たな不幸を生み出さないようにする決断こそが、今、求められていると思います。

ここで質問ですが、八ッ場ダム検証の過程で、関係各都県の現実離れした過大な水需要予測を是正するよう、国として求めなかったのはなぜでしょうか。事業の利水分については、厚労省から補助金がつき、国費が使われるのですから、右肩下がりの水使用実績と逆行するように右肩上がりの予測を出す科学的根拠を問いただす必要があったと考えますが、それをしなかったこと、それに正当性はあると考えていますか。税金の無駄遣いになるとは考えなかったのでしょうか。それで質問ですけれども、端的に、今の自治体が行っている右肩上がりの予測を科学的と考えているかどうか。財政的見地からこの予測を再検討す

るよう指示しなかったのは正しかったと思っているか。この2点について質問いたします。

【議長】 ただいまの質問についてお答えください。

【起業者（藤原）】 起業者である国土交通省としては、八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討においては、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に沿って、各利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何トン必要か、利水不参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請し、その上で検討主体において必要量の算出が妥当に行われているかを確認しております。この結果、いずれの利水参画者もダム事業に参画継続の意思があることを確認し、さらに各水道事業者の必要量は水道施設設計指針などに沿って算出されていること、水道事業認可等の法的な手続を経ていること、利水事業についての再評価においても事業は継続との評価を受けていることなどを確認するとともに、学識者にもその結果を確認いただいております。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（深澤）】 ということは、右肩上がりの予測をしたことを正しいと、あのグラフでそういう予測をしている自治体は正しいというふうに判断したということによろしいですか。はいか、いいえで答えてください。

【議長】 回答願います。

【公述人（深澤）】 はいか、いいえです。

【起業者（藤原）】 各地域の安定的な水供給を考え……。

【公述人（深澤）】 はいか、いいえで答えてください。

【起業者（藤原）】 将来の必要量を推計し、水道用水等の……。

【公述人（深澤）】 すみません。私の時間を取らないでください。

【議長】 では公述を続けてください。

【公述人（深澤）】 もう一回質問します。今の、右肩上がりの水需要予測は正しいと認められたかどうか、はいか、いいえで答えてください。

【議長】 はいか、いいえで答えてくださいということですがけれども、はいか、いいえで答えられるなら答えていただきますし、はいか、いいえでは答えられないものだったら、その旨を回答してください。

【起業者（藤原）】 関係都県に対して、予測に是正を求めたり根拠を問いただしたりする必要はなかったと考えております。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（深澤）】 ということは、言いなりになったということですね。科学的な見地から検討はしなかったということだというふうに私は理解します。誰もがそう理解すると思います。

では続けます。今度は治水、洪水調節について話します。東京都は、八ッ場ダムの洪水調節によって治水上の利益を得られるとして、巨額の費用を負担しようとしています、その根拠は皆無に等しいものです。そもそも昭和25年以降、利根川・江戸川本川からの越水は起こっていません。近年の主な洪水被害はほとんど全て内水被害によるものです。こちらを見てください。これは2011年、かなり水害被害が多かった年ですけれども、内水氾濫がほとんどです。堤防からの溢水というのはほとんどゼロに近いということがこれでもわかります。つまり、利根川からはあふれていなくて、それ以外の水をはき切れないう、豪雨が降ったときに、それが町中に直接あふれるというような被害が多いということで、八ッ場ダムは全くこういう洪水には役に立たないということがわかると思います。そもそも昭和25年以降、利根川・江戸川本川からの越水は起こっていない。それは先ほど嶋津さんもお話しされたとおりです。事実にして検証すれば、八ッ場ダムの治水上の必要性は雲散霧消するはずですよ。

それでは質問ですけれども……すみません。さっき質問を1つ忘れました。関係都県の中で唯一、地下水を保有水源にカウントしていなかった東京都に対して、その誤りを指摘しなかったのはなぜでしょうか。水循環基本法に位置づけられた貴重な財産として、公共性の高いものとして位置づけられた地下水を、水行政の中で恒常的に利用しないという前提で遠くのダムに水源を求める。これは大変いびつな自治体の姿だと思いますが、これは水循環基本法にも反しているのではないかと思います、この地下水を東京都が保有水源にカウントしなかったことについて、全然チェックしなかったのかどうか、はいか、いいえでお答えください。

【議長】 ご回答願います。

【起業者（藤原）】 まず、1都4県が必要とする水道水源に関するお尋ねに対しては、各都県が説明すべきものと考えております。東京都から、地下水に関しましては、地下水の利用については、東京都土木技術支援人材育成センターが公表した平成21年地盤沈下報告書によれば、揚水規制の効果による地下水位の上昇がほぼ頭打ちの状況にあることは明らかであり、地域によって地盤沈下の進行が予測されるとしている。また、平成18年度に東京都環境局が公表した「東京都の地盤沈下と地下水の現況検証について」によれば、

平成11年度の地下水管理ガイドライン策定調査報告書において試算した地盤沈下は起こさないために、維持することが望ましい地下水位について検証を行った結果として、設定水位を維持しても地盤沈下が全く起こらないとは言い切れないことが明らかとなっており、今後も揚水規制の継続が必要な状況としております。一方、水質についても、トリクロロエチレンやジオキサンなどが検出されており……。

【公述人（深澤）】 水質のことは質問していません。すみません。地下水の水質が悪いのは……。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（深澤）】 決まった場所ですので、その地点だけを対処すればいいことですので、そのことは質問していません。

ということで、東京都がこう言ったから認めたということで、一切それを国としてチェックしていない、水循環基本法との関係のことは一切答えていませんけれども、そのときはとにかく地下水のことで、東京都の言いわけをそのまま認めたということですね。でも異常ですよ。ほかの県は全部、地下水をある程度、反映しているのに、東京都だけがカウントしていないという状況で八ッ場ダムは認められているということは、非常に正当性がないと思います。

それでは続けて治水について質問いたします。実際に東京都はどのような治水上の利益を得られるのか、一般論ではなく、具体的な数字で示してください。東京都が八ッ場ダムの洪水調節で利益を得るとすれば、江戸川の水位が破堤の危険のある状態で、八ッ場ダムによってそれなりに下がる場合です。それでは、昭和25年以降の最近65年間の利根川洪水で、江戸川の水位が上がり、破堤の危険のある状態になったことがあったのかどうか。あれば、江戸川の水位観測所、西関宿、松戸における、そのときの最高観測水位、堤防天端高、年月日と時刻を明らかにしてください。そして、そのとき仮に八ッ場ダムがあった場合に最高水位がどのように変わるのかを示してください。これは数字が多くて、とても今お答えになるのは大変だと思いますので、後で文書で出してください。最初の質問、昭和25年以降、最近65年間の利根川洪水で、利根川・江戸川の水位が上がって破堤の危険のある状態にあったのかどうか、はいか、いいえで答えてください。

【議長】 ただいま、文書で出せというようなご指摘でしたけれども、基本的にはこの場で回答していただくというのがこの公聴会のあれですので、回答願います。

【公述人（深澤）】 今、全部答えていただけるのですね。

【議長】 はい。回答してください。

【起業者（藤原）】 回答の前に、補足させていただきます。ご質問では、東京都が八ッ場ダムの洪水調節で利益を得るとすれば、江戸川の水位の破堤の危険のある状態で八ッ場ダムによってそれなりに下がることであるとされておりますが、昭和22年9月のカスリーン台風による洪水では、利根川本川右岸で、埼玉県加須市に当たる北埼玉郡東村新川通地先の堤防が決壊し、東京都でもこの氾濫により甚大な被害が生じております。このように、東京都における八ッ場ダムの洪水調節による効果は、江戸川だけではなく利根川本川においても重要ですので、ご理解をいただきたいと思っております。

【公述人（深澤）】 カスリーン台風の場合には、やはり戦後すぐの、はげ山になった状況などがありましたので、あと堤防の脆弱な部分があったということで、そこから破堤したというふうに聞いております。その後、堤防も、国交省は努力されて、大分、丈夫になったと思っております。そういう中で私が質問しているのは、昭和25年以降の最近65年間で、江戸川の水位が上がって破堤の危険のある状態になったことがあったのかどうかお答えください。

【議長】 ご回答願います。

【起業者（藤原）】 では昭和25年以降の最近65年間の江戸川の水位観測所における最高観測水位、堤防天端高、年月日と時刻についてお答えいたします。まず西関宿についてですが、最高水位は7.45メートル、堤防天端高が、左岸がY Pプラス20.8メートル、右岸がY Pプラス18.7メートル、生起年月日・時刻は昭和34年8月14日19時です。なお、観測所の零点高はY Pプラス8.5メートルです。この水位は氾濫注意水位を超え、避難判断水位に迫る水位でありました。続きまして野田の観測所です。野田については、最高水位が7.2メートル、堤防天端高は、左岸Y Pプラス15.267メートル、右岸Y Pプラス15.911メートル、生起年月日・時刻は昭和57年9月13日10時です。なお、観測所の零点高はY Pプラス3.5メートルです。このときの水位は氾濫注意水位を超え、避難判断水位に迫る水位でありました。続きまして松戸です。松戸については、最高水位が6.74メートル、堤防天端高は、左岸Y Pプラス10.3メートル、右岸Y Pプラス9.5メートル、生起年月日・時刻は昭和34年8月14日1時です。なお、観測所の零点高はY Pゼロメートルです。この水位は、氾濫注意水位を超える水位でありました。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（深澤）】 わかりました。では今後の検討の題材にさせていただきますけれど

も、破堤の危険があるというようなものではなかったのではないかと思います。

最後に、八ッ場ダムができた場合、強酸性の吾妻川を中和する事業が大きな環境破壊を起こすことが危惧される点です。中和生成物は現在、品木ダム湖をほぼ満杯にし、幾ら浚渫しても追いつかない状況です。その浚渫物はヒ素を含むので、埋め立て処分も簡単にはできません。中和生成物をセメント工場に利用する実験が、吾妻川上流総合開発事業として平成21年から22年度に行われたようですが成功していません。このままでは結局、八ッ場ダムが品木ダムの機能を果たすことになり、堆砂が計画より早く進行すると予測される上に、そこに厄介なヒ素入りの堆積物が加わります。八ッ場ダムはまさにトイレのないマンションと化します。そもそも八ッ場ダムは、上流の草津などの観光地や孀恋などの農場からの排水で、栄養素がたくさん入り込み、富栄養化が心配されているので、そこに中和事業の影響も加わることを考えると、これはダム湖観光に期待する地元への裏切り行為となり、許されるものではありません。八ッ場ダムをつくることによるマイナスの点というのは、幾ら挙げても切りがないと思いますけれども、これも1つの大きな懸念材料です。それに関しまして最後の質問ですが、吾妻川上流総合開発事業として、平成21・22年度に草津に実験プラントを設置して行われた実験の結果はどうだったのでしょうか。これが中和事業の概略図ですけれども、それからヒ素まじりの脱水ケーキをセメント原料にする技術はどこまで進展したのか、実用化の可能性はあるのか。八ッ場ダム湖からヒ素まじりの中和生成物を浚渫しなければならなくなった場合、その浚渫物はどのように、どこに処分するのか。その浚渫・処分の費用は年間幾らになるのかということについてお尋ねします。これは朝日新聞の記事ですけれども、品木ダムはこれですね。もういっぱいになっていて、そこで浚渫したヒ素まじりの汚泥をここに不適切な方法で埋設していたので、新聞記事でも問題になりました。お願いします。

【議長】 ただいまの質問に対してご回答願います。

【起業者（藤原）】 回答いたします。これまでの調査において、酸性水の中和処理については、プラント方式による中和処理の有効性・実現性が確認できております。また、中和生成物をセメント材料等として利用できることが確認できております。吾妻川上流における遅沢川などの支川は依然として酸性の強い状況であることから、品木ダムによる中和対策を継続して、実施するとともに、新たな中和対策について事業化に向けた調査及び検討を進めることとしております。なお、品木ダム上流における中和処理の過程で生成され、品木ダム貯水池に沈殿した中和生成物は、浚渫を行うなど適切に管理することとしていま

す。このため、これらの中和生成物が品木ダム下流に大量に流出し、八ッ場ダムの貯水池で浚渫・処分しなければならないほど堆積することはないと考えております。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（深澤）】 ヒ素まじりの脱水ケーキをセメント原料にする技術はもう成功したということですが、いつごろこれは実現、実際に行われるようになるのでしょうか。

【議長】 実際に行われるというのは、それを使われるというようなご趣旨ですか。

【公述人（深澤）】 そう。実現、実用化できるのかということです。

【議長】 ご回答願います。

【起業者（藤原）】 すみません。資料を持ち合わせておりませんので、この場では回答できません。

【議長】 ただいまの、もともと質問の内容、質問の項目にも挙がっていなかったものですから、ただいまのような答弁でございます。公述を続けてください。

【公述人（深澤）】 そうですか。国交省の方がご存じないということは、多分、まだ全然、青写真もないということなのだろうと思います。そして、品木ダムの上流部にまた貯砂ダムというのをつくることを計画しているということを知りましたが、ほんとうにこれは切りがない事業ですよ。それで、年間10億円ぐらい、この中和事業にかかっておまして、それが品木ダムだけで完結できるということですが、いつまでヒ素まじりの浚渫物をどこに埋めるのか。もう、早晚、埋めるところはなくなるわけで、それが八ッ場ダムに流れ込んでくるということは、私は非常に、そういうおそれは大きいと思っております。

東京都の住民として、私は2003年に初めて吾妻溪谷に参りまして、いろいろお話を聞いて、このダムというのはあまりに問題が多いからつくってはいけないダムだと思いました。地元の方からすると、遅きに失したのかもしれませんが、このダムをつくるぐらいだったら中止した方がいいと。いろいろこれまでの苦勞があつて、60年以上前のダムですから、ほんとうに苦勞が多かつたし、しかしその間に社会情勢は大きく変わっているわけですよ。だから、そうした情勢の変化というのを反映した政治的な判断というのが当然なされるべきだと思つています。そのために私たちはいろいろ、八ッ場ダムの中止と、それと一緒に生活再建支援法をつくつてほしいということを民主党政権にも求めましたし、それを民主党政権が実現に至らなかつたのはとても残念ですが、八ッ場ダムによってさらに地すべりなどの災害が起こるよりは、ほんとうに地元にあつた宝

物、川原湯温泉とか吾妻溪谷とか、それから遺跡も発掘されました。そういう、ほんとうに、自然や文化の宝物を大事にした生活再建ができたはずだと思っています。そういう意味で、運動にかかわってきた者として、今、こういうふうな強制収用にまで至ったということはほんとうに残念に思っていますけれども、そういう地すべりの危険性などを考えますと、今話しましたいろいろなマイナス面を考えますと、ハッ場ダムをつくるべきではないということを、私たちは諦めずに訴えていきたいと思っております。以上で終わります。

(拍手)

【議長】 ありがとうございます。降壇してください。

(公述人・起業者降壇)

【議長】 これにて、本日予定しておりました公述は全て終了しました。

(公述人登壇)

【公述人(深澤)】 すみません。ちょっと、今、質問が全部答えていただけていないので、もう一度こうした公聴会を求めたいと思いますけれども。それから、さっき、紙で答えを出していただけないかと。私はいただきましたけれども、それ以外の方もいらっしゃいますので、ぜひ紙で回答を、足りない分は出していただきたいと思いますが。

【議長】 すみません。回答していない部分というお話がありましたけれども、どの点についての話をされておられますでしょうか。

(傍聴人より発言あり)

【議長】 すみません。まず議事を進めます。これにて、本日予定しておりました公述は全て終了いたしました。引き続き、明日、6月27日、午前10時15分より公聴会を開催することとしております。本日は、公聴会の円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございます。会場の皆様はご退場ください。

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事に係る公聴会（２日目）

平成２７年６月２７日

【議長】 　ただいまから、一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事に係る事業認定申請に係る公聴会を開催します。

私は本日の議長を務めます国土交通省総合政策局総務課土地収用管理室長の藤田と申します。議長として本公聴会を主宰いたします。よろしくお願いいたします。

本公聴会は、土地収用法第２３条第１項の規定に基づき、起業者である国土交通大臣（代理人 関東地方整備局長）から、平成２７年４月１０日付けで事業認定申請があった事業について開催するもので、事業認定庁として、当該申請に係る事業の認定の可否を判断するに当たり、勘案すべき情報を収集することを目的としております。

長時間の会となりますが、円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、鈴木郁子さんから公述をしていただきます。

鈴木さんは壇上に上がり、公述人席に着いてください。

また、公述人からは、起業者への質問の希望がありますので、国土交通省関東地方整備局の方も、壇上に上がり、起業者席に着いてください。

（公述人・起業者登壇）

【議長】 　準備はよろしいでしょうか。

【公述人（鈴木）】 　この席ですね。

【議長】 　そこで。

【公述人（鈴木）】 　ちょっとお待ちください、すいません。何かあらかじめ上がらせていただいたほうがよかったですね。すいません。

【議長】 　まだ時間はありますので、どうぞ準備してください。

【公述人（鈴木）】 　これ、お借りします。ちょっとシャープペン、ペンシルケースを置いてきちゃったみたいで。

【議長】 　筆記用具がないということですか。あれでしたら、こちらの。

【議長補助者（高森）】 　これ、お貸ししましょうか。

【公述人（鈴木）】 　ありました。これ、お借りします。上がっていて置いてきちゃいま

した、ケースを。

【議長】 よろしいですか。

【公述人（鈴木）】 始めてよろしいんですか。

【議長】 では、こちらから指示しますので、しばらくお待ちください。

現在の時刻は10時18分です。ただいまから公述を開始し、30分間で終了するようお願いいたします。また、終了の10分前、5分前、1分前に呼び鈴で合図をするとともに、表示によりお知らせしますので、目安にしてください。

なお、終了時間までに終了しない場合には、公述の中止を命ずることとなります。

それでは、公述を開始してください。

【公述人（鈴木）】 いいんですか。

【議長】 どうぞ。

【公述人（鈴木）】 1999年からこの八ッ場の地に入りまして、そして……。鈴木と申します。おはようございます。私はちょうど1999年、この地に若山牧水の取材に、文人、川原湯温泉を訪れた文人墨客の取材ということで来まして、そして、ほんとに瞬時にして、今はないあの三ッ堂の風景、「日本昔ばなし」の中に入ってくるような、ほんとにひなびた景観で、「これぞ日本の内懐」と阿部知二が言ったという、あの言葉どおりの景観にして、一瞬にしてみせられてしまいました。

そして、もう駆け足になり、ダムって何と。見るたびに、かきわけて見るたびに増えてくるダムの全容というのは、特に女の身には、また、3区、今の5区に生まれた者としては息苦しい限りのものでした。

そして、こんな無駄なことばかりしてどうするのと、この大事な自然を、ほんとうにご先祖たちが営々として作り抜き、築き上げてきたこの景観を台なしにしてどうするのと、ほんともう前のめりの状態になって、この16年が過ぎました。

その間に見聞きしたことは、ほんとうに1人の国民として、子供を産み育てる側としての女性の立場から見ても、ほんとうに無駄事、インチキ、詐術に満ちておりました。

例えば、今日聞いた、けさからインターネット等で把握した限りの情報におきましては、何で反対派には声がかからなくて、ダム賛成の側には、名前も、ご自分が応募しないのに、アプローチがかかるんですか。これが公平である国家のすることでしょうか。

皆様方はお一人お一人は大変リベラルな、ほんとうによい方たちなんです、市民感覚で話せる方たちなんですのに、どうして国とか東になると、こういうことをなさるんでしょう

か。これじゃあ、まるで戦前の構図と同じじゃないですか。今、国会の構図とこの八ッ場の構図、あらゆる公共事業における、原発をはじめとした、そういうものの中に凝縮されている同じ構図ですよ。それがこの間、63年目です。1952年ですから、その長い年月、ずっとやられてきたわけじゃないですか。今、ダムをつくってほしいという人たちの記事を読みましたけれども、人間の心をここまで追い込んで、嫌だと言う者を強引にして、これって人権蹂躪ですよ。

前置きは後にします。とにかく私はダムは反対です。こんなものを許したら、これから私たちの後に続く子供たちに自然は残せないばかりか、また戦前のあの息苦しい空気に戻ってしまいます。今にこのことはきっと、戦争犯罪が69年目になっても一つ一つ明るみに出ますように、必ず白日のもとにさらされるものと信じてやみません。

そのために、私たちは捨て身で、そして、身銭を切ってこうして駆けずり回って、皆さんたちは国のお金で仕事をしていらっしゃるんですけど、私たち市民はここに駆けつけるんだって必死で駆けつけるんですよ。それなのに、もう昨日の、そのような不公平なことがあったなんて、許しがたい思いです。

そして、まず、時間の関係もごさいますので、先に質問をお尋ねいたしまして、その残りの時間を質問を含めた……。

その前に、やはり、聞きましょう。昨日、どうしてそういうことをしたんですか。どういう意図で、そういう挙手をしない方にまでアプローチをかけたんでしょう。いつもそうですけどね。こういうことはよくありました、今までも。でも、これが最後と、最後にしてはならじと思いますけれども、伺いたいと思います。責任のある方、どうぞ発言をお願いします。

【議長】 質問の趣旨が十分理解できませんけれども、私どもとして何かしたということも特段ございませんので。

すいません、公述の内容を、もともとの質問の要旨にいろいろ記載がございますので、それについてのまず質問をしていただければと思います。

【公述人（鈴木）】 それはよくわかっています。その上であえて申し上げたんです。

でも、じゃあ、これははっきり言って、この公聴会なんていわゆる形式じゃございませんか。やったからって、何が今までの、例えばパブコメや何かさせられましたし、委員会、たくさんありました。あんなに言った学者層や市民たちの意見はどういうように反映されました？ 結局、何事もなしじゃないですか。

ですから、今日、あえて私は、もうこの年ですので、恥も外聞もなく切り込んでいるんですよ。だって、それ、事実、この公の場で言われたそうじゃないですか。申し込まなかったのに、アプローチがかかったって。大体アプローチのかかった方たちってわかりますけどね、今までの経験からしても。そして、そういう八ッ場ダムを造ってほしいという、それが長野原町町民の総意であると。つくられた総意じゃございませんか。それが63年間、あくことなく続けられてきたんですよ。

とにかく、造るということになった以上、とにかく、じゃあ、質問の1番にお答えください。

【議長】 すいません、質問を。

【公述人（鈴木）】 出してありますよ。

【議長】 まず、ご説明ください。質問についても、ほかの公述の方も、まず、質問の趣旨をご説明いただいてから回答しておりますので。

【公述人（鈴木）】 そうですか。はい。私、昨日出られなかったもので、都合で出られなかったのです。

まず、質問。全て起業者の方にお尋ねしました。私の持ち時間、最後、何分でしたっけ。

【議長】 30分です。

【公述人（鈴木）】 30分ですから、終わるの、10時？

【議長】 今が二十、あと23分です。

【公述人（鈴木）】 3分、残り。

【議長】 あと23分です。

【公述人（鈴木）】 あと23分。はい。わかりました。

大同特殊鋼の有害スラグの問題。これ、発覚してから、何でこんなに手間かかるんですか。しかも、有害スラグを上層路盤に使っているんですよ。これについてのご見解をお願いします。これ、明らかに法律違反ですよ。

【議長】 ただいまの質問に対して、起業者側、お願いします。

【起業者（土屋）】 上層路盤の使用につきましては、工事の手續にのっとり、再生骨材ということで、再生骨材を使用しております。

【公述人（鈴木）】 ん？

【起業者（土屋）】 再生骨材。私どもとしては、再生骨材としてその骨材を利用していると。その中にスラグがあったということでございます。

【公述人（鈴木）】 じゃあ、これ、違反じゃないということなんですか。

【議長】 公述人、公述を続けてください。

【公述人（鈴木）】 はい。じゃあ、2番目。付随します。これを大同特殊鋼から逆……、何ですか、あれで買った佐藤建設工業は、産業廃棄物の中間処理業の免許を持ってないんですよ。免許を持ってない方になぜこれを許すのか。これ、先ほどのとあわせて、私たち一般市民のいわゆる法に基づくことを遵守しようとする市民層は、明らかなる違反行為であると認識しておりますが、いかがですか。

【議長】 起業者側、回答願います。

【起業者（土屋）】 工事手続において、再生骨材を使用するというので我々は承諾してございます。今回の案件につきましては、廃掃法に基づく調査が群馬県で行われておりまして、その結果や対応を踏まえて、関係機関と連携して適切に対応してもらいたいと思っております。

【公述人（鈴木）】 そうしますと……。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（鈴木）】 はい。これに付随してちょっと質問です。そうしましたら、じゃあ、これで、この後、どうなるんですか。この間のいわゆる基準値は、基準値以下と発表の後。大体、普通、こういうことをやった企業というのは、あれじゃないですか、何らかの処罰を受けるのが当たり前じゃないですか。ところが、佐藤工業さんにはすごい後から、おたくださいすよみたいな、まるで……。ちょっと言葉、出なくなっちゃった、そのあれで……、自分で書いたことなのに、やってるんですよ。

これって、何らかのどういう今処置が進んでいるんですか、国交省の中では。だって、もう1年、2年ですよ、丸。

【議長】 よろしい……。

【公述人（鈴木）】 はい、お願いします。

【議長】 では、起業者側、お願いします。

【起業者（土屋）】 重ね重ねで申しわけありませんけど、廃掃法に基づく調査は群馬県において行われております。それについて、私ども、協力させていただいております。工事の目的物の使用に反して、材料などに瑕疵がある場合は、受注者に対してその瑕疵の補修を請求するか、損害の賠償をすることができることから、今回の事案につきましても、群馬県における調査結果など、瑕疵の程度を判断する材料を一つにして、総合的に判断し

て検討しているところでございます。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（鈴木）】 ちょっと後で一連の回答の文書、いただけますか。早口でちょっと私わかりません。私も早口ですが、かなり聴き取れないんですけども。

でも、住民が感情を害しているのは、先行指示なるもので、仕事を次々と発注、佐藤建設工業さんにするというのはおかしいということですよ。これ、皆さん、一人の市民として、おかしいとお思いにならないんでしょうかね。それで、しかも、逆有償取引ですか。それで、あれだけの巨額の利益を得ているところ。そして、この先、基準値以下だったって、ほんとに全部、私、事実、全部あの5カ所を調べましたよね。そのうちの1カ所、こころで、じゃあ、暴露させていただきます。時間の関係もありますけども。

やったことにしようということが現実になりました。それは2カ所から、またこれを言うと、その方たちに圧力がかかりますから、それから「部外者が来たら絶対にしゃべるな」という指示が業者には出ているそうですけども、把握していらっしゃいますか。役人、関東地方整備局の上の方は。そして、やったことにこれだけの土地があって、ここにスラグがあるところの、やったことにしちゃったんですよ。

【議長】 ちょっとご説明が早いのであれですけれども。基本的にはスラグの問題について、そういうような状況があったことをちゃんと認識しているかというご質問だということによろしいですか。

【公述人（鈴木）】 だから、1番と2番と、ここで付随して、この後、スラグはどうなるのと。

【議長】 今後、どういう処理をするのかということ。

【公述人（鈴木）】 はい。じゃあ、それで集約します。

【議長】 では、お願いします。起業者側、お願いします。

【起業者（土屋）】 これまでの調査から、8工事の施工箇所について、基準、J I S S の環境安全品質基準に定められている基準を超えているものを確認されております。いずれにしましても、スラグに関する案件について、廃掃法に基づく調査が群馬県において行われておりますので、そちらと協力をしながら、対応、安全に適切に対応していきたいというふうに考えております。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（鈴木）】 今ちょっとあれですけど、結論はまだ続行中？ でも、基準値以下

だから、幕引き？

【議長】 回答願います。

【起業者（土屋）】 幕引きということではなく、群馬県で調査しておりますので、その結果を踏まえて適切に対応していきたいというふうに考えております。

【公述人（鈴木）】 はい。じゃあ、これ、対応していきたいというけど、迅速にお願いします。渋川市なんかもうとうに撤去してるじゃないですか。それが何で八ッ場に関する、何かわかんないけど、この幕がかかったようになっちゃうんでしょうかね。

じゃあ、2番目の質問、申し上げます。付けかえ国道145号ですが、これ、もう群馬県に、あそこの上信道全面開通とともに、2011年のあれは、12月20日でしたか、その数日前に群馬県に移管になっているんですけども、あの法面のひどいのは、渡す前、どうなるんでしょうか。

【議長】 今のは、要旨にある川原畑の法面のことということでよろしいですか。

【公述人（鈴木）】 そうです。はい。はい。

【議長】 では、回答願います。

【公述人（鈴木）】 よもやまた群馬県の管轄だから答えられませんと言わないでくださいね。いつもの手ですけども。

【起業者（土屋）】 まず、法面についてでございますけれども、川原畑地区の法面の劣化ということですが、路肩の一部に亀裂や赤褐色、茶、茶色くなっている部分というのが生じていること及び法面前面の道路の一部に凹凸が出ていることについては承知しております。これらにつきましては、当該箇所の一部に含まれている熱水変質化した地盤中の黄鉄鉱の酸化により生成される石膏による体積変化が主な原因というふうに考えております。

これにつきましても、道路管理者について、道路管理者により法面の補修が行われております。現在も現地調査、定期的な道路パトロールを行っております。当該箇所の安全を確認しつつ、今後も現状の状況を踏まえ、必要に応じて適切な対応をするというふうに考えております。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（鈴木）】 いつものお答えで少しも進展はないんですけども、あんなところに道路をつくるべきじゃないですよ。

次に、はい、付随して、一番奥ですね。ようやく今年の3月だったでしょうか、開通、

真っすぐになりました。ちょうど私、あの日に来たのでその場面を写真撮ったんですけども、あの法面はまだ動いているということを聞いておりますけど、これについての真偽はいかがでしょうか。

【議長】 上ノ平地区の法面の地すべりがとまってないというご質問だと思いますけども、それについてお答えください。

【起業者（土屋）】 上ノ平の法面の崩壊の原因についてということでございますけれども、過去に当該箇所が発生した変状については、地すべりでなく、切土したことによる応力開放というふうに考えております。流れ盤により生じたものということです。道路土工切土・斜面安定工指針等に基づき、対応等の設計施工を実施してまいっております。施工、対策工が完了した平成25年10月以降、新たな変状は認めておりませんが、今後も引き続き、現地の現状を把握して、道路管理者と連携して必要に応じた適切な対応をしてまいりたいと思います。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（鈴木）】 端的に言いまして、引き続きするんですから、とまってないんですね。とまっているか、とまってないかのイエスカノーでお願いいたします。

【議長】 起業者側、お願いします。

【起業者（土屋）】 イエスカノーかとかではなく、平成25年10月以降、新たな変状は認められておりません。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（鈴木）】 じゃあ、付随して。そこで、工法上つけたことは私たちにもわかるんですが、あれが右と左が左右がずれている、それから、あのひびってというのは何なんですか。普通に私たち、何のあれでもなければ考えますけど、それについてお答え願います。

【議長】 起業者側、回答願います。「あのひび」という指示語が「あの」というのが何を指しているかわかりません。

【公述人（鈴木）】 すいません。上ノ平、そこの現場の法面の状況です。

【議長】 法面にひびが入っているという話と……。

【公述人（鈴木）】 それから、あと、工法上……。

【議長】 左岸がずれているお話をされましたかね。

【公述人（鈴木）】 はい、そうです。

【議長】 では、その点について。

【公述人（鈴木）】 だって、現場へ行ってみれば、一目瞭然じゃございませんか。

【議長】 お答えください。

【起業者（土屋）】 施工によるものと考えられますけれども、それもあわせて調査、調査観測を続けてまいりたいと思っております。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（鈴木）】 じゃあ、調査を続けているということは……。

【起業者（土屋）】 変状自体は認められておりませんが……。

【議長】 指示を……。

【公述人（鈴木）】 じゃあ、安全と言い切れるんですね。

【議長】 回答願います。

【起業者（土屋）】 全く安全とかそういうことではなくて、定期的な道路パトロールを行って安全の確認を行いつつ、今後も現状の現地の状況を踏まえて、必要に応じて適切な対応をしてまいりたいというふうに考えています。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（鈴木）】 言葉尻を捉えるんじゃないんですが、全く安全と言い切れないときに、住民に住めっていうのはどういうことですか。じゃあ、もし事故が起きたとき、どういふふうに国交省は責任とるんでしょうか。また、ご注意が入るでしょうから、次に進みます。

2番目ですね。川原湯温泉駅の地すべり問題。それから、スラグ、あれはおびたしいスラグですよ。これ、跨線橋に、これは中村さんが丹念に調べた研究によって、跨線橋にずれが生じているわけですが、このずれの問題と有害スラグの撤去はどのようにこれも今後対処するんでしょうか。

【議長】 よろしいですか。

【公述人（鈴木）】 ん？

【議長】 よろしいですか、ご質問ということで。

【公述人（鈴木）】 はい。だから、その2点に。書いてあるとおりですよ。

【議長】 要旨の2番のA、B、あわせてご質問だと思います。お答えください。

【起業者（土屋）】 まず、跨線橋のずれというところでございますけれども、当該箇所
のずれの原因としましては、跨線橋背面の補強土壁の範囲は盛土構造であるため、周辺の
地盤に追随して残留沈下が発生しているというところでございます。その結果、基礎工で、

杭等の基礎工で支持されている橋台との間に変位が生じたものというふうに考えております。

跨線橋近傍の箇所におきましては、平成21年から継続して沈下量を計測した結果、平成24年9月までに、おおむね35ミリから38ミリ程度の沈下で収束しているというふうに考えております。収束しております。

それから、スラグにつきまして、上湯原地区のスラグにつきましてでございますけれども、私どもとしましては、これまでの調査から、8工事の施工箇所について、基準に定めている基準を超えている、工事について基準を超えているというものを確認してございます。

ご指摘の箇所が明らかではございませんけれども、現時点では8工事以外にスラグの混入は確認されておられません。ただし、新たに確認、判明した場合には調査を実施し、調査結果を踏まえ、適切に対応していきたいということでございます。

【議長】 公述を……。

【起業者（土屋）】 いいですか。いずれにしましても、スラグに関する案件につきましては、廃掃法に基づく調査が群馬県において行われておりますので、その結果、対応を踏まえて、適切に対応していきたいというふうに考えております。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（鈴木）】 これからも調査すると言うけど、もしも、だって、事故が起きたとき、どうするんですかということと、スラグの調査はどうなっている、済んだんじゃないんですか。あそこ、新川原湯温泉駅付近はやってないわけですよ、民地と官地と分けて。そして、民地だけ5カ所やったということで何だか終わりにしようとしている気配が濃厚なんですけども。

駅って人命を預かるじゃないですか。ですから、JRの高崎鉄道、高崎のほうのJRのOBが大変真剣になって聞きますと、あれはうちの高崎じゃなくて長野県だとか何とかって、結局またキャッチボールなさるんですけども、これってほんとうにここで申しわけないけど、不吉とかあれですけども、もし事故が起きたり、人命を預かる線路に対して、ちょっとおかしいじゃないですかね。

【議長】 ご質問ということでよろしいですね。

【公述人（鈴木）】 10分前ね。はい。

【議長】 今のは駅の部分のスラグをどうするのかというご質問だったと思いますけれ

ども、回答願います。

【起業者（土屋）】 スラグの問題でよろしいと。

【公述人（鈴木）】 だから、スラグも地すべりも、あそこはほんとに集中しているところじゃないですか。そこに鉄道を走らせるなんていうのは大体論外なんですよ。

【起業者（土屋）】 まず、スラグにつきましては……。

【議長】 ご回答願います。

【起業者（土屋）】 引き続き調査を続けると、新たなところが出てきたら、それは調査を実施して適切に対応していきたいと。民地の5カ所につきましては、スラグが確認された時点で、民地であるということから、速やかに撤去させていただきました。その箇所に、その他の箇所につきましても、撤去を前提に、群馬県の指導を仰ぎながら、これから対応していきたいというふうに考えているところでございます。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（鈴木）】 それでは、3番目の質問です。今回の土地収用の対象地域について、手続保留の申請書が、なぜ川原畑、川原湯の2地区だけ先に出されたんですか。水没するのは5地区同じだって住民は言ってますけど、この明確な理由を教えてください。

【議長】 ご回答願います。

【起業者（市川）】 回答させていただきます。水没範囲内には、多数共有地、海外不在者などの未売却地が残されており、それら全ての手続を1年以内に行うことは非常に難しいため、工事工程等を考慮した手続保留範囲を設定したものです。お尋ねの起業地の下流側でございます川原畑、川原湯の2地区においては、ダム本体工事等の大規模工事が施工されることから、起業地の上流側と比べて、早期に用地取得が必要となります。したがって、起業地の下流側については手続を保留しておりません。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（鈴木）】 ちょっと付随します。そうしましたら、じゃあ、なぜその川原畑と川原湯を急いで、埋蔵文化財だけ何か一番最後に、一番肝心のところを一番最後に回すんですか。これってとても不可思議ですよ。私たちには、見られないじゃないですか。あの1号橋の上から見たって豆粒ほどだし、私のカメラじゃ、なかなか撮れませんし。そして、説明会があるのかないのか。

それから、同じく、埋蔵文化財にかかわる方たちには、いいものが出たとしても絶対に口外してはならないと。これは徳山ダムの例もそうでしたけども、ここでも平然と行われ

ています。でも、そういうふうに言われると言いたいのが従業員のあれで、王様の耳はロバの耳式にしますけども、そういったこの八ッ場ダムに関しては、大変なやらせと詐術と、そこがとっても腹立たしいんですよ。

【議長】 要旨にはございませんけど、埋文の関係のご質問ということでご回答ください。

【起業者（小宮）】 埋蔵文化財についてご質問がありました。埋蔵文化財につきましては群馬県教育委員会が実施しているところでございまして、教育委員会において適切に行われているものと認識しております。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（鈴木）】 全て平穏無事、問題なし。それでするんですけども、でも、この集約が必ず今に大変なことに私たちはなると思いますよ。あんないいかげんな、埋蔵文化財に関しては、大変先祖から何百年にわたってこの土地の人たちが守ってきた、それを全て水底に沈めるんですよ。

しかも、吾妻溪谷をなぜ沈めるのか。まず、群馬県知事の言うことは全く矛盾してますよね。富岡製糸を残して、吾妻溪谷を潰して、何で観光になりますか。観光の前に地すべりが起きることは各地の例でみんなわかっているじゃないですか。まして一番もろい、2万4,000年前の応桑岩層なだれ堆積群のもろい地層ですよ。これ、はっきり言って人的犯罪になりますよ、災害が起きたときには。全て全て、1回、いろんな会合がありましたけれども、全て事なきにしてやってきたんですから。形式だけ整えて、今日この位置があるわけですよ。

それから、すいません、最後に、収用法のこの総額は幾らになるんでしょうか。今、まだ未買収の家だとか、あわせて。

【議長】 収用法の額というよりは、残りの土地のかかる補償のお金が幾らになるのかということをお聞きですか。

【公述人（鈴木）】 残りの土地でいいですわ。はい。それが一番心配ですから。

【議長】 回答願います。

【起業者（市川）】 お答えいたします。今お答えできるのは93%の取得があるということで、全体であと幾らということについてはご回答できません。よろしゅうございますか。

【議長】 補償額はわからないということですね。

【公述人（鈴木）】 進捗率93%はもうずっとその数字で言ってますのでね、わかり切ってます。問題はお金ですけども、これって予算はついたんでしょうか。これ、心配なんです。ここがかなめですから。

【議長】 要旨にない質問ですけども、補償についての予算は確保されているのかというご質問ですので、ご回答いただきたいと思います。

【起業者（土屋）】 今年度、収用法の手続をさせていただく中で、任意で地元の方々とそういう交渉をするということにつきましては年度予算を確保させていただいているということでございます。その来年度以降につきましてはまた予算要求等によって確保できるというふうに考えております。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（鈴木）】 じゃあ、極めて単純な質問ですけども、この公聴会を開くというのは予算づけができて、しかも、国会が通ってからですよ。これがとても心配なんです。それで開くんじゃないんですか、公聴会とかこれからの収用法の手順というのは。

【議長】 事業の関係の予算がちゃんと確保されているのかというご質問ということいいんですか。

【公述人（鈴木）】 ん？

【議長】 土地収用法と予算づけとは直接つながってないものですから。

【公述人（鈴木）】 何でつながらないの？ だって、何か執行するには予算づけが必要なもの。

【議長】 今の話からすると、予算は毎年、毎年確保しているというご説明だったと思います。

【公述人（鈴木）】 毎年、毎年確保している。

【議長】 はい。

【公述人（鈴木）】 じゃあ、その累積金額は公務員さんだったらわかるでしょう。

【議長】 これまでの累積金額はわかりますかと。今、もともとちょっと質問の要旨になかったんで、数字を持ってなければ、あれですけども。

【起業者（土屋）】 今日、持ち合わせておりません。

【議長】 そうですか。はい。

では、公述を続けてください。今、数字を持ってないそうですので、もともと……。

【公述人（鈴木）】 じゃあ、後でお答えください。

【議長】 質問の要旨になかった事項ですので。

【公述人（鈴木）】 ないけれども、今ここまで進んだから聞いているんですよ。

【議長】 それは数字のことですけれども……。

【公述人（鈴木）】 だって、当然のことじゃないですか、そのくらいのことを把握しているというのは。

【議長】 後ではお答えできますか。

【公述人（鈴木）】 じゃないですか。皆さん、だって、それが専門ですもの。いいです。

【議長】 では、公述を続けてください。

【公述人（鈴木）】 国家公務員さんといえども、エキスパートじゃないとわかりました。

それから、最後ですね。このダム、ほんとに造ってはならないダムを、こんな大がかりにして人を惑わし、自然を破壊して。やめるなら今ですよ。しかも、浅間山噴火じゃないですか。しかも、近場には木曾御嶽の水蒸気爆発よりも怖いと言われる草津白根山が控えています。

ともかく、ここでもう一度、住民集会か何かを開くべきですよ。はっきり言って、長野原で踊っている人たちは一部です。草の根の声を聞いてください。みんな、言えば唇寒しになって、痛めつけられるから、言わないだけです。ここまで人の心を縛るといって、これが政治ですか、ほんとに。だから、公務員さんの、命令だから仕方ないと私たちも思いますよ。だけれども、ほんとに法律で、過去にさかのぼって、退職してからも罪に問われる法律ができればいいというふうにみんな願ってますよ。

私たちができることは、記録を丹念にとることです。まだ大丈夫なの。1分間ですね。ほんとに通うたびに、この八ッ場の自然を残したい。類いまれな自然界を残して、このまま手つかずの吾妻溪谷を子供たちに残したい。赤くテープを張られた木がかわいそうでなりませんでした。

けれど、どうしても造ることが先。しかし、そのもとは、何ていうことないじゃないですか。自民党さんへの献金じゃないですか。五十何年間、巧みに自民党政権がつくり上げた錬金術じゃないですか。その事実があるのかかわらず、まだこの愚行を繰り返すのかと腹立たしくてなりませんけれども、必ず時代の証明があると信じます。

終わりですね。

【議長】 はい。

【公述人（鈴木）】 どうも大変失礼いたしました。

【議長】 ありがとうございます。

降壇してください。

(公述人・起業者降壇)

【議長】 次は、牧山明さん、高山彰さんから公述をしていただきます。

牧山さん、高山さんは壇上に上がり、公述人席に着いてください。

(公述人登壇)

【議長】 準備はよろしいでしょうか。

【公述人(牧山)】 いいですよ。

【議長】 現在の時刻は10時50分です。ただいまから公述を開始し、30分間で終了するようお願いいたします。また、終了の10分前、5分前、1分前に呼び鈴で合図をするとともに、表示によりお知らせしますので、目安にしてください。

なお、終了時間までに終了しない場合には、公述の中止を命ずることとなります。

それでは、公述を開始してください。

【公述人(牧山)】 皆さん、こんにちは。私は長野原町の議員をやっている牧山明と申します。今日は、まだ川原畑に住宅を持ち、移転をしていない高山彰さんと一緒にこの場に臨みます。

最初に、高山彰さんから、これまでの経過、思いを述べていただきたいと思います。

今日は意見を述べる機会を与えていただき、国土交通大臣には大変感謝しております。この結果がきちんと反映されることを願って、始めたいと思います。よろしく願います。

【公述人(高山)】 よろしいですかね。

【議長】 どうぞ。

【公述人(高山)】 ただいま、長野原の町議である牧山氏から紹介されました高山彰です。現在も川原畑に住んでいる状態ですね。

八ッ場ダムが昭和27年に始まったという話を聞いて、私は昭和28年に川原畑に生まれてずっと育ってきたわけですね。それで、結局、今まで、きのうの話を聞いていても、専門の方がいろいろ地質だとかその周りの環境とかのことについてはもう言われたので、私がここで特段言うことも別にないので、私は今回は、時間が限られていますんで、もう今年誕生日来れば62歳なんですけど、その60年の思いをここで皆さんの前で2人と言うわけなんですけど、10分、20分で言ってくれといっても、時間、どう見ても足りな

いでしょう。そう思いませんか。

60年からずっと生まれてですよ、母親、父親に大事に育てられて、そして、その思い出のふるさとがあるわけですよ。当時とすればほんとにまだ砂利道で、きのうの良太郎さんの話じゃないけど、そういう状況の中で、畑におふくろと一緒にいたり、いろいろの思い出が詰まってる。そういう場所というのは私からすればもう大事なもう宝物のような場所なんですよ、生まれ育ったふるさとというのは。それで、3.11じゃないですけど、結局帰りたくても帰れないって苦しんでいる人がいっぱいいるわけですよ。

八ッ場ダムの場合もそうなんですけど、人間というのは、何ていうんですか、生まれてきたからには必ず寿命というものがあって、平均的には80ちょっとぐらいで、大体80年ぐらいすれば、大体死んでいくわけなんですけどね。それは自然の流れでこれはしょうがないかなと思うんですね。

立って話をするのも、俺も年が年なんでちょっと疲れるんで、座らせてもらいますね。

それで、八ッ場ダムについては、これは自然災害でこれが浅間山が噴火して倒れたり、流れ込んできたりとか、地すべりでどかんと崩れて、自然災害で大雨が降ってこれが終わっていくというのであれば、私も諦めがつくわけなんですけど、ダムというのは結局、人間がつくって、要するに自然を、先ほど話がありましたけど、自然を壊し、自然を壊され、村も壊され、人間関係も壊され、また、国交省の人たちはみんな知っているわけですよ。

会議のときに地元へ来て、地元の人たちが今までは和気あいあいと住んでいた人たちがですよ、えっ、この人がこんなことを言うのかなんてことで、もう罵倒し合い、ののしり合い、もうそういう状況を国交省の人は、今の職員は知っているか、知らないかしらないけど、もう長い間、そういう形ができたわけですよ。それで、結局、待てど暮らせど代替地はできないという形で、みんな外へ出ていっちゃったわけなんですけどね、ほとんどの人間が。そんな形なんですけどね。

それで、結局、さっきの話に戻りますけど、やっぱり生まれ育ったふるさとというのは、もう私からすれば、もう何ていうんですかね、もう母親ですか、人間に例えれば。母なる大地というんですかね。結局そのぐらい大事な場所なんですよ。

それで、まず、まだ動かないでいる私なんか、いつまでそこに住んでいるんだとか、もう周りからやいやい、やいやい言われるわけですよ。それで、きのうの話ではないけれど、一日も早くダムをつくってくれと、移転だというわけですよ。でも、人間は寿命があるからいずれは死んでいくんですけど、ふるさと結局そういう状態で、もう死んじゃ

うわけですね、私から言うと。要するに、結局早く死んじゃえよと、ふるさとなんか沈めちゃえよと、自然なんか、ねえ、生まれ育ったふるさとを水で沈めちゃえよと、やいやい、やいやい言ってるわけですよ。

そのいい例が、やっぱり今の町長じゃなく前町長ですか。報道関係の前で万歳なんかするわけですよ。早くつくってくれるというんでね。前原だったかな、前田、前原から前田にかわった、当時、そういう時代だったですかね。そんなところで万歳なんかして。

それで、俺、町長に聞いたんですね、当時。俺のふるさとがなくなっちゃうって、ダム
の底に沈まるんで、ほんとに寂しい思いしたけども、せつないんだよと、私の気持ちがわかりますかって、当時、高山町長に聞いたわけですよ。そうしたら、私の心は寂しい気持ちはひとつもわからないというわけですよ。もうそのとき聞いたときは、この人が町長なのかと、うそでもいいからわかると俺は言ってもらいたかったですね。でも、やっぱり私の前じゃ、言えないわけですよ。万歳した張本人ですからね。言ったら言ったで、またそれは大変なことですよ。

それで、また、その前の町長さんですけどね、田村町長さんというのがいて、村の会議
に来て、川原畑はダムができればいいところになりますよと二度も言いましたね、二度も会議
に来て。村の人たちはにこにこ、にこにこして聞いているわけですよ。私はもう腹の中、
煮えくり返りましたね。川原畑にダムができて、いいところになる。私から言わせれば、と
んでもないですよ。ふるさと、水の底になっていいところ。そのいいところになりますよと
言ってた町長さんがですよ、それで、じゃあ、川原畑にどのぐらい残っているんだと。今
の現状を見てくれと言いたいですよ。いいところになる川原畑であれば、みんながずり上
がり方式で上がるわけじゃないですか。

それで、国交省のやり方というのはまたこれが汚いことに、ずり上がり方式だ、ずり上
がり方式だと言って、代替地は全然進めないわけですよ。私が移ろうとしても、そこは
全然だめだし。それで、今の話が私もちょっと考えが全然ほとんどまとまらないんで、話
が行ったり来たりしますけど。結局、そういう形で、今の現状は土地収用法だか事業認
定ですか、事業認定という、今、これ、追い込まれているわけですよ。

それで、今日はこんなような格好で来て、一応、私はもう自分では生前葬の気持ちで俺
は来てるわけですね。だから、生前葬でこれだけの人に集ってもらって、たまたま地元
の人はいないですけど、これだけ来てもらったかなと。結局そのようなつもりで来て、一
応、こんなような支度で来たわけです。

受付で、きのう、俺は言ったんです。私はこの赤と白はやめてくれと、黒と白にしてくんねえかと頼んでいたんですけど、やっぱり受け付けてくれないですね。だから、結局、この私の格好ってどう見てもおかしいでしょう。葬式に出る格好ですよ、このお祝だか何か知らんですけど、この赤と白のリボンですよ。もう嫌になっちゃいますよね、実際の話が。

それで、今の現状を見ると、やっぱり事業認定がもう、この要するに継続的な手続上、こういうことをやっているわけですけど、もう次になる段にはもう土地収用、強制収用されて、それで、最終的には強制執行という形になっちゃうわけだけれど。

それで、強制執行することになって、結局、最後まで盾を突くと、逮捕されちゃうわけじゃないですか。結局、国の機関で、国のお上に逆らったということでおめえは犯罪者だといって逮捕されちゃってぶっ込まれちゃうわけですよ。私も一応、孫がいて、もうおじいさんしてるからいろいろ考えちゃいますけどね。

それで、今の現状を見ると、もういつまでもいるのが悪いと、いつまでもいるんじゃないよと。今の状態を例えて言いますと、もう国からピストルの引き金に手がかかって、もうこういうふうには、動かないなら、もう出ていかないと、引き金を引いちゃいますよと、殺しちゃいますよと言っている、言われている状態に感じてるわけ、私はね。例えばの話ですけどね。殺されるのが嫌であれば、早くもう逃げ出さなさいよと、いつまでもいるんじゃないよと、そういう状態だなと俺は思っているわけですよ。

でも、ふるさとは、俺、さっきも言ったように、母親と同じぐらい大事なんですよね。その親を捨てて、ふるさを捨てて、逃げ出せないでしょう、実際の話。だったら、ふるさととともに撃っちゃってくれよと。そうすれば、そこで私は一生を遂げられるわけですよ。

それはそうでしょう。今まで何だかんだ、地元で早くしてくれ、早くしてくれと、地権者がどうだのこうだのつつって、ずっとおくらせてきたわけですよ。それで、ここへ来て何ですか、急に、もう国道はとめるわ、道路もいろいろなことをやって、もうプレッシャーをかけてきて。

それで、国交省はそのたんび、前々から言ってたわけですよ。地元の人には迷惑はかけません、親切丁寧にご説明いたします。親切丁寧に説明するどころか、やってることはどうということなんだよと。ほんとにあそこに座ってる人に全部一人一人聞きたいですよ。あんた方の仕事はどういう気持ちでやっているんだと。そんなに地元の人間を、ののしり

合ったり、けんかしている姿を見て、楽しいのかよと。何が生きがいであんな方はその仕事をしてるんだよと俺は聞きたいですよ、はっきり言って。私にはとてもじゃないけど、そんな仕事はできないですね。

そんなこと言って、だらだらと話していると時間も過ぎてしまいますので、これから牧山町議にと。すみませんね。ほんとに、長話しちゃって。

【公述人(牧山)】 やはり、ふるさとを強制的に奪われる人の気持ちというのは、私は長野原町に住んでいますけれども、ダムには縁遠い応桑というところですよ。しかし、縁あって、議員になったときから、川原湯地区を中心にダムにかかわり、勉強させてもらってきました。

今回の土地収用のやり方が実にいいかげんだというのを感じています。説明が大体きちんとなされていません。例えば、これで収用委員会が認定庁が事業認定を公示すると、せっかく苦勞して決めた補償交渉基準とは別な基準で、資産が強制的に取り上げられることになります。そのことについて、先日の八ッ場ダム対策会議で国交省に聞きました。一体幾らになるんだと、うわさでは10分の1ではないかということを知ったんですが、あくまでも国の公共用地の補償基準に従ってやるんで、お答えできませんと、そこに座っている市川副所長が答えました。

それはさておき、今回、この事業認定に反対な理由をまず、時間がなくなると言えなくなるんで、最初に全部言っておきたいと思います。

- ・ 水没地区住民が生活再建の具体的な将来像を描けないでいる中で、土地収用を含む事業認定は認められません。
- ・ 水没地区住民に移転していない世帯があり、その世帯の移転希望地、代替地ができ上がっていないにもかかわらず、強制収用が行われるのは認められません。
- ・ 国交省は水没地区住民全員の移転が済むまで、八ッ場ダム本体工事は始めないと水没地区住民に対して言ってきたにもかかわらず、本体工事を始めてしまいました。このような状況下での強行的な事業認定は認められません。
- ・ 水没地区住民の移転予定地である代替地は、地すべりの安全対策もされておらず、あろうことか、有害物質を含む鉄鋼スラグが散在しています。国交省がこれらの解決方法、時期を示さないままでの事業認定は認められません。

これは、先ほどから、多くの方が質問しているにもかかわらず、その時期、方法について具体的な回答が国交省からはありません。長野原町議会の八ッ場ダム対策会議において

も、3月にも、それから、6月にも同じ質問をしました。スラグの問題では、この前に述べた人が言われたようなことの中で、2月だったですか、民地にかかわるところだけとはとりあえず撤去するというふれが回りました。しかし、それ以外のところは関係機関と協議をして、適切に対処するという回答がもう既に半年続いているんです。こんないいかげんなことで、とても事業認定を認めるわけにはいきません。

・ あす、水がたまる状況ならともかく、先日も現場の視察に行きました。まだ大柏木トンネルの中にやっとベルトコンベアーの基礎がちょっとでき始めたばかりです。急いでも湛水までに数年かかる状況は明らかです。今この時点での強制収用は認められません。

・ 同一年度に、これは水没地区の方々が資産を処分するときの補償金にかかる税金の対策としてあるんですが、5,000万、一度限り5,000万円控除と代替資産の取得が同一年度にはできないということになっているそうです。これをもし事業認定を急いだ場合には、どちらかが受けられないような事態が起きてしまう。あるいは、両方受けられないようなこともあり得るかなというふうに感じています。こういう状況の中での事業認定は認められません。

・ それから、ダム事業、水特、基金の3事業が全体としては74%ぐらい達成しているという報告が先日の八ッ場ダム対策会議でありました。しかし、基金事業については地域的に大変なばらつきがあります。一番おくらしている川原湯地区ではまだ50%台です。

こういう中で、事業認定が公示になり、補償単価が著しく下げられるような場所が出てきたときに、これまで計画されてきた水特や基金事業がすんなり進まなくなるのではないかというのが地元の人たちの大きな心配です。これについても明確な回答がありません。こういう中で、この事業認定を認めるわけにはまいりません。

ちょっと座らせていただきます。

議長にお伺いしたいんですが、通告はしてなかったんですけれども、起業者に上がってもらうわけにはまいりませんか。

【議長】 あらかじめ専らご自分のご主張をされるということでしたので、それで行ってください。

【公述人(牧山)】 しかし、そこにいるんで、もし起業者が納得すれば、いいのではないですか。

【議長】 そのように事前に通告させていただいていますので、そのとおりに行ってください。

【公述人（牧山）】　　そうですね。なかなかその辺はおかたいですね。

大方の言うべきことは言ったんですけども、ちょうど今ここに資料がありますので、多分ご存じない方もいますので、ちょっと資料の、配ることができないんですが、3事業の進捗状況等についてお聞きいただきたいと思います。

まず、3事業、ダム事業、水特、基金の合計なんですが、川原畑地区が80.49%ということになっています。川原湯地区は68.66%、ここが一番おけているわけですね、3事業合計で。横壁地区72.92%、林地区が73.68%、長野原地区が80%。合計で74.63%ということになっています。

次に、水特、基金事業のほうなんですが、これがかなり生活再建にかかる多くの事業を含んでいるところです。川原畑地区が68.42%で、19事業のうち13事業をやって、残りが6事業ということになっています。川原湯地区は53.57%、今これが川原湯地区の進捗状況の実態です。28事業のうち15事業をやっていて、残り13事業がまだやってないということです。横壁地区は72.73%、22事業のうち16事業がやられています、6事業が残っています。林地区が71.88%、32事業のうち23事業がやられていて9事業が残っています。長野原地区、85.19%で、27事業のうち23事業がやられています。残りが4事業です。全体で70.31%。128事業のうち90事業がやられていて、残りは38事業ということになっています。

たまたま、この間の会議ではこれ以上の細かい資料はなかったもので、一体何の事業がどういうふうに残っているのかというのがわからないので、それについては今後説明をしていただくことになろうかと思っています。

話は全く違うんですが、ここに八ッ場ダムニュースというのがありまして、これは26年の10月20日付けで出されたものです。これは国交省の所長が入れかわったときに、前佐々木淑充所長から矢崎剛吉所長にかわられたときに出された八ッ場ダムニュースです。どちらの人も生活再建を非常に優先して進めるようなことを言っています。歴代の所長もずっと言ってきましたが、どうもこのごろ、会議の中での答弁も具体性を欠き、なかなかはっきりした答弁がいただけないような中で、ほんとに生活再建、そんなに親身に考えているのかなということが疑問に感じてなりません。大体、今日、何で矢崎所長はいなんですか。

おかしいんですね。この事業認定の申請についてという資料が八ッ場ダム対策会議で配られたときに、27年1月24日に事業説明会が長野原町の「若人の館」でありました。

このときも矢崎所長はいませんでした。こういうようなところで、ほんとに生活再建とか、今、移転先も決まらないで苦しんでいる人の気持ちがくめるんでしょうか。

今日は群馬県の方は来ているのか、もしいたらあれなんですけども、群馬県の関係の方、来てますか。誰もいないようですね。これだけ八ッ場ダムの進捗いろいろに関する、それから、土地収用法にかかわるいろいろなことの公聴会に、群馬県から誰も来ないというのもこれも変な話だと思うんですが。長野原町はダム対策課長がいらしているようなので、よろしいかと思うんですが、この辺は実におかしな話だと思います。こんな中で、このまま事業認定が進むようなことは絶対あってはならないというふうに思います。

いずれにしても、今日の議長さんの裁量が今後どういうふうに展開をしていくか、大きな鍵を握っていると私は考えています。それはここで述べる人の意見がどのように今後反映されるかということが、あなたの裁量にかかっていると私は考えています。そうでなかったらおかしいですね。八ッ場の所長もいねえし、やっぱりこの場を取り仕切るのは議長であり、この場の結果をどう伝えるかも議長の裁量にかかっています。当初申し上げたように、この会が、私たちの話したことが、きちんと反映をされて、多くの人がそれによって納得をする結論を導き出していきたいと思います。

それについて、いかがでしょうか。

【議長】 私がここでコメントを申し上げることはありませんので、公述を続けてください。

【公述人（牧山）】 普通は議長はそういうときに、自分の私見であっても答えるのが普通だと思うんですが、それも答えられないというのは実におかしな話ですが、そういうことだそうですので、大体時間になりますので、この辺で終わりにしたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

【議長】 ありがとうございました。

降壇してください。

【公述人（高山）】 私は言いたいことの10分の1も言えませんでした。

（公述人降壇）

【議長】 次は、市川正三さんから公述をしていただきます。

市川さんは、壇上に上がり、公述人席に着いてください。

（公述人登壇）

【議長】 準備はよろしいでしょうか。

【公述人（市川）】 はい。

【議長】 現在の時刻は11時19分です。ただいまから公述を開始し、25分間で終了するようお願いいたします。また、終了の10分前、5分前、1分前に呼び鈴で合図をするとともに、表示によりお知らせしますので、目安としてください。

なお、終了時間までに終了しない場合には、公述の中止を命ずることとなります。

それでは、公述を開始してください。

【公述人（市川）】 私は今、埼玉からやってきたんですが、私、ダムの用地交渉を含めて、30年以上、用地を担当してまいりました。技術屋でありながら、なぜ用地やるんだという話なんですが、大体、埼玉の秩父だとか、山沿いのところの道路を改良するには出入り口が問題になるんですね。

いくら道路の幅が広がっても、俺んちの出入りができねえんじゃ、協力しないという方が多いんで、どうしても出入り口を設計しなくちゃならないんですが、これは道路の設計より難しいです。毎日使うものなんですが、あんまり地権者としては面積を減らしてほしくないで、それで、車の出入りに使い勝手のいいようにしろということで、そうすると、事務屋さんじゃ無理なんで、どうしても技術屋さんが行って、大体出入り口から何かの絵を全部描いて、それで、ご協力をお願いするというふうなことをやりましたので、私も技術屋でありながらも、用地をやったというのはそういう理由があるからです。

それで、用地交渉を30年やってみますと、いろいろなことがございまして、特に大体100人地権者がおられますと、90人までが大体5合目なんです。残りの10人の方があと50%、それ以上かもしれませんね。

それで、その10人の中の7人までは何とかいろいろなるんですが、3人の方はいろんなそれぞれの方のご事情があって、その3人の方に対して相当いろいろ、相続税猶予だとか、それから、土地が全然いじられてないで一番もとの人のまんまになっていて、戦前のままになっていまして、その後、地権者をどうやって割り出していくかとか、その地権者自身がもうよくわからないというふうな形。それから、共有の場合だとか、100人ぐらい共有者がいて、神社なんかの場合ですと、100人ぐらいいて、それは全部戦前なんです。

そうすると、戦前の長子相続と、それから、戦後のその相続の関係。そうすると、地権者を割り出すだけでも3年ぐらいかかりますね。それで、八ッ場ダムの場合には何か1,000人以上もおられたということなんで、これは大変な作業になろうかと思うんですよ。

ね。それに携わってきた八ッ場ダムの方々、また、それを受けた地権者の方々のご苦勞はさぞやのことと思います。

それで、そのぐらい人数いますと、もうブラジルに行ったりとか、外国に行っちゃっている人とか、そういう人がいますと、印鑑証明だとか、そういうの、外国じゃありませんので、大使にサインしてもらおうとか、そうすると、それだけで何年もかかっちゃうと。そのようなことで、相当辛抱強い用地交渉が必要になります。

その場合に一番大きな力になるのは役場の人たちなんです。お寺なんかで古い人のことを考えると、お寺の過去帳を見れば簡単だろうと思う方はとんでもない話ですね。お寺はろうそくを使ったりなんかするから、よく火災で焼けちゃいまして、なかなか過去帳がうまく残ってないんですね、後からつくったり何かして。その過去帳がうまく読めないと墓石を読むしかないということで、私は墓石を読むのは埼玉でぴかーと言われたんですが、長年そういうことをやっていると、墓石のわずかな痕跡から名前を割り出して、それからだんだんその後の子孫とか何かを割り出していくんですが、そういうときに、やっぱりお寺よりは役場の人のほうが非常にお世話になるのです。八ッ場ダムの関係では、東吾妻町だとか長野原の役場の方のご努力はさぞやのことだろうと思います。

また、そういう方たちのご協力があつて、地権者だとかいろんなものがある程度割り出せたんだらうと思うんですが、そんな関係で、私もダムの交渉をやりまして、埼玉県では一番ちっちゃな有間ダムというのをやったんですが、そこは水特法がかからなかったから、かえって大変なんです。周辺整備とかそういうのを全然できないんですね。そんな関係で、下流のために俺たち、苦勞をして、地元には何もいいことはないじゃないかと、道路も広がらないのかというようなことを言われました。

それから、秩父の滝沢ダム、一番最後まで残った方を私が担当したんですけど、やっぱりいろんな事情がありまして、なかなかそれは大変なことだったです。

そんなことで、用地交渉をやっていく上でやっぱり何が一番私は大事なのかなと思うと、やっぱり誠意というか、その人たちと一緒に考えてやっていくと。それで、やっぱり有間ダムの場合は個人折衝でやったので、非常に快活ではがらかなおばあさんがいらっしゃったんですが、その方が、息子さん、すばらしい息子さんがいて、御殿場のほうへ、おふくろ、来ないかというんで、嫌だ嫌だと最後まで言っていたんですが、御殿場のほうへ行ったんですね。快活で社交的な人ですから、向こうへ行ったら、見ず知らずの人ばかりですね。それで、毎日泣いてたと。それで、息子さんが、亡くなってから後、おふくろには

かわいそうなことをしたと、私の前で泣きました。

それで、滝沢ダムの場合はそういうことはやめようということで、ある程度仲のいい人
たちを、例えば秩父の奥だったら、荒川村に近所同士で気の合った人たちを動かすとか、
やっぱりそういう反省の上でそういうふうな形でだんだんやってきたと。

八ッ場ダムの場合はもっと規模が大きくて、面的にその地域のコミュニケーションごと、
まちづくりみたいな形で動かそうということですから、地権者が多分膨大になったんだろ
うと思うんです。

でも、そういうふうに、そこまで一生懸命やってコミュニケーションとかいろんなもの
を確保していくと。この丁寧なやり方をやったのは、多分、八ッ場ダムが初めてだろうと
私は思います。その点に対しても、八ッ場ダムの人たちとか地元の役場の人、それから、
地権者の人たちに対して、私は心から敬意を表するものでございます。

それで、埼玉がなぜダムが必要なのかといいますと、埼玉県にはダム軸になるところが
ほとんどないんです。それで、埼玉県は、私が県へ入ったときは280万人だったんです。
それが今は750万人です。もっとあるかな。それで、実際、降った雨を全部何とか有効
に使ったにしても、400万人分しかないんです。350万人分はもうよそからもらっ
てくるしかない。もう土屋知事になるまでは、埼玉県の小学校から公共施設、いろんなど
ころに、「水は限りある資源、大切に使いましょう」とか、学校でもどこでも、小学校でも
何でも、いっぱいぺたぺた、ぺたぺた、いろいろ張ってありました。それは私が所属して
いた水資源課で作ったものです、全部。

私が水資源課長をしてたときに、大体、水資源課長って何をやるのかというと、渇水の
ときに農業用水に水を分けてくれとか、あっちこっち、水の手配と、あとは節水ですね。
水をできるだけ使わないようにしようと。

そうすると、断水しちゃうわけにいかないから、どうしても圧を下げるんですね。圧を
下げると、水がちょろちょろ、ちょろちょろしか出ないんですね。そうすると、こんな
こと言っているのかどうかわかりませんが、小学校へ行ってる子が、お父さんがトイレ入
っちゃってなかなか出てこない。何でだと思ったら、お父さんのうんこが流れないで、
水の水圧がないんで流れないんで、子供が泣き出しちゃったとかという、そういう苦情ま
で来るんですね。

いつも言ってるんですが、ちょろちょろでも、くみおきをしないと、お父さんのときは
わっと流せば流れるでしょうという話もしてたんですが、そのとき、つい、私、うっかり、

お父さん、お勤めどちらですと言ったら、東京だと言うから、東京は取水制限も何もしてないから、勤め先で、お子さんは埼玉の子だから、埼玉の子優先でいかがでしょうという話を冗談まじりに言ったら、「うんこは東京で」って言って大分大騒ぎされて、それで、知事のどこへ謝りに行ったら「表現はともかくとして、実情はそうなんだから、しょうがないだろう」というふうなことで何とか首はつながったんですが。

それと、あと、知事から言われたのは、おめえは埼玉砂漠だ、埼玉砂漠だと、エジプトだとかシリアの人よりももっと1人当たりになると少ないと、水が。俺が知事の間はそういうことを言ってくれるなど。俺は群馬でも何でも行って、俺、土下座して何とか頼むから、埼玉砂漠とか、そういう表現だけはやめてくれと。埼玉がよくて来てくださる方もいらっしゃるんだからというふうなことで、埼玉は水に厳しい、厳しいということをあまり言えなくなってしまったんですが。

それで、埼玉県は洪水の通り道なんですね。大体300年説というのがありまして、それ言うと、国交省の人は、ちょっとそれは過大になるからって、すぐ二の足踏むんですが、大体1700年代、江戸の三大洪水が全部起きているんですよ。

それから、その前の応仁の乱、1400年代もすごい、何かもうあたり一面、全部湖になって、埼玉で水が浮かんでいるところほどことごとこと、山が、山沿いを除いては全部海になっちゃったとか、いろんな記録が残っているんですが、ちょっとした茂みみたいなのが流れていくと、そこにくちなわが、おびたしい蛇ですね、蛇がいっぱいそこにたかってたとか。

その前が鎌倉時代のちょっと前あたりですね。1100年ですか、千百二、三十年のころ、やっぱり洪水、大きな洪水が来ているんですね。

それで、一番記録がはっきりしているのは1700年代の寛保の大水害というのがあるんですが、秩父で24メートル、水位が上がったのは。行田で17メートル。

驚くほどのが起こったのは銀座で7メートル上がっているんですね。それで、地下鉄なんかのを国交省でいろんなことをやっておられるようですが、地下鉄が大体2メートルまでの水位が上がったら、もうそれ以上は手に負えないと。地下鉄に水が流れ込んで、その水の速さが、大体、学者の説によりますと、毎秒15メートルだと。すると、ウサイン・ボルトが毎秒11メートルですよ。だからあの人より速くないと逃げられないというふうなことで、私の子供は勤めに出ているんですが、大雨注意報が出たら、地下鉄に乗るのはやめたらいいんじゃないかと。ウサイン・ボルトよりずっと速くないと、逃げられないか

らなという話もするんですが。

そんなことで、寛保の大水害が1700年の20年から50年ぐらいまでの間に3回立て続けで起きているんですよ。カスリーン台風のときの洪水なんか問題にならないですからね。

その過去で埼玉は全部そういう記録がありまして、埼玉県の名、皆さん、全部洪水に由来した地名なんですよ。熊谷、深谷だとか川越もそうだし、越谷だとか、それから、加須の須という字はやっぱり洪水を意味しているし、戸田の戸、戸もそうなんですよ。戸がついた地名のところというのは大体洪水に遭いやすいとか、それから、田がついているところですね。戸田だとか何かは戸と田が両方ついているんですから、戸田なんていうのはもう洪水の真ただ中だというふうなことで、埼玉県の場合は、山沿いを除いてはほとんど。

大宮というのは神社があると。埼玉県は宮原だとか宮前だとか、いろんな宮がついたところも結構あるんですが、それはなぜそういう地名になったかという、一村が全部洪水で流されて誰も生き残らなかったという、周辺の人が神社みたいなのを建てるんですよ。神社を建てたときに、そのオミヤ、オミヤというんですが、その付近のことで宮原だとか。原というのも大体洪水の地名なんですよ。

そんなことで、埼玉はもうあらゆるところが全部洪水に起因、それは洪水の通り道だからですよ。利根川が通るところは埼玉で山を除いて一番高いところにあつて、埼玉が洪水の通り道で、一番最後に下になっているのはどこかという東京都なんですよ。一番最後は東京都で、埼玉が洪水の通り道になって、洪水の集まるところは東京都というふうなことで、やっぱり300年確率の河川改修をしないんじゃないかと私は昔から言っているんですが、それで、国交省としては、ダムをつくったり、堤防を強化したりとか、遊水地、調節池とか、洪水調節の関係で少しでもよくなるようなことを、あらゆることを全部やっておられます。

それで、この間の大地震のときも、利根川の堤防を何千カ所といって、あちこち傷んじやっているんですよ。堤防というのは壊れたとき、そのとき直すんですよ。堤防を調査してみると、パッチワークみたいにいろんな組成になっているんですよ、堤防は。一カ所をうんと強くしちゃうと、周りの堤防が弱くなるという話ですから、堤防を本格的にきちっとやるんだったら、一番河口からずっとやってこなきゃ、堤防ってだめなんですよ。

ところが、河口にはいっぱい人が住んでいて、それこそ何十万人って人を動かさなきゃ、

河川改修できないですね。そうすると、やっぱりダムをつくって、それで、ダムをつくと、それから下流の堤防だ何だかんだ、全部養生されます。大雨が降ったときにはためて、埼玉みたいに、水がなくなって渇水するときには、ためた水を少しずつもらえると。

そういうことで、埼玉というのはダムをつくる場所を必死になって探して、私も探したんですけど、見つからないんですね。やっぱり群馬にお願いするしかないというふうなことで、群馬県に私もずっとお願いにしょっちゅう来てた立場の者なんです。

そんなことで、上下流交流なんかでも、浦和レッズに頼んで、それで、こちらへ来てもらって、浦和レッズと西武ライオンズは埼玉の大使に指定されていますんで、それで、長野原の子と埼玉の子と一緒にサッカーなんかをやっているけど、非常に素質のある子って、メキシコ大会の横山さんって名ゴールキーパーが、こっちは素質のある人が随分いるというんでびっくりしていました。

それで、バスケットでやっぱりすごい得意な子がいまして、伊奈学園へ行きたいというんで、伊奈学園は偏差値高いんでというんで、私が家庭教師になって、その子のといたら、驚くなかれ、スポーツでも頑張るけれども、偏差値も20ぐらい上げて、見事受かったんですよ、こちらの子が。その子は国体の選手にまで成長して、埼玉の榮譽を担ってくれました。

そういうことで、私は上下流交流、それから、水を飲むときはもう群馬のほうへ頭を下げた飲んでという飲水思源の会を私はやっております。それで、埼玉の子供はお水を飲むときには必ず群馬のほうへ向かって頭を下げた水を飲むと、そういうふうな運動をやっております、私も、水を飲むときは群馬のほうへ頭を下げてると、飲水思源。

最後に当たっては、交渉に当たっている八ッ場ダムの人、地元の役場の人、それから、地権者の人に心よりお礼を申し上げたいなど。埼玉はもうこのまんまではどうしようもないし、それから、300年に一度の大洪水が、このごろの気象のいろんな関係を見ると、やっぱりその300年前の状況によく似てきているんで、いつこの大洪水が起きるかわからないという不安を抱えて、八ッ場ダムの完成を今か今かとお待ちしていると。

それで、私は埼玉の子供は、火山と、それから、水の勉強をするために、修学旅行は川原湯温泉でということをやっております。教育委員会では何だかんだ、働きかけして、埼玉の子供は必ずこちらに来て、火山と水の勉強をしてから中学生になるというふうな運動を起こしております。

いずれにしても、もう埼玉の場合には、水が少なくても困るし、洪水が来ても困る

と。私の先生の見沼代用水の最高顧問をしている渡辺一郎さんは、雨が降ってないのに川に水が流れてくるのは山の人のおかげだというふうなことで、上流にいつも感謝するというふうなことをその人から私は学びました。見沼代用水というのは利根川の水を初めて首都圏へ持ってきたものなのですが、その人がそういうことを言うので、私も飲水思源の会をつくりまして、子供たちに、大人よりは子供たちにそういう感謝の気持ちを群馬のほうに向かって感謝する。土屋さんは群馬で土下座すると言ったんで、亡くなっちゃったからもうあれなんです、そういう思想は私どもがいつも忘れてはいけないということで、埼玉だけではもうどうしようもないと。

所沢なんかはあれですよ、30万人人口が増えちゃって日本が一番増えたんですが、1万人分しか地下水ないので、それ飲んだら、1メートル幾つ地盤沈下しちゃって、どうしようもなくなったというふうなことで、もうほんとに埼玉は水がなくて困る、洪水があって困る、そういうふうな地域でございますので、何とぞ埼玉のこともお考えいただいて、この進捗を一日も早くお願いできればありがたいなど。

では、どうもご清聴ありがとうございました。

【議長】 終了でよろしいですか。

【公述人（市川）】 はい。

【議長】 ありがとうございます。

降壇してください。

（公述人降壇）

【議長】 それでは、12時45分までの間、休憩といたします。

（ 休 憩 ）

【議長】 それでは、公聴会を再開します。

次は、八ッ場ダムをストップさせる千葉の会、中村春子さん、村越啓雄さん、武笠紀子さんから公述をしていただきます。

中村さん、村越さん、武笠さんは、壇上に上がり、公述人席に着いてください。

（公述人登壇）

【議長】 準備はよろしいでしょうか。

【公述人（武笠）】 はい。

【公述人（村越）】 はい。

【公述人（中村）】 はい。

【議長】 現在の時刻は12時45分です。ただいまから公述を開始し、30分間で終了するようお願いいたします。また、終了の10分前、5分前、1分前に呼び鈴で合図をするとともに、表示によりお知らせしますので、目安にしてください。

なお、終了時間までに終了しない場合には、公述の中止を命ずることとなります。

それでは、公述を開始してください。

【公述人（中村）】 皆様、こんにちは。私は千葉県の手賀場ダムをストップさせる千葉の会の中村春子でございます。本日は、この場をおかりして、私たちの思いを十分申し上げ、聞いていただきたいと思って今日は参りました。

私は手賀場ダムが流域住民にとって真に必要な事業であるのか疑問を感じてから、既に20年がたちました。この間、手賀場ダムは利水面においても、治水面においても、必要性を失っているばかりか、かけがえのない自然を壊し、災害誘発をつくり出すダムであることもわかってきました。また、次の世代に巨大な負の遺産を残し、問題を先送りする、つくってはならないダムであることも明白になっています。

手賀場ダム建設の目的の一つである水道の給水量は最近20年間減少の一途をたどっており、その減少量は全体で手賀場ダムの開発水量の1.5倍以上になっています。首都圏の工業用水も減り続けています。

千葉県においては、手賀場ダムに参加する目的の一つに、今よりさらなる水需要の増加に備えて水利権を確保するためであるとしています。しかし、現在、千葉県内の県水道局をはじめとする6つの水道事業体では、現在、使われていない未利用水、未売水が最大毎秒1,238立方メートル、日量換算で約10万7,000立方メートルもあります。

その一方で、千葉県は、手賀場ダムに参加することで新規に毎秒2,135立方メートル、日量換算で20万3,000立方メートルとなり、そのほかに思川開発、霞ヶ浦導水路を加えると、日量33万立方メートル増になります。1日に33万立方メートルの水がお金とともに流れ去っていくのです。

千葉県は人口増に伴って、水需要も増えると水源開発を進めてきましたが、今年度、平成27年度の人口625万という前提が、26年度で既に619万2,000人と620万を切っています。右肩上がりの県の予測は架空のものであると言っても過言ではありません。

千葉県総合計画での人口推計は、ダム完成時を早くも平成30年としても、そのときは人口のピークはとうに過ぎており、手賀場ダムは利水上も必要性を失っています。千葉県

県営水道の水需要は今後減少していくのは明らかでありますから、現在の保有水源のままですら十分に余裕があります。あくまで右肩上がりの予測は実績と多く乖離しています。1人1日最大給水量は1990年代後半から現在までに20%も減少しています。また、国は20年に2回ある渇水年に対応できるようにする必要があるとして、これら水需要、水の予測を大きくしていますが、この水需要が伸びなくなったので、建設の理由を新たにいろいろつくり出しています。このように、無理に用途をつくり出して無駄な公共事業に巨額の税金を投入することは断じて許せません。

次に、利根川下流域にある千葉県での八ッ場ダムによる治水効果について述べていきたいと思えます。

八ッ場ダム構想の始まりは、1947年のカスリーン台風洪水にあります。利根川はカスリーン台風後に河川改修が進められ、現在は洪水時の越流はなくなり、その後の大雨でも堤防よりはるか下を流れるようになっています。

2015年5月に策定した利根川河川整備計画は過大な洪水流量を設定し、八ッ場ダムを強引に位置づけました。しかし、利根川における八ッ場ダムの治水効果は最も効果のある場所でも数センチの水位低下しかありません。したがって、利根川の治水対策として、八ッ場ダムはいかほどの意味もないものと言えます。カスリーン台風時にたとえ八ッ場ダムがあったとしても、この地域の雨量は少なく、その効果はゼロであったことを、国交省のデータでも明らかにしています。

今、国の借金が1,000兆円を上回るのに、今年度の予算は、国の予算は54兆円余りの税収に対し、歳出が96兆円も超え、なお借金を重ねています。私たちがこの間見てきた八ッ場ダムに関連する種々の事業を行うのに当たっても、不必要な事業に湯水のように予算を充てていることが、国民である私たちによく見えてきました。

人口減少が明らかな今、無駄な公共事業にお金を捨てるがごとく平気で使うこの状態に、国にかかわる人たちはいかほどの心も痛まないのでしょうか。ぜひ現実を直視し、無駄な八ッ場ダム建設はやめてください。

以上で終わります。

【公述人(武笠)】 続きまして、八ッ場ダムをストップさせる千葉の会、武笠紀子です。私は、利根川下流域、千葉県の住民として、八ッ場ダムは要らない、建設はやめるべきである、まして、強制収用はやめるべきであるという立場で意見を述べます。

八ッ場ダム計画が始まった昭和27年は私が生まれた翌年に当たります。私は今年で6

4歳になりましたが、八ッ場ダム計画もほぼ同じ年月を経過したことになります。私が育った時代、そして、八ッ場ダム計画が浮上したあの時代は、日本は戦後の目覚ましい経済成長期にあり、物質の力、科学の力、技術の力が信じられていました。そして、多くの国民が、あしたは今日よりよくなる、来年は今年より経済が発展し、自分の暮らしもよくなると信じて頑張っていたのです。そこには日本全体の経済成長のためには一部の人々の犠牲もやむを得ないという考え方が主流にあって、強制収用を伴いながら、大型公共事業がどんどん進められていきました。

ご存じのように、千葉県において、何度もの強制収用を行って進められた大型公共事業として成田空港建設があります。今でこそ成田空港と呼ばれていますが、当時は千葉県につくるのに、新東京国際空港と言われていたものです。この新東京国際空港の建設に当たっては、人命を伴う多くの犠牲が出ています。そして、半世紀を経た今でも反対運動が続いていて、滑走路の増設が計画どおりに進まない状況です。この空港反対運動には過激派と言われる学生運動家が加わったりして、成田闘争とも呼ばれています。

そのせいで、国と住民とのまともな話し合いが行われず、問題が長期化したと言われたりしますが、空港計画の閣議決定までの経過を見る限り、関係住民に対するやり方はとてもひどいものです。戦後の入植でようやく手に入れて、汗水垂らして豊かにした農地を、国家の都合で奪われまいとする必死な農家の人々の気持ちを思い、応援する人たちも多かったです。しかし、その後のさまざまな事情から、そうした人たちがだんだん手を引いていき、最後には過激なグループに頼らざるを得なかった成田空港現地の人々の選択を私は非難することはできないと思っています。

この成田空港問題ほど大きな問題ではないにしても、大型公共事業をとめること、大型公共事業に反対することは極めて困難です。千葉県からの八ッ場ダム建設事業へ無駄な支出をとめようと活動を始めて20年ほどのさまざまな私たちの活動で痛いほど感じています。そして、私たちは、この間の八ッ場ダム事業についてのさまざまな学習会、見学会において、この八ッ場ダム計画が起こった当時には、八ッ場ダム現地での反対運動が大変激しいものであったことを知ることになりました。

しかし、当時は、高度成長、経済発展という言葉に踊らされていた私たちは、八ッ場ダム現地での反対運動に関心を寄せることはありませんでした。一部でダム問題が報道されていたとは思いますが、日本の経済発展のためにはダムは必要なものだと思い込んでいたためです。この八ッ場ダム現地だけではなく、全国各地でダム事業や埋め立て事業、高速

道路や新幹線建設、そして、原子力発電所の建設に反対して活動していた多くの現地の人々のことを思うと、ほんとうに申しわけない思いでいっぱいです。

そして、おくれればせながら、私たちがこの八ッ場ダム問題に気がついたのは、高度成長が終わり、バブルもはじけて、国にも県にも多額の借金が積み上がったときです。しかし、時既に遅し。現地では長年の反対運動が実らぬまま、国や県からのダム建設という大型公共事業へのなみなみならぬ圧力を受けて、反対運動を終わらせ、条件つきで国または県との間でダム建設に向けて協定が結ばれていました。

私たち首都圏にある千葉県はほかの地域より水とエネルギーの供給を受けています。あの4年前の東日本大震災により、苛酷事故を起こし、今でも12万人の人々が避難している福島第1原子力発電所事故、まさに千葉県を含む首都圏に電気を送るために、東北地方の福島県に建設された極めて危険な施設でした。私たちの便利で快適な電化生活が福島の人たちの犠牲の上に成り立っていたことを実感したのです。それまでは、国や電力会社が言うままに、多分大丈夫だろうと思っていたのが悔やまれます。

同じことがダムにも言えます。これまでに、ダム建設現地の皆さんの先祖代々の穏やかな暮らしを犠牲にして、多くのダムがつくられてきました。千葉県に流れてくる利根川流域には、国の政策でつくられた8つのダムと、それぞれの県の政策でつくられた幾つものダムがあります。下流域の利水と治水のために次々とつくられてきたものです。

しかし、既に多くの陳述の中にありましたように、利水上も治水上もこれ以上のダムは要らないという時代が来ています。現に数年前に群馬県議会で参考人として意見を述べられた河川の専門家も、ここまで進んできた八ッ場ダム建設に反対はしないが、これ以上のダム建設は必要ないという意見を述べているのです。

コンクリートでできているとはいえ、ダムにも寿命があります。最初のダム建設から半世紀以上たち、取り壊されるダムも出ています。今後は老朽化や大地震によってダムが崩壊した場合の下流域、私たち千葉県など下流域の被害を想定した防災計画も策定しなければならぬ時期に入っています。

このまま建設が進んでも、当初の計画から既に70年もたとうとしている八ッ場ダムです。このダムが果たすべきであった役割は時代とともに既に終わっています。おくれで来たダム建設は下流域の私たち千葉県民に多大な財政負担をもたらし、八ッ場ダム現地の皆さんには、ひとたび失われてしまえば二度と戻らない、すばらしい吾妻溪谷の景観と自然、そして、遺跡と川原湯温泉という貴重な資源の損失をもたらします。

今重要なことは強制収用を行って強引にダム建設に進むことではありません。吾妻渓谷と川原湯温泉が残っている今ならまだ間に合うのです。八ッ場ダム現地の未来に向けたまちづくりと、ダム建設計画のために犠牲となってこられた人々の暮らしを、どのように建て直していくかということが重要です。

ダム建設のために、既に終わっているインフラの整備は、今後、八ッ場が観光地として発展していくために役に立つものです。そして、今回のダム建設計画でご迷惑をかけた現地と、そして、関係する住民の方々には、国と群馬県を含む流域の自治体が連携して、きちんとした補償をしていくことだと思います。私たちはそのための千葉県からの支出には積極的に賛成していきたいと考えています。

このまま進んでいけば決してよい結果を生まないことは明らかです。多分大丈夫だろうは、福島原発事故でもうこりごりです。下流域の住民にも現地の住民にもリスクや負担を与えるこの八ッ場ダム建設のための強制収用は絶対やめてください。

以上です。

【公述人（村越）】 八ッ場ダムをストップさせる千葉の会、村越啓雄です。私たちは八ッ場ダム事業の中止を主張している市民団体です。八ッ場ダム事業に反対し、土地収用法を適用することに反対する立場で公述します。

まず、土地収用法の適用についてです。土地収用法については千葉県民にとって大きな傷跡が残されています。海外に渡航する人たちのほとんどは成田の東京国際空港を利用し、その人数は3,000万人に及んでいます。先ほどの公述人からもありましたが、この成田空港の成り立ちについて、厳しい反対運動が提起されてきたことは皆さんご案内のとおりです。千葉県の内陸部にある農地を基本にして、御料牧場など1,000ヘクタールの用地を政府はある日突然に閣議決定し、用地指定して、農民の生活を奪おうとした計画だったのでした。

政府は地元から合意を得るどころか、事前説明すら怠り、代替地等の諸準備が一切なされていなかったことから、農民を中心とした地元住民の猛反発を招きました。政府は閣議決定であることを盾にして、一切の交渉行為を行わなかったために、地元農民たちによる三里塚闘争が始まったものです。農民たちには、戦後、入植して農民となった人が多く、そうした入植者は元満蒙開拓団員の引揚者が主体となっており、農民としての再起をかけて行ってきた開拓がようやく軌道に乗り始めた時期に当たっていたのです。

引揚者の中には赤紙1枚で招集されて死地をさまよい、やっと平和な暮らしが成り立つ

てきたところ、再度、一片の通知をもって土地を強制収用されるという苛酷な運命にさらされた人々も出てきました。その反対運動の結果が多くの死者まで生じさせ、また、一農民に対する行政代執行の様子は、その激しい様子には改めて強い衝撃を与えました。

成田空港問題シンポジウムの席上、建設当事者の松井新国際空港公団総裁は、当時も「これは戦争でして」と述べたと報道されています。これらの紛争の様子は日々、報道で伝えられ、また、県民の生活にも、千葉県に空港警備組織が新たに誕生し、駅や繁華街での警備の強化、県庁内も機動隊が常駐し、県議会の傍聴の際には金属探知機が使用されて、今日まで続いているという後遺症が残されています。土地収用法を適用する案件はいかに時間のかかる困難な道であっても、民主主義社会の成熟を遂げていくためには、成田の教訓を生かしていかなければなりません。

八ッ場ダム事業に国は事業の遂行に必要な努力をどこまで実行してきたのだろうか、この疑問は国交省が八ッ場ダム建設工事業認定申請の説明会を長野原町の体育館「若人の館」で開いた際に、600席が用意されていたものの、参加地権者はわずか20名ほどでした。これで国交省は必要な努力を行った、この状況で土地収用法の適用条件が整ったと言えるのでしょうか。これを整理した上で、法の適用を検討するべきですが、拙速を避け、十分な調整作業を行うことが必要です。何せ20年も完成を延期してきたのですから、緊急性は全くないことは国交省がみずから示しているのです。

さらには、八ッ場ダム建設工事業の土地収用手続は反対の意思表示をしている地権者の土地を除くべきです。そして、反対の地権者には決して強制収用などの強権力の行使は用いないでください。成田での惨事を見てきた千葉県民は、強制収用によつての八ッ場ダムの利水などは全く望んでおりません。

次に、千葉県の環境から八ッ場ダムは要らないについて述べます。千葉県水道事業には東日本大震災の影響が残されています。2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震と、それに伴って発生した津波では、千葉県も地震及び津波による大きな被害を受け、まだ完全復旧してはいません。被害の状況は人的被害は死者20名、建物被害は全壊799棟、半壊1万24棟、ライフラインの水道は断水が17万7,254戸、減水が合計12万9,000戸、激しい地盤の液状化などにより被害が生じた浦安市では、今川地区については仮配管により対応していますが、一部顧客の敷地内に埋設されている給水管では未復旧箇所があるとの報告です。

次に、千葉県水道の問題を解消することが急務です。県内水道料金の格差是正、それに、

設備の老朽化対策、それに、人口減少による収益力の低下、そして、近い将来想定される東南海沖地震による被災復旧への準備等の問題を抱えています。千葉県が八ッ場ダム事業に参加し続けるには、これらの諸問題を解決していかなければならないのです。

まず、千葉県内水道の料金格差の問題をご紹介します。千葉県内の水道供給事業は6事業者区域に分かれており、供給を受ける各市町村の水道事業者により水道料金が異なります。中核となる千葉県水道局事業者は1立米当たり132円です。房総半島の先端の勝浦市水道では264円55銭であり、その格差は2.0倍です。一方、安いほうでは千葉市に隣接している八千代市水道は88円55銭です。八千代市と勝浦市水道を比較すると、格差は2.99倍となっています。

この格差を解消するため、千葉県は全県的な補助金の交付を実施してきました。これは平成25年度では22億円で、昭和52年度からの累計で約1,097億円にも達しています。また、各市町村でも一般会計から繰出金を行い、これにより給水原価を合わせて60円立米の引き下げを行っていますが、なおこの格差が残されています。これを解消するには、用水供給原価の引き下げ、すなわち、必要のない無駄な八ッ場ダム事業への参加を取りやめることが第一歩なのです。

次に、設備の老朽化対策です。水道施設の老朽化が懸念されています。千葉県中期計画によりますと、施設整備費として1,391億円を計画し、財源は減価償却費の内部留保資金、企業債等で補填するとしています。この結果、企業債残高は1,851億円としています。老朽化対策は、道路、河川管理施設、公園、農業水利施設、漁港など、千葉県のインフラ施設の全域に及ぶもので、基本計画によると、計画の策定を進めることとしていると具体策を打ち出し得ていない現状です。

次に、人口減少による収益力の低下です。千葉県の人口減少、少子化への対応は県政の基本政策となっており、地域により前後の動向はあるものの、着実に到来するもので、水道事業においては収益の減少につながる問題です。ところが、千葉県の水道事業者は給水人口の減少に目をそむけている現状です。

しかし、水道事業者の経営状況を見てみますと、収益は平成19年度より減少傾向を続け、千葉県内水道事業者の黒字事業者は39事業者から、平成25年度には30事業者に、赤字事業者は7事業者から11事業者に増加し、赤字額は平成25年度において436億円、累積欠損金は2,673億円に達しています。これには一般会計からの繰入金42億円、国庫補助金28億円が含まれていますが、人口減対策は含まれていないので、赤字事業者

は増加していきます。

次に、東南海沖地震による被災復旧への対応策です。千葉県財政計画には、近い将来、6年以内に30%の確率で発生すると予測されている東南海沖地震に対する被害の復旧対策が計画されていません。水道管路などの耐震対策が年々対策され、普及度は向上しているものの、先の東日本大震災を上回る被害の発生が懸念されている中、これに対応する財政措置を全く講じられていないのが現状です。

八ッ場ダムの完成時期は今までに3回延期されましたが、さらなる遅延は避けられない状況にあります。完成時期がおくれることは、工事期間が長引くのみではなく、経費の増大が伴いますし、何より、供用の開始がおくれることを意味します。

完成時期がおくれる要因として、地すべりの可能性が最も懸念されています。国交省は昨秋、追加地すべり対策及び代替地の安全対策のための追加費用等として183億円の増額を公表しましたが、下流都県の強い反発で表面的には取り下げましたが、国交省は地すべりの可能性を認めているわけです。

次に、千葉県の利水、治水の負担額は八ッ場ダム事業だけで458億円、水源地域対策2事業を含めると、起債利息を除いて520億円、起債利息を含めると780億円の巨額に上り、今後の増額を受け入れる余裕はありません。千葉県は2004年に、県としてこれ以上の増額は受け入れないと明言、その後も繰り返し確認しています。

これらの条件から、千葉県には無駄な八ッ場ダム事業におつき合いしている余裕はないのです。

以上で、当会からの3名の公述は終わりますが、3名の公述の内容をあわせたものが我々の会としての一体意見表明です。

以上、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

【議長】 ありがとうございました。

降壇してください。

(公述人降壇)

【議長】 次は、青木紅さんから公述をしていただきます。

青木さんは、壇上に上がり、公述人席に着いてください。

(公述人登壇)

【公述人(青木)】 自分で動かすんですか。

【議長】 はい。自分で。

【公述人（青木）】 わかりました。

【議長】 準備はよろしいですか。座っていただいて結構です。

【公述人（青木）】 はい。

【議長】 現在の時刻は1時14分です。ただいまから公述を開始し、20分間で終了するようお願いいたします。また、終了の10分前、5分前、1分前に呼び鈴で合図をするとともに、表示によりお知らせしますので、目安にしてください。

なお、終了時間までに終了しない場合には、公述の中止を命ずることとなります。

プロジェクターを使用しますので、少し照明を落とします。

それでは、公述を開始してください。

【公述人（青木）】 神奈川県在住の青木紅と申します。よろしくお願ひいたします。

私は東京出身で、東京で育って、東京で仕事をしてまいりまして、その中で、吾妻川の、要するに利根川水系の水道水を飲んできたわけですから、私の体の中にはかなり吾妻川の水が入っているというふうに思っております、八ッ場ダム建設計画を知ったのはほんとに2000年代に入ってからなんですけれども、八ッ場ダム建設計画については非常な思いを持っております。

先日、2012年に公聴会がまた長野原町のほうでありまして、そのときに意見を陳述したいというふうに国交省のほうに申し上げたんですが、あなたは神奈川県民だから、できないというふうなことを言われまして、非常にちょっと残念に思った経緯があります。今回、このような機会を与えていただいたことに対して、大変感謝をしております。

私が申し上げたいことは、八ッ場ダム建設計画の反対の立場として意見を申し上げます。

1つには……、2つあるんですが、1つには、まず、八ッ場の自然を愛する、そして、この自然をずっと見続けていきたい、そういう立場からの反対です。もう一つには、観光客の立場として、吾妻渓谷を壊す、長野原町の自然を壊す八ッ場ダムに反対をしております。その理由についてこれから述べたいと思います。

私がこちらの長野原町、八ッ場ダム建設予定地である長野原町を滞在して訪れるようになったのは2010年の秋からです。そのとき、初めて吾妻渓谷を秋、ちょうど紅葉の美しいときだったんですけれども、歩きまして、その自然の雄大さ、それから、美しさに対して非常に感銘を覚えました。

そこで、私は自然散策、観察が趣味なものですから、滞在期間、そのときに3日間ぐらいだったんですけれども、いろいろちょっと植物を見て回ったりですか、野鳥の記録を

つけてみたんですけれども、ちょっと3日間ただけで、ここは非常に豊かな生態系のあるところだなというふうに直感したんですね。それから、これはやっぱり長年かけてずっと観察をしていかないとわからないな、もっとよくこの自然のことを知ってみたいなどと思ひまして、それから今まで、月1回、大体年に10回以上通って、自然の記録をつけてまいりました。

私は車がないんです。なので、電車で移動するしかなくて、自転車もないもんですから、ただ、ただ歩いて観察をしていました。その中でやっぱり知り合った現地の方々がいらっしやいまして、その方に、ここのこの木はどういう木なんだろうとか、ここの場所はどういう場所なんだろうというお話をしていくうちに、案内をしてくださる方も見えてきて、その方々に教えていただいて、私が自然の記録につけたこともあります。なので、非常に皆さんには感謝をしております。皆さんの、車で連れて行っていただかなかつたらとか、私が到底行けないようなところに連れて行っていただかなければわからなかったことも多いですので、非常に感謝をしております。

これ、左側の表は私の記録したもので、過去2010年秋から今までの観察記録でして、まだどこにも発表していない未発表のものなんですけれども、どんどん、どんどんつけていきますと、いろんなことがわかってまいりました。

まず、私はちょっと昆虫類の識別については不得手なもので、哺乳類ですとか、それから、植物、それから、野鳥、クモなどについてしかちょっと識別が難しいんですけれども、そういった中でもわかってきたことは、植物が、草、草花のほう、草本ですとか木本、高等植物と言われるものですね。そういったものを見ていきますと、過去5年間の記録の中で、私の観察したものというふうに限定しますと、150種類、約150種類出てきております。

また、哺乳類ですと、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザル、ホンドテン、アナグマ、タヌキ、ニホンムササビ、ホンドリスとかアズマモグラとか、いろんな、大体日本にいる哺乳類のほとんど全てがここで見つかっていることがわかりまして、大体7種類ぐらいいるなというふうに記録をしております。

また、野鳥に関しては、ここも野鳥の種類が非常に多いところにして、一年中いる野鳥は15種類、東南アジアから夏に渡ってくる野鳥、それから、シベリア、ロシアなど大陸方面から冬に渡ってくる野鳥なども、全部で年間通して大体30種類ぐらい、私の記録にあります。

また、クモ、クモを調査している方ってなかなか群馬県でも少ないんですけれども、私のほうの調査ですと、クモは大体、吾妻溪谷で見つけたものが多いんですが、大体約20種類ぐらい見つかっております。

そのほか、観察を5年間にわたって続けてきているんですけれども、観察したものは全て地図に落として、どこで見られた、どのぐらいの数があったとか、状態なども保存、記録をしているんですが、そういったところでわかったことは、建設予定地の中の久森沢、旧第一小学校のそばのところですか、それから、あとは吾妻溪谷の栃洞の滝、あとは、吾妻溪谷のちょっと上流の不動の滝直下のところで非常に数が多いなという植物があるなというのが印象に残っております。

もちろん、そこにしかないという意味ではなくて、もちろん予定地外のところ、下流域にもありはするんですけれども、やはりそういう植物の生息が数が多いということは、植物を食べる昆虫、または、昆虫を食べるクモ、野鳥、または、哺乳類などの生息にも影響するということですので、非常に生息地が消えるということは残念なことだというふうに思っております。

よく言われる話なんですけど、1種類の植物があるだけで、5種類の昆虫が生息するというふうに言われております。したがって、例えば1種類植物が消えるということは、5種類の、5種類以上の昆虫が消えるということではありますし、その昆虫が消えるということは、その昆虫を食べている生物にとっても影響があるということですので、何度も言いますが、生息地が減少するという事は非常に残念なものだと思っております。

よく植物を移植するとか、何か公共事業のために植物、貴重植物を移植するとか、何か生物を移すというようなこともやったりしているところもあるようなんですが、なかなか一朝一夕にうまくいきません。それはいろんなことが証明していると思います。

我々のこの見ている自然というのは一朝一夕にできたものではなくて、ほんとに人間が想像もできないぐらい長い年月をかけてできたものです。ですので、これを人間の力でちょっと変えようとか、復元しようとか、そういったことは非常におこがましいなというふうに思います。

今後もこのリストをどんどん、どんどん私は増やしていきたいんですね。あと、また、こういったものを続けていくためには、やはりダムができてもらっては非常に困るといいますか、今も大体歩いていますと、通行止めの地域がだんだん増えてきてまして、もう不動の滝の遊歩道ですとか、それから、吾妻溪谷の上流域は入れなくなってしまっています。

非常に残念なことで、先ほど申し上げました数が多いという植物なんかもそこに集中しているものもあるものですから、そういったところが見られないのは非常に残念だなというふうに思っております。

次に、一観光客の立場として申し上げたいことなんですけれども、こういった自然の観察記録を続けていきますと、私独自に発見したことなんかもあつたりしますので、これを多くの方に見ていただきたいなと思ひまして、2013年から、自分で独自なんですけど、参加費無料の現地の散策ツアーを始めるようになりました。この右側の写真がそういった写真なんですけれども、非常に皆さんが喜んでくださって、いろんなものを発見して下さり、こちらのほうも非常におもしろい体験をさせていただいております。

大体これはそうですね、年に4回ぐらい、参加者が1人でもいれば、その方と一緒に歩くということをやっているんですけども、やっぱり参加者が増えれば増えるほど、目線が、視線、目の数が増えるものですから、考え方もいろんな方、いらっしゃいますし、目のつけどころもいろいろあるんですね。そうしますと、あそこの吾妻溪谷の大曲の滝のところの非常に岩が非常に雄大なところであるというような評価があつたりとか、あとは、川原湯神社あたりの石仏ですね。あとは、川原畑などのほうの石碑などもよく皆さん、見つけてくださって、こういうところが観光資源になり得るんじゃないかというふうな声をよく聞きます。

今後多くの方にこの自然のすばらしさ、吾妻溪谷の美しいところ、それから、吾妻川周辺の景観のよく皆さんに知っていただくために、今後ともぜひツアーをやりたいなと思っているんですけども、参加者の方からはいろんな声をいただいております、非常に、吾妻溪谷に関して言えば、非常に静かでゆっくり歩けるところだということと、それから、杉やヒノキ林が非常に少ないので、落葉樹林がとっても多くて、非常に四季の変化を感じられて、すばらしいところだという声もあります。

あとは、真夏、8月のお盆の時期に歩いても、吾妻溪谷の森の中は涼しい。これは九州の方からいただいたお声なんですけれども、九州出身の方が、その方は大分県なんですけれども、大分県の耶馬溪よりもこちらの吾妻溪谷のほうが雄大で、要するに、上毛かるたにもあるとおり、「耶馬溪しのぐ吾妻溪」というのはほんとなんでねというお声をいただいたりもしています。

あとは、吾妻溪谷の上流側に天然記念物の昇竜岩ですとか臥竜岩という天然記念物があるんですけど、こちらダムに沈んでしまうというのは非常にもったいない、天然記念物を

どうしてダムに沈めてしまっているのかという声もいただいております。

また、今は歩けないんですが、国道145号、吾妻川沿いに国道145号があるんですけども、こちらにも実際にずっと歩いていきますと、歩道がついていて、わりと歩きやすい道なんです。ですので、高齢者や車椅子の方でも気軽に歩いて、自然を散策できる非常にいい道だ、なぜこれが通行止めになってしまうんだというような声もいただいておりますし、あとまた、吾妻溪谷を見おろせるところなんかは、背の高い木、非常に例えばケヤキとかカエデなんかはふだんですと背が高くて到底手が届かないところなんですけれども、そういった木でも、葉っぱや花や実を見おろすことができ、触ったりもできて、観察ができる、非常にすばらしいいい道だというふうな声もいただいております。

皆さん、大体口をそろえておっしゃるのは、ダム湖にしたら、もう来ないというふうにおっしゃっています。ここの吾妻溪谷のこの険しい景観が作り出す、険しい自然が作り出す景観がいいのであって、ダム湖にして温泉を移転させても、あんまり来たくないというふうに、皆さん、おっしゃっております。私も同じ思いであります。

ここの写真にありますところ、右上の写真は、これは吾妻溪谷の東吾妻町と長野原町の境目にあります見晴台、小蓬菜という岩のてっぺんのところなんですけれども、ちょうどこれはダムサイトのところを見おろしている、ダムサイトの工事現場を見おろしているところなんです、ここの見晴台は今でも歩けるところなんですけれども、ぜひここがダム工事を見学する場所というふうにならないように、切にお願いをしたいと思います。

ここはもう既に仮排水トンネルで水が締め切られてなくなってしまって、非常に残念な景観になってしまっているところなんですけれども、ここは以前は2013年、2014年の春までは水がとうとうと流れて、サクラも、ヤマザクラも咲いたりですとか、秋は紅葉の美しい非常にすばらしいところでした。ここの見晴台からダムサイトを見おろすというふうにならないように、切にお願いをしたいと思います。

以上です。時間がちょっと早くなってしまったんですが、これで私の八ッ場ダム建設反対についての立場からの意見を陳述を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

【議長】 ありがとうございます。

降壇してください。

(公述人降壇)

【議長】 次は、市民オンブズマン群馬、小川賢さんから公述をしていただきます。

小川さんは壇上に上がり、公述人席に着いてください。

また、公述人からは、起業者への質問の希望がありますので、国土交通省関東地方整備局の方も、壇上に上がり、起業者席に着いてください。

(公述人・起業者登壇)

【公述人(小川)】 すみません、よろしいですか。

【議長】 ちょっと待ってください。いいですね。

現在の時刻は1時35分です。ただいまから公述を開始し、30分間で終了するようお願いいたします。また、終了の10分前、5分前、1分前に呼び鈴で合図をするとともに、表示によりお知らせしますので、目安にしてください。

なお、終了時間までに終了しない場合には、公述の中止を命ずることとなります。

それでは、公述を開始してください。

【公述人(小川)】 公述人、小川賢でございます。私は現在、市民オンブズマン群馬の代表をしております。

我々市民オンブズマン群馬は、群馬県におきまして、行政を外部から監視し、行政による税金の無駄遣いや行政及び関連する権限を不当に行行使することによる住民関係者の権利、利益の侵害に対する調査及び救済の勧告を図る活動をしておるボランティア団体でございます。

我々市民オンブズマン群馬では、平成16年、西暦2004年から、八ッ場ダムをめぐる公金支出差止等請求住民訴訟事件の群馬原告団事務局として、八ッ場ダム工事にかかる公金の無駄遣いについて追及をしております。

本日は時間の制約上、次の手順で公述したいと思います。

最初に、既に提出済みの公述の申出書に従って、私の意見の要旨を改めて述べた後、国土交通省に対する6項目の質問について質疑応答の時間とし、その上で、時間に余裕が生じた場合、私の意見の詳細について触れたいと思います。

では、私の意見の要旨について述べます。

1、土地の収用は、公共の利益となる事業において、民法上の手段だけではその事業の目的を達成するのが困難な場合に、私人の財産権を強制的に取得するものですが、国土交通省が起業している一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事事業は公共の利益に反するものです。

2、八ッ場ダムに関しましては、平成17年当時、萩原昭朗水没関係5地区連合対策委

員長の誕生日を祝うため、丸岩会という行政関係者と業者が一堂に会して、ゴルフ大会や宴会を毎年開催していたこともあり、当時の県知事、小寺弘之や八ッ場ダム工事事務所長、安田吾郎も出席して、業者との癒着ぶりを見せつけていました。

3、さらに、平成18年には、斎藤烈、これはタケシと読むんですけども、国交省の工事事務所の中でもレツと呼んでいる、呼んでいたんですけど、斎藤烈事件が発覚しました。この刑事事件は、国交省関東地方整備局八ッ場ダム工事事務所に勤務していた用地第一課長だった斎藤レツ、斎藤烈が、同事務職が発注する用地調査業務などをめぐり、便宜を図った見返りに、無利子無担保で業者から710万円を借りていた収賄事件のことであります。

4、このように公金を長年にわたり投入しながら、その実態は政官業民の癒着のみならず、国交大臣が所管する国交省の職員らにとっても、公金をふんだんに扱える利権の場に変化していました。

5、これまでのこうした不祥事に加えて、さらに、平成26年初頭から、大同特殊鋼澁川工場由来の有害スラグが大量に八ッ場ダムの現場及びその周辺に不法投棄されていた実態が明らかになりました。

6、しかも、環境基準値を超えるこの有害スラグは、この計画に協力をした地元住民の代替地の造成にも不法投棄されております。この結果、一般住民の居住する敷地内にも不法投棄されている実態が判明いたしました。これにより、別の、これにより、住居の直下にも不法投棄されている可能性が強く指摘されております。

7、にもかかわらず、国交省は一部の場所だけを調査しただけで、有害スラグを使った盛り土材による造成場所については全く調査しようとしませんでした。

8、こうしたルール無視の違法状態を放置したまま、八ッ場ダムの本体工事を着工することは断じて容認できません。

9、行政の信頼を取り戻すには、有害スラグを完全に撤去することが最優先課題です。

10、この有害スラグの不法投棄について、排出者の大同特殊鋼も、有害スラグを一手に引き受けてスラグ混合砕石という代物を独占的に製造、出荷していた佐藤建設工業も、産業廃棄物中間処理業の許可が必要なのに、無許可で大量の産廃を八ッ場ダム工事現場等で使い続けてきました。

11、これらの工事は全て国交省土木工事標準積算基準書、いわゆる赤本と呼ばれるものですが、これに基づき積算され、リサイクルの観点から、再生砕石の使用を前提に工事予定価格として設定されたものです。

12、ところが、落札した業者は好んでこの違法な有害スラグ混合砕石を佐藤建設工業から仕入れて、あるいは、佐藤建設工業自体が、自身が工事請負業者として使用していました。

13、にもかかわらず、国交省は無許可で違法な有害スラグ混合砕石を大量に出荷したり、直接工事に使っていたりしていた佐藤建設工業や、違法な有害スラグ混合砕石を大量に佐藤から仕入れて使用していた地元の土建業者、池原工業、沼田土建など多数を毎年度、優良工事等事務所長表彰として表彰してきました。

14、本来、建設リサイクル法に基づく再生砕石を使用すべきところ、産廃を原料とし、大同特殊鋼から運搬費等多額の補填を受けて無許可で製造された有害スラグ混合砕石の原価はただ同然であり、この違法資材を使用すればするほど、佐藤建設工業をはじめ、その他の請負業者は巨額の利益を得ることができました。

15、そうした不当利得の一部は、八ッ場ダム工事請負業者から、ドリル事件で名をはせた地元の女性代議士に政治献金として、ダムマネーですね、還流されてきました。

16、もはや八ッ場ダムの建設工事業は、国交省をはじめ、群馬県、地元自治体などの官と地元代議士を中核とする政、政治の政、有毒スラグを好んで使い、国交省から毎年度、表彰対象となっている業との間の利権の草刈り場としての意義しかございません。

17、さらに、前日の地元住民の代表として、八ッ場ダム利権を享受してきた萩原昭朗等の一部の民も絡んで、政官業民として多額の税金をむさぼっています。

18、こうした実態を放置したまま、土地収用などという強制力を伴う公権力の発動で、さらに血税を無駄遣いすることは許されません。

19、国交省は行政の信頼よりも、八ッ場ダムの本体工事を優先してはなりません。このまま土地収用を強行する場合には、当会は国交省が住民の安全や行政への信頼よりも八ッ場ダム工事を優先すると見なさざるを得ません。このことを指摘して、土地収用が強行された場合、強く抗議いたします。

20、あわせて、税金をこれ以上無駄な事業に注ぎ込むことを直ちに再考するように強く要請いたします。

続きまして、Q&AのQのほうに行きます。クエスチョンのほうですね。

続いて、国交省への質問として、次の6項目、6項目あるので、時間的な、どのぐらい誠実に答えていただけるかどうかわからないので、残り時間がよくわかりませんが、まず最初の質問。

八ッ場ダム工事で路盤材、盛り土材、埋め土材などで、中間処理業の許可を得ずに製造、出荷されてきた有害スラグの所在、不法投棄先ですね、とその量を把握しておられますか。お願いします、ご回答を。

【議長】 では、起業者、回答してください。

【起業者（土屋）】 お答えします。平成13年度以降に八ッ場ダムで施工した工事について、大同特殊鋼渋谷工場に聞き取り調査を行い、鉄鋼スラグを出荷した記録があることが判明した15工事の施工箇所と、鉄鋼スラグが混入の可能性がある材料が露出した状態になっている38工事の施工箇所ごとに調査を行い、大同特殊鋼の聞き取り調査による鉄鋼スラグを出荷した記録があることが判明した工事、及び、表面に露出し、鉄鋼スラグと類似する材料が認められた工事の計19カ所を対象に、有害物質の含有量を確認すること、調査、実施しております。

その結果、八ッ場ダム工事事務所では、8工事、施工箇所は13カ所でありますけれども、において、基準に定める基準値を超えた材料の使用を確認しております。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（小川）】 場所と量、投棄量を聞いたんですけどね。ちょっとはぐらかされたですね。

続きまして、質問2。これまで中間処理業の許可を得ずに使用されてきた有害スラグにより、本来使用されるべき再生砕石の積算基準金額との差額により、血税が何年間に幾ら、不当に佐藤建設工業はじめ八ッ場ダム工事に関与した請負業者に使用されたのでしょうか。回答をお願いします。

【議長】 起業者側、回答願います。

【起業者（土屋）】 ご質問の趣旨が必ずしも明らかではございませんが、八ッ場ダム工事事務所において、再生砕石の使用に関し、不当な積算を行った認識はございません。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（小川）】 いいですか。この点については後でまた時間が余ったら述べます。

質問3。なぜ有害で、無許可で有害なスラグの大量使用をしてきた請負業者に対して、国交省は毎年、優良工事等事務所長表彰の対象としてきたのでございましょうか。ご回答をお願いします。

【議長】 起業者側、回答願います。

【起業者（土屋）】 優良工事表彰は、関東地方整備局発注の工事を受注し、その施工が

優秀であって、他の模範となり得るものを表彰することにより、技術の向上及び円滑な事業の進捗に資することを目的としたものです。

なお、工事目的物の仕様に反して、材料などに瑕疵がある場合は、受注者に対してその瑕疵の補修を請求するか、損害の賠償をすることができることから、今回の事案についても、群馬県における調査結果などを瑕疵の程度を判断する材料の一つにして、総合的に検討してまいり所存でございます。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（小川）】 だまされているんですよ。質問4。後でこの件についてはまとめてコメントいたします。

質問4。八ッ場ダム工事事務所長が、これは当時ですけども、なぜ地元対策委員長の誕生日に、知事や請負業者が集う宴会場に顔を出して、八ッ場ダムの事業説明をする必要があったのでございましょうか。ご回答をお願いします。

【議長】 起業者側、回答ください。

【起業者（15）】 回答いたします。過去に補償交渉委員長より、地元の研修会で八ッ場ダム工事の進捗状況について講師依頼を受けたことがございます。委員長からの依頼であり、広報活動の一環として有益と判断し、職員を派遣したところです。なお、地元の研修会の出席者で工事関係者がいたかどうかについては当方で把握しておりません。

以上です。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（小川）】 トータル100人以上いて、そうそうたる会社の方がいらしたというふうに私は確認しております。でも、これも後でコメントします。

それでは、質問5番目。スラグ問題について、今後の対応策をお聞かせくださいませ。

【議長】 起業者側、回答願います。

【起業者（土屋）】 大同特殊鋼渋川工場から出荷された鉄鋼スラグについては、群馬県内の公共事業に広く使用されてきたところでございます。今回の問題を受けて、国土交通省はこれまでに同社への聞き取り調査による使用箇所の特定、使用された鉄鋼スラグに含まれる有害物質の分析等を実施し、その結果を公表するとともに、群馬県に報告してまいりました。

今回の事案につきましては、廃掃法に基づく調査が群馬県において行われており、群馬県の調査結果を踏まえ、関係機関と連携し、適切に対応していきたいと考えております。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（小川）】 それだけですか。

では、続きまして、質問6。政官業民、先ほど申しました、政治、官僚、業界、民、住民ですね、一部の、癒着問題について、見解をお聞かせください。

【議長】 これは先ほど、16でご説明いただいたようなことについてどう思うかというところでよろしいのでしょうか。

【公述人（小川）】 先ほどの16。

【議長】 16番と言ってお話しされた。

【公述人（小川）】 ちょっと待ってくださいね。16番は、ええ、そういう構図だと思っておりますので、よろしくお願いします。

【議長】 では、それについてお答えください。

【起業者（小宮）】 では、お答えいたします。八ッ場ダム建設事業についても、公共事業等の発注に係る事務については、関係法令を遵守して公正な入札ですとか、そういった手続を適切に実施しているところです。今後もそういった関係法令を遵守するという点については変わりはありません。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（小川）】 議長、再質問とかそういうことについて、もう一回折り返し確認を求めてもよろしゅうございますかね。

【議長】 質問の要旨の範囲内でご質問いただいてまして、その関連ということであれば、質問していただければと思います。

【公述人（小川）】 そうですか。面倒くさいな。じゃあ、いずれにしても、どうせ再質問してもはぐらかされるのが目に見えているような感じがいたしますので、今のお答えを踏まえまして、ちょっと、特に私が重要だと思ったのはこのスラグ問題なんですけども、スラグ問題について、もう少し解説がてら、この場をおかりして、この問題の根深さをご説明したいと思います。

なぜこのスラグ問題が浮上したかと。これは昨年の1月26日に、27日だったかな、群馬県環境森林部が、突然というか、どこかから情報を得たんでしょうね。多分、その前の渋川市のスカイランドパーク駐車場問題だと思いますけども、とんでもない生スラグがまき散らされていて、それがエージングといって、きちんとほんとうは、スラグは水を吸うと中にCa、つまり、炭酸カルシウムが入っているもんで、膨らむんですよ。その

ため、その上に舗装してしまっただけで路盤材として埋めている、舗装してしまっただけ後に水を吸ったものだから、もうでこぼこになっています。もうジェットコースターのようになっているというお話で。

それが新聞沙汰になって、おそらく群馬県環境森林部は、大同特殊鋼に、きちんと廃棄物処理法ですね、廃掃法とも言われますけども、これにのっって立ち入り検査をしたわけですね。そうしたら、いろいろと、例えば逆有償取引をしていたとか、そのほか、いろいろ問題があるようなんですけども、それに、その後、いろいろ違法、不当な問題があるんですが、いまだに刑事告発をしてないですね、廃棄物処理法についての。しょっちゅう私も県に行くんですけども、そのうちするんだろう、するよ、するよと青木という部長は言うだけで、いまだに何もしません。

これを契機に、私どもはどのぐらいこのスラグというやつが打ち捨てられているのかと、この群馬県の水源地帯ですね、下流の皆様にとってはこれは水源地帯です。いろいろ調べました。それで、鉄鋼スラグというのはどういうものか、東京の江東区にある、江東区だったかな、とにかく、鉄鋼スラグ協会という業界団体があるんですけど、そこにも行っていろいろ聞いたんです。

そうすると、鉄鋼スラグというのは、特に大同特殊鋼の場合は、特殊鋼、つまり耐熱鋼とか、いろいろ超かたい、高温でもかたく強度を持つとか、いろいろ難しいのがあるんですけども、そのために、スクラップの中にいろんな含まれている不純物をとるために、フッ素、螢石というやつを使わなくちゃいけないんですよと、こういうことらしいんですよ。螢石の中にはフッ素がいっぱい入っている。少量であれば、虫歯予防になるとか言って、我々、子供のころ、聞かされましたけども、今でもそれなりに賛否が分かれていますけども、それが大量に含まれているわけです。

もう一つは、クロム鋼といって、高温で強度を保つ、いろんなそういう特殊鋼を生産しておられるわけですね。ジェットエンジンのタービンとか、タービンのブレードとか。そういうときに、どうしてもいろいろ鼻葉で、クロムだとかモリブデンだとか、そういうやつを入れるときに、それが要するにカスとして、スラグとして排出されると。これを長年続けているわけです。少なくとももう二十数年間やっていたらしいんですけども。

新聞沙汰になってから、群馬県に情報公開もしました。それから、大同特殊鋼にも、一体これまでどのぐらいどこに捨てたんだと、佐藤建設工業を介してたということがほとんどらしいけども、しかし、情報公開しないんですよ。群馬県もしません。

だから、今、国のほうでも聴取したというんで、ぜひこの後、情報公開を、最後の頼みの綱で、国の公務員の皆さんであれば、こういう違法行為に対しては、住民のこういった願いを聞き届けて、情報公開に応じてくれると思うんです。だから、大同特殊鋼のそれはどういうふうになっているかということは今まだわからないですよ。

いろいろ申したいんですけどね。その廃棄物処理法でなぜこれが取り締まれないのかということなんです。同じ国の機関でも、水資源機構、これは群馬用水を管理していますけども、この管理道路にやはり大量のスラグ入りの産廃が投棄されました。これはいちはやく、下流に上水道の浄水場もあるということで、水資源機構は排出者責任として大同特殊鋼にかけ合って、全部、あと10分ね、全部大同の負担で撤去しました。

ところが、この八ッ場ダム、それから、もう一つは上武国道、上武国道というのは熊谷から渋川のところまで国道17号のバイパスということで今、相当工事は進んでいますけども、この工事現場にもたくさん埋まっています。八ッ場ダムにもたくさん埋まっています。

こうしたものが、水資源機構が、要するに、環境基準値よりも高いところがいっぱいあるわけですよ。それよりも何よりも、住民への安全という観点から、本来そういうものがあってはならない物質がそこにまかれているということね。私は安中市の東邦亜鉛の安中製錬所のすぐ近くに住んで、子供のころから、降下煤塵等によるカドミウム汚染の、農地がみんな、畑地とか水田は汚染されてきた。そういうところで、何とかしてきれいになりたいというところを、あろうことか、有毒物質のまじったそういうものが公共事業で大量に使われている。

しかも、ただ同然のやつに対して、いわゆる再生砕石。本来、再生砕石というのはコンクリート構造物を壊して、またスクラップ・アンド・ビルド等をするときに、そのまま捨てると資源の無駄だから、しっかり砕いてもう一回それを骨材として、コンクリート骨材として再生すると。だから、単価、高いですよ。詳しいことは赤本で、幾らあるというのは私、知りませんが、例えば3,000円ぐらいだとしますよね。これを大同スラグは今、年間2万数千トン、排出しておるんです。佐藤建設工業は実はこれを一手に、渋川工場、大同の渋川工場から引き受けて、大同はちゃんとはかっているんです。例えばこのスラグのロットは4万ppmだと。これ、社内基準だと4万ppm以下ならいいと言っているらしいですね。ところが、環境基準は8,000ppm、さらに5分の1なんですよ。

そこで、誰が考えたか知らんけども、5倍に薄めりゃいいんだと。つまり、JISでは

かるときにはみんな粉々に砕いて、それを振とう器に入れてはかるわけなんですけども、そうすると、4万ppmのやつでも、天然砕石と薄めれば、佐藤建設工業は村上というところに採石場を持っていますから、そこで天然のやつで薄めれば、8,000ppm以下になると。こういうことでインチキの試験成績書を行政に出しておったわけです。

群馬県が出すのはわかります。癒着していますから。それがいいという証明書を平成22年の6月と10月に出していますから、今、県の土木、県の整備、何ていったかな、県土整備部長の倉嶋というお方ですけども、お墨つきを出しているんですよ。だけど、そんなもういいかげんなルール違反のない群馬県じゃなくて、ここにいらっしゃる方は、全然レベルの違う、ハイレベルな国家公務員の方なんですよ。

それが廃掃法、廃棄物処理法でそんな中間処理の免許も持っていないような、大同にしろ、佐藤にしろ、そういう危ないやつを、高い値段の見積もりで予定価格で、実際にはそこに入っている業者、今言った池原とか沼田とか、いろいろあるんですけども、そういうのが、しかも、談合して落札率は95%以上のばっかりですからね。それで、原価は購入するとき、ものすごい安いわけですよ。3,000円と例えば見積もったやつをただ、しかも、大同がもしかしたら運送費まで負担してくれるかもしれないと。これはもうわかりますよね。

例えば、1万、毎年2万5,000トンですけども、これは全く仮の話で、そのうち1万トンが公共事業、例えば国の上武国道と八ッ場ダム、私はどのぐらい使われているかというのはそこを聞いたかったんだけど、それは返事がもらえてないんですけどね。1万トンを使ったとすれば、差額の3,000万、だから、3,000万円浮くわけですよ。それが業者に還流する。そうすると、業者は、一時、民主党がとったときに、どのぐらい保守政党に金が還流したかと、ダムマネーとして還流したかということ、やっぱり数年間で四、五千万還流しているわけです。あと5分間ね。

今話題のドリル事件で有名な地元のさる高名な女性政治家の場合、ついこの間、検察審査会で審査申し立てしてきましたけども、こういうところに銭が回るということは、やっぱり、談合でつり上げているということもあるかもしれんけども、大きな打ち出の小づちの一つはこの有害スラグなんです。

この有害スラグを、だから、こういう有害スラグを多く使ったほうが優良企業なんです。おかしいでしょう。これを手本としなさいとさっき言いましたよね。こういう企業を手本としなきゃいけないというのが、この群馬県に来られて八ッ場工場事務所に勤めておられると、そういう考えになっちゃうんですよ。群馬県におると、みんなおかしくなる。

スラグで、これ、やられたんじゃないかと思いますよね。

だけど、このままずっとだんまりで、この責任の所在、まず、真相の追及ね。これから大同スラグがどこにどう埋めたというやつを情報公開でお願いしますけども、それでどのぐらいそういった金が還流して、業者経由で政治家のほうへ渡って、そのスパイラルがどんどん、どんどん大きくなって、もう右も左も、保守、もう民主党でさえも、今は全くここでは対抗する候補も出せないほど、この金の力、それから、スラグによる有害物質による頭脳汚染、これは深刻なものがあります。

したがって、この問題については7月10日に、まず、東吾妻町の萩生地区というところで、あろうことか、南波建設という、この方の社長さんでしたかね、これは県会議員で、また自民党の県連の幹事長もされているようですけども、大量に、農業地帯ですよ、農道にたくさんまいておるんです。

その後、去年の6月に、生スラグがいっぱいあるのを発見して、これ、何とか撤去しなさい、してくださいというふうに群馬県の農政部に言った。そうしたら、農政部は、これは吾妻農業事務所がやっているんだと。じゃあ、これ、今、もう大同に言えばすぐ撤去してくれるはずだから、それをまず撤去してから、まず撤去してくださいと言ったんです。そうしたら、そのときはもう入札準備が始まっていて、上に簡易のアスファルト舗装するんだと。つまり、くさいものにふたをしようとするんで、私は事務所に何回も電話して、私が住んでいる安中では、東邦亜鉛のカドミウム公害できれいな土にしてくださいと言っているのに、おたくのところではきれいな農地の中に重金属入りのやつを入れるんですかと、まず撤去してから農道整備を、舗装するんだったら舗装してくださいと、こう言ったにもかかわらず、強行されました。

7月10日金曜日午後1時15分から、前橋地裁201号法廷、2階にありますから、そこで第1回口頭弁論、つまり、群馬県知事に対して、その農業事務所の所長さんが、その決裁の裁量は数百万単位だと農業事務所の所長さんになるらしいですから、一部お気の毒と思うかもしれませんが、私があれば電話しても知らんぷりだったので、やっぱりきちんと法廷で、これはあなたの責任ですよということで損害賠償請求をやります。

では、残り1分間になりましたので、エンディングとさせていただきます。

今後とも、この有害スラグ問題、これ、お手本になっちゃうわけですよ。つまり、前例になって、どういうことかという、群馬県でこれがおとがめないんだったら、じゃあ、俺のところもそうしてくれと、こういう波及効果が出てしまいます。私はこれ、詳しくブ

ログに載っていますけども、もう鉄鋼業界が毎日のように見えますよ。どういうふうになるのかと。

だから、一刻も早く、群馬県の後押しをして、これを刑事告発をするように、エリートの皆さんには、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上。ありがとうございます。

【議長】 ありがとうございます。

降壇してください。

(公述人・起業者降壇)

【議長】 それでは、14時25分までの間、休憩といたします。

(休 憩)

【議長】 それでは、公聴会を再開します。

次は、埼玉県副知事、岩崎康夫さんから公述をしていただきます。

岩崎さんは、壇上に上がり、公述人席に着いてください。

(公述人登壇)

【議長】 準備はよろしいでしょうか。

【公述人(岩崎)】 はい。

【議長】 現在の時刻は2時25分です。ただいまから公述を開始し、15分間で終了するよう、お願ひいたします。また、終了の5分前、1分前に呼び鈴で合図をするとともに、表示によりお知らせしますので、目安にしてください。

なお、終了の時間までに終了しない場合には、公述の中止を命ずることとなります。

プロジェクターを使用しますので、少し照明を落とします。

【公述人(岩崎)】 埼玉県副知事の岩崎康夫です。

【議長】 公述を開始してください。

【公述人(岩崎)】 本日は、八ッ場ダムの恩恵を受けます埼玉県といたしまして、八ッ場ダムの一日も早い完成への期待を述べさせていただきます。

まず、こちらのスライドをごらんください。左上位置図のように、群馬県の東部を、利根川から東京湾方面に切った断面図でございます。右側の一番高いところが利根川でございます。ごらんのとおり、利根川は典型的な天井川でございます。堤防の土手が標高約20メートル、川底が約10メートルでございます。利根川よりも低いところに、県東部の加須市から東京都江戸川区までの市街地が広がり、230万人が暮らしております。ひ

とたび利根川の堤防が決壊すれば、多くの県民の命と財産が失われることになり、その被害額は34兆円とも試算されております。利根川の堤防の決壊は絶対にあってはならない災害であります。

このスライドは昭和22年のカスリーン台風で現在の加須市において利根川の堤防が決壊し、下流に甚大な被害をもたらした状況でございます。赤いバツ印の地点が堤防が決壊した地点でございます。水色の部分が浸水した地域で、特に利根川の堤防の決壊による被害が大きくなっております。カスリーン台風の被害は、本県だけで亡くなった人が101人、けがをした人が1,430人、壊されたり流されたりした家屋が3,237戸、水につかった家は7万9,502戸にも及びました。

この写真は昭和22年のカスリーン台風の決壊口跡に建てられている石碑でございます。昭和25年に現在の国土交通省の利根川上流工事事務所長と地元村長の連名で、現在の加須市の決壊口跡から下流を見晴らせるように建立されたものでございます。碑文には、カスリーン台風による利根川の堤防の決壊は治水を怠ったことによるもの、そして、この国土に住む限り、治水をおろかにしてはならないことを痛感し、不断の努力を切望する旨が刻まれております。カスリーン台風のような被害を二度と起こさないようにするには、することは、先人の方々に対する我々の責務だと考えております。

この図は利根川の堤防の漏水箇所をあらわしたものです。平成10年度以降の洪水でも多くの箇所で漏水が発生しており、その数は28カ所にも及びます。利根川の治水対策はカスリーン台風以降、着々と進んでおりますが、堤防補強についてもまだまだ十分ではない状況でございます。

この図は堤防漏水のメカニズムをあらわしたものでございます。堤防の漏水には幾つかのパターンがございますが、堤防が強化されていても、この図のように、大きな洪水で水位が上がった場合、その水圧で堤防の下の砂質層を通じて漏水が起きる場合がございます。1カ所の小さな漏水でも、対応を怠れば、堤防が崩れて決壊の引き金になる可能性がございます。

この写真は平成13年の台風15号の際、加須市で発生した漏水の状況です。国、県、地元市と水防団が協力して、漏水の周囲に土のうを積み上げ、シートを張ってプール状にし、中に水を張って、その水圧で漏水や土砂流出を食いとめている様子です。この漏水も堤防の下を通過して吹き出したものでした。

利根川では首都圏氾濫区域堤防強化対策として、国土交通省において、平成16年度か

ら堤防拡幅の工事を急ピッチで実施していただいております。年々、洪水に対する安全度は上がってきておりますが、カスリーン台風のような異常な洪水が発生した場合は、堤防の安全性は絶対に大丈夫とは言えない状況であると考えております。堤防強化と並行して、洪水量を調節するダムの整備が非常に重要でございます。

こちらの図は、八ッ場ダムにつきましては右のグラフのとおり、集水面積、洪水調節容量とも、利根川上流ダムの中で最大規模でございます。また、左の地図のとおり、利根川水系で唯一の洪水調節施設のなかった吾妻川流域に建設されるダムであります。吾妻川流域の面積は約1,370平方キロメートル、利根川の上流域の約4分の1の面積を占めています。八ッ場ダムが完成することによって、利根川上流のどこに雨が降っても、洪水調節が可能になります。八ッ場ダムを一日も早く完成させて、水系全体のバランスがとれた、確実な治水安全度の向上を図っていただきたいと願っております。

このスライドは埼玉県の水利用状況を示したものです。治水面のほかに、八ッ場ダムは利水面でも埼玉県にとって必要なダムでございます。埼玉県は八ッ場ダム建設に参画することで、水道用水として毎秒9.92立方メートルの参画水量を確保させていただいております。

左の円グラフをごらんください。昨年度末の埼玉県営水道の水利権の割合を示したものです。暫定水利権として毎秒7.453立方メートルを取水しており、これは県営水道全体の水利権量の29%、1人当たりの最大給水量で160万人分に相当いたします。

右の表をごらんください。渇水による利根川の取水制限の状況です。利根川水系では、平成3年までに現在の8つのダムが順次建設されましたが、それでも数年置きに渇水が発生しております。ごらんとおり、平成になってからでも8回、ほぼ3年に1回、取水制限が実施されています。直近では平成25年に45日間の取水制限が実施されています。暫定水利権は表の赤字のとおり、渇水時には安定水利権を持つ利水者よりも、厳しい取水制限をしなければなりません。安定水利権の取水制限が10%カットであるのに対して、暫定水利権は20%カットとなっております。

八ッ場ダムが完成すれば、暫定水利権が安定水利権に切りかわりますので、県民に、より確実に水道水を供給できる体制が確保できることとなります。八ッ場ダムは、利根川水系の利水安全度を高めるだけでなく、埼玉県民に水道水を安定供給するためにはなくてはならない施設です。

最後になりますが、何よりも、60年にわたり、いろいろな苦しみの中でこの事業にご

協力いただいている地元の皆様に、改めて心から感謝を申し上げます。埼玉県をはじめ、下流都県では、我々にとって必要なこの八ッ場ダムが、上流域の皆様の大きな犠牲の上に建設されることを認識し、ご協力に対して心から感謝を申し上げたいと思います。

このようなことから、利根川・荒川水源地域対策基金を通じて、八ッ場ダムの建設により著しい影響を受ける方々の生活の安定、八ッ場ダム周辺地域の振興などの事業に協力させていただいております。また、毎年、埼玉県内の小学生が長野原町を訪問し、サッカーなどを通じて地元の方との交流事業なども行っております。

埼玉県民の生命、財産を守るとともに、社会経済活動に欠かすことのできない大切な水を安定確保するために、八ッ場ダムは必要不可欠であり、一日も早い完成を強く期待しております。

ありがとうございました。

【議長】 ありがとうございました。

降壇してください。

(公述人降壇)

【議長】 次は、高橋比呂志さんから公述をしていただきます。

高橋さんは壇上に上がり、公述人席に着いてください。

また、公述人からは、起業者への質問の希望がありますので、国土交通省関東地方整備局の方も、壇上に上がり、起業者席に着いてください。

(公述人・起業者登壇)

【議長】 準備はよろしいでしょうか。準備、よろしいですか。

【公述人(高橋)】 はい。

【議長】 現在の時刻は2時36分です。ただいまから公述を開始し、30分間で終了するようお願いします。また、終了の10分前、5分前、1分前に呼び鈴で合図をするとともに、表示によりお知らせしますので、目安にしてください。

なお、終了時間までに終了しない場合には、公述の中止を命ずることとなります。

プロジェクターを使用しますので、少し照明を落とします。

それでは、公述を開始してください。

【公述人(高橋)】 栃木県から来ました高橋と申します。

まず、起業者への質問です。

1番目、2013年11月の基本計画第4回変更によって、ダム地点の計画高水流量が

3,900トンから3,000トンに変更されました。その理由は何でしょうか。

【議長】 ご回答願います。

【起業者（小宮）】 お答えいたします。利根川の基本高水の検証の際に作成した新たな流出計算モデルを用いて推計したためです。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（高橋）】 ダム地点の計画高水流量が減少したことによって、基本高水流量も減少することにならないのでしょうか。ならないとすれば、その理由は何か。

【議長】 回答願います。

【起業者（小宮）】 お答えいたします。八ッ場ダム地点の基本、すいません、八ッ場ダム地点の計画高水流量は、八ッ場ダム検証において、降雨量等のデータを点検し、利根川の基本高水の検証の際に作成した新たな流出計算モデルを用いて推計しています。ダム地点以外からの流出もあるため、ダム地点の計画高水流量が減少したからといって、八斗島の基本高水のピーク流量が減少するとは限らない、限りません。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（高橋）】 八ッ場ダムによる水位低減効果は、八斗島地点及び江戸川では何センチメートルか。

【議長】 ご回答ください。

【起業者（小宮）】 お答えいたします。過去にある洪水、実績の洪水において、流出モデルを用いて算出したモデルによる水位低下量、八斗島で約30センチです。それから、あと、江戸川についてご質問がありましたが、江戸川については治水計画を検討する上で必要性は高くないことから、算定しておりません。以上です。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（高橋）】 八ッ場ダムは八斗島地点より上流に建設する最後のダムになるのでしょうか。最後でないとすれば、ほかにどのようなダムを計画されているのか。

【議長】 回答願います。

【起業者（小宮）】 お答えいたします。八斗島上流の洪水調節施設については烏川の河道内貯水池、そういったものとかや、ダムのダム容量の再編やかさ上げ、容量振りかえ等を検討し、これでも不足する治水容量は新規の洪水調節施設で確保することとしております。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（高橋）】 そうすると、新規の洪水調節施設というのはどういうものなんですか。

【議長】 回答願います。

【起業者（小宮）】 新規の洪水施設は新規の洪水施設でございますが。

【議長】 いろんなものがありますけれども、その選択肢は、例えばダムも含めて可能性があるということなのかということだと思いますけれども。

【起業者（小宮）】 では、お答えいたします。新規の洪水施設ということでございますけれども、その前提となる不足とする治水容量、そういったものもまだ未検討でございますので、具体的にはお答えはできません。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（高橋）】 いや、不足している量ははっきりしているんじゃないんですか。まあ、いいです。

じゃあ、河川整備基本方針で、ダムに配分された5,500トンは計画目標は達成する見込みがあるんですか。あるとすれば、その理由。

【議長】 ご回答願います。

【起業者（小宮）】 お答えいたします。利根川水系の河川整備基本方針に定めた目標流量を達成するため、具体的な整備内容につきましては、今後、河川整備計画において検討してまいります。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（高橋）】 決まってないということじゃないですか。貯留関数法や総合確率法で求めたカスリーン台風時の最大流量2万2,000トン程度と、実績、推定実績流量1万7,000トンの差5,000トンはなぜ生じるのでしょうか。

【議長】 回答願います。

【起業者（小宮）】 まず、昭和22年9月のあのカスリーン台風において、八斗島上流の3地点において、ピーク流量付近の流量観測が行われており、この流量観測の流下時間の時間差を考慮して重ね合わせた、八斗島における最大流量の推定値、これが一千……、すいません、1万7,000トンと、毎秒1万7,000トンでございます。それになお氾濫により相当量の浸水が生じていたというときの状態の量です。

利根川の基本高水の検証において、新たに構築した流出計算モデルを用いて、データの点検後の実績雨量から、全て河道を流下すると仮定し、八斗島地点におけるピーク流量を

求めると、約2万1,100トン、毎秒2万1,100トンということでございます。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（高橋）】 全然答えてないですよ。5,000トンがなぜ生じるのかと、もう一回お願いします。

【議長】 ちょっと質問追加。5,000トンの差があるということについての……。

【公述人（高橋）】 4,000トンかもしれないですけども、四、五千トンですね。なぜ生じるのか、答えてないですよ。

【起業者（小宮）】 では、もう一度お答えいたしましょうか。いいですか。

【議長】 回答してください。

【起業者（小宮）】 いいですか。まず、利根川の最大流量2万2,000トンについては、観測流量の流下、八斗島上流の3地点において、観測流量を行われており、その観測……。

【公述人（高橋）】 ちょっと同じことを繰り返すつもりですか。同じことを繰り返すつもりですか、さっきと、さっきの答えと。

【起業者（小宮）】 内容につきましては、質問に対しては同様の答えになりますけれども。

【公述人（高橋）】 答えということですか。

【議長】 最大流量と実質流量というものがそもそも違うということでもいいんですよ。

【起業者（小宮）】 簡単に言われれば、八斗島上流の3地点の流量観測のそれから推定して、重ね合わせたものの推定値と、あと、利根川の基本高水の検証において、流出モデルを用いて計算した、データ点検後のその違いでございます。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（高橋）】 だから、それ、なぜ違うのかを聞いているんですよ。全く時間を潰す気ですね。

7番、新たな洪水調節方法による場合、八ッ場ダムに3,900トンの流量が流入した場合、洪水調節は可能か、可能だとすれば調節量はどのぐらいか。

【議長】 回答願います。

【起業者（小宮）】 まず、毎秒3,900トンが流入した場合の洪水調節というのは、計画した洪水調節どおりの操作を行えば、洪水調節は可能です。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（高橋）】 調節量も聞いていますが。

【議長】 調節量の話は。

【起業者（小宮）】 調節量の質問についてお答えいたしますが、この調節量については、洪水パターンがそれによるというか異なるため、不明でございます。

【公述人（高橋）】 不明？

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（高橋）】 3,500トン超えても、調節できるんですか。計算してないんですか、それとも。

【議長】 回答願います。

【起業者（小宮）】 よろしいですか。計画した洪水操作どおりの操作を行えば、洪水調節が可能でございます。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（高橋）】 いや、だって、200トンを超えたときから調節始め、ため込んじゃうわけでしょう。それで3,500トンまでもつんですか、ほんとに。計算したんですよ。

【議長】 回答願います。

【起業者（小宮）】 お答えいたします。洪水量については、各洪水パターン、それが異なるため、不明ということでございます。

【議長】 再度質問を、もし必要であれば、再度質問してください。

【公述人（高橋）】 ちょっと意味がわからないんだけど、時間を潰されるんで、次に行きます。

4,600億円で完成すると断言できるんでしょうか。

【議長】 回答願います。

【起業者（土屋）】 ハッ場ダムについては早期完成に向けて取り組むとの方針のもとで、事業全体のコスト縮減により対応することを基本として、総事業費以内での完成を目指して、最大限の努力をしております。

【議長】 いいですか。公述を続けてください。

【公述人（高橋）】 努力するだけね。

9番。時間がなくなっちゃうな。産業の開発または発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域は利根川流域でどこにあるでしょうか。

【議長】 回答願います。

【起業者（小宮）】 お答えいたします。利根川水系の、利根川水系の水資源の開発の基本計画でもございますけれども、それにおいては、東京都をはじめ、千葉県、埼玉、群馬、栃木、茨城などをその対象区域としております。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（高橋）】 あれ、じゃあ、具体的に聞きますけれども、2020年度以降も、20年以降も人口の増加が見込まれる都市はどこなんですか。

【議長】 回答願います。

【起業者（小宮）】 お答えいたします。いろいろ資料がありますけれども、東京都による、東京都が東京特別区の都心部の人口増、こういったものが見込まれるというようなことも書いてございます。

【議長】 都市はどこですかというお話だったので。

【起業者（小宮）】 例えばほかには千葉県柏市、成田市等については、国立社会保障・人口問題研究所等の推考によれば、人口増加が認められるという推計になってございます。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（高橋）】 ほんとうですか。柏、成田？ でも、東京都は、東京都の人口は国立社会保障・人口問題研究所は2015年まで、東京都は2020年までというのが推計ですよ。

ちょっと、じゃあ、ちょっと時間なので、言いたいことが言えなくなっちゃうんで、質問は飛ばします。

まず、八ッ場ダムは治水面で公益性がないということを話します。

八ッ場ダムはカスリーン台風洪水に対応ができないという問題があります。カスリーン台風、この申請書では、カスリーン台風被害が八ッ場ダム建設の大義名分として強調されております。それもそのはずで、利根川水系河川整備基本方針では、計画規模の根拠の既往最大流量とはカスリーン台風洪水であるからであります。さかのぼって、改修改訂計画もカスリーン台風洪水を受けての治水計画です。つまり、カスリーン台風洪水は利根川治水計画の原点であります。したがって、申請者がカスリーン台風洪水による被害を強調するのがある意味当然ということと言えます。

では、カスリーン台風洪水による被害とはどんなものか。これは栃木県と、群馬県と栃木県が主な被災地であるということがわかります。これは関東1都5県の死者数をあらわ

したものなのですが、合計で1,100人とされており、そのうちの944人、86%は群馬県と栃木県での死者であります。つまり、カスリーン台風洪水の再来に備えるなら、群馬県と栃木県の死者数を減らせる対策でなければならないはずです。

では、群馬県と栃木県の被害とは何だったのか。1つには赤城山の土石流被害です。敷島村と大胡町で多大な犠牲者が出ております。また、渡良瀬川扇状地右岸での洪水被害で最大の人的被害という見出しが、『ぼうさい』という国が出している雑誌にも出ております。つまり、桐生市、足利市を流れる渡良瀬川流域で709人の犠牲者が出たということになっています。

つまり、カスリーン台風による大規模な被害の原因は赤城山周辺の土石流と渡良瀬川の氾濫だったんですね。しかし、これらの災害が八ッ場ダムによって防ぐことはできないということは明らかであります。国も八ッ場ダムがカスリーン台風洪水に効果がないことを認めております。読み上げは省略しますが、国会答弁とか質問主意書への答弁ですね。したがって、カスリーン台風の再来に対応ができない八ッ場ダムは、利根川の治水計画の目的に沿った趣旨とは言えず、公益性がないということであります。

ちなみに、じゃあ、八ッ場ダムはカスリーン台風以外の洪水なら効果があるのかといえ、嶋津さんの計算によれば、最も効果が発揮される場合であっても、八斗島で13センチしか、さっき30センチという話がありましたけども、下がらないという計算がありません。

結局、八ッ場ダムは、カスリーン台風にも洪水にも、それ以外の洪水にも効果がない。よって、当事業には公益性がないということです。

次に、八ッ場ダムは内水氾濫を防げないという話です。申請者は、八ッ場ダムは次のような水害に対応できると言っております。これは申請書の20ページに、3つの災害は、台風、洪水を上げております。これらの水害による、水害で、東京都は多大な被害を受けまして、東京都のホームページから次のような表を作成してみました。

細かくて見えませんが、原因を見てみますと、ほとんどが内水氾濫であります。98年の台風5号、これについても内水氾濫がほとんどです。2007年の台風9号でも内水氾濫と急傾斜地崩壊、これはいずれも原因のほとんどが内水氾濫でありまして、溢水もありますが、支川の溢水でありますから、いずれにせよ、八ッ場ダムで被害を軽減することはできないということになります。

この八ッ場ダムで対処すべき洪水被害として、内水氾濫による被害しか申請者が上げら

れないことこそが、ハッ場ダムが治水上不要であり、公益性がないことの証拠であると考えます。

次に、利根川の治水計画規模に関する記述が誤っています。申請書の9ページには、河川整備基本方針では計画する確率規模を200分の1としてという記述があります。しかしながら、飛ばしますね、工事実施基本計画、工事実施基本計画でしたか、違ったかな、1980年ですね。これ、決定方針では、200分の1の確率規模の流量は2万1,200トンですね。それで、観測史上最大流量が2万2,000トン。どっちが多いかを比べて、史上観測のほうが多いから、基本高水流量は2万2,000トンとしたというのが工実の考え方です。現在の河川整備基本方針は、その工実の考え方を踏襲しまして、それを点検した結果、工実の考え方が妥当であると判断したという考え方であります。

したがって、利根川の計画規模であり、かつ、基本高水流量である2万2,000トンというのは、史上、観測史上最大流量であって、200分の1確率流量ではないということです。したがって「河川整備基本方針では計画する確率規模を200分の1とし」とするのは誤りであるというふうに思うんですが、ちょっとどっちなんですか。この辺、誤りだということは認められるのでしょうか。

【議長】 ご質問ということですね。

【公述人（高橋）】 はい。

【議長】 回答願います。

【起業者（小宮）】 ちょっと事前の公述のものになかったですが。

【議長】 整備計画の内容です。

【起業者（小宮）】 公述になかったかと思えますけれども、こういったものについては整備、利根川の水系の整備方針、そういったものには誤りという、整備計画、これには誤りはないというふうに認識しております。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（高橋）】 誤りでないというんだったら、計画規模が200分の1であるということがどこに書いてあるのか、これは今は無理だとしても、時間食っちゃうから、いつでもお答えいただけるということですね。いや、後で。

【議長】 質問の要旨にもともと出されてましたよね。出されてませんでしたっけ。200分の1か最大流量かのどちらをとったのかというようなご質問ですか。

【公述人（高橋）】 ええ。ええ。

【議長】 では、それを答えてください。

【公述人（高橋）】 いや、それは質問、出してなかったと思います。

【議長】 すいません。では、公述を続けてください。

【公述人（高橋）】 じゃあ、次に行きます。利根川の……。すいません、あと何分。

【議長】 あと12分です。

【公述人（高橋）】 12分。利根川の基本高水流量2万2,000トンが机上の空論であるという話です。理論値と実績値の差の説明がなされていません、ないということです。実際、今の説明でもなされていなかったですね。

つまり、2万2,000トンと1万7,000トンが5,000トンもずれる理由の説明ができなければ、2万2,000トンは破綻するということです。説明できないんですから、もう破綻しているんですね。ですから、基本方針には重大な欠陥があって、それに基づく八ッ場ダム計画も公益性がないということになります。

5,000トンの差が説明されてないことの根拠はいろいろあるんですが、一番致命的なのは、馬淵澄夫国土交通大臣が2010年の記者会見において、2万2,000トンありきの検討を行ったと、資料もありませんということを確認したということが大きいと思います。5,000トンの差が乖離が説明されてないんですから、2万2,000トンは理論的に成り立たないということでもあります。

学術会議の問題はちょっと飛ばします。

費用対効果の計算に合理性がないという話です。2011年に関東地方整備局は八ッ場ダムの費用便益比算定というのを行いました。これ、治水についてのみですが、それは費用便益比が6.3になるというものです。ただし、計画高水流量を下回る流量についても被害が出るというのはおかしい計算じゃないかということをおかれたせいか、その場合のも計算しまして、その場合は2.2にしかないという非常に危ういことになっています。

問題点はいろいろあるんですが、ここでは被害、想定被害額がおかしいという話で、この表はその資料から抜き出したもので、流量規模ごとの被害想定、想定被害額というものをこのように掲げております。これに基づいて、年平均被害額を求めると、下表のとおりになります。言えることは、八ッ場ダムがない場合は、50分の1洪水までの年平均被害額は4,820億円となるということです。

ところが、2011年までの過去50年間の水害被害は累計で8,758億円、これ、50で割りますと、年平均で175億円になります。ということで、175億円と4,820

億円ですから、28倍もの開きがあり、国の被害は、被害想定は虚構であります。したがって、このような費用便益計算に支えられた八ッ場ダム事業に公益性はありません。

次に、利根川水系河川整備基本、これ、計画と書きちゃったんですが、方針の誤りですね、が机上の空論で、ここで言いたいのは、真ん中辺で、5,500トン、ダムへの配分流量5,500トンを達成できる見込みは永遠にないじゃないかということです。さっきも質問したんですけども、回答は得られませんでした。したがって、重大な欠陥を有する基本方針を根拠とする八ッ場ダムに公益性は認められないということです。

これ、群馬県のホームページからなんですが、既存6ダムでの治水効果は毎秒1,000トンだと、八ッ場ダムができれば600トン加えて、1,600トンのカットしかできないということがわかります。河川整備計画でも同様でありまして、1万7,000トン为目标流量として、そのうち3,000トンをダムで確保するという話ですが、それは無理です。

それから、洪水調節効果の定義を変えるのはご都合主義じゃないかという話。国は2013年11月に計画変更をいたしました。その内容の一つが、計画、洪水調節効果の見直しなんですが、その内容は計画高水を3,900から3,000に落とし、逆に、洪水調節量を2,400から2,800に上げたということであります。

変更前の洪水調節量の考え方なんですが、計画高水流量から計画最大流量を引いたものが洪水調節量だとしていました。ところが、変更後の洪水調節量の考え方は、計画高水流量から、計画高水量がピーク時の流量で、つまり、前のあれでは変更前は時間がずれているんですけども、これは同じ時期で判断しようという考え方を変えたんですね。それはそれで一つの考え方なのかもしれませんが、何か急に変わったのは結局ご都合主義じゃないか、この八ッ場ダムの効果を高めるためのご都合主義じゃないかという疑いが拭えません。

これはダムがパンクするんじゃないかという話ですね。3,500トン以上になったら、洪水調節量はゼロになるという計算もあります。

次に、栃木県の受益者負担金の賦課は詐欺であるという話です。利根川の八ッ場ダムの治水負担金を栃木県は10億4,000万円払うことになっているんですが、利根川は栃木県を流れていません。そして、板倉町史によりますと、渡良瀬、カスリーン台風時には渡良瀬川が決壊して逆に利根川のほうに向かって流れたという記述があるんですね。それぐらいなんです。10億4,000万円の根拠がこの1枚の、たった1枚の図面なんですよね。これで足利市を中心に、栃木県の区域が24平方キロメートル、水につかるという図面な

んです。これは地盤で決めたということなんですね。この図面1枚しかないから、八ッ場ダムができれば、じゃあ、どれだけ被害が軽減するのかというのはわかんない図面なんですね。

国は、先ほど示したんですが、この2011年の費用便益比計算でもって、一応シミュレーション計算をしているんですね。それによりますと、ここにカスリーン台風が来て、それで、利根川の左岸で決壊した場合に、栃木県に来るという想定をしているんですね。渡良瀬遊水地の西側が浸水するという図面ですね。これ、ダムなしの場合です。これがダムありの場合です。これ、戻しますと、これがダムなし、ダムありでわかんないですよ、何が違うかね。拡大して見たんですが、拡大しても同じなんですね、拡大しても。

こんなのは、こんなので、それで、ほかのブロック、Aブロックですね、一番効果のある98年洪水で見ても、やっぱり、これはいくらか差はあるんですが、もうほんとにちょぼちょぼですね。こんなもので10億4,000万の利益を得られるはずがない。詐欺事業に公益性はないということであります。

次に、バランスの確保ということ、申請書、事業認定申請書は言っているんですね。どういうことかということ、ほかの支流にダムがあるのに、吾妻川だけダムがないのはおかしいじゃないかという、そういうバランス論ですね。しかし、台風の多くは左巻きに渦巻きながら太平洋を北上して、雨雲は赤城山と榛名山でぶつかって豪雨になることが多くて、その山を乗り越えて吾妻溪谷に行くということは少ないんですから、別にダムがなくなっただけという理屈はあるんで、バランス論に合理性はないと思います。

5分、あと5分ですか。八ッ場ダム、八ッ場ダムは水資源開発法があるからやるんだということを正統性の根拠にしている部分があるんですが、これは先ほども述べましたように、人口が増える地域も産業の開発が発展が見込まれる地域ありませんから、これ、立法事実が消失してしまっていて、こんな法律にしがみついで進めること自体が誤りであります。

次に、特定多目的ダム法があるから正しいんだということも書かれているんですが、これも国土総合開発法に起源を持つ河川総合開発とセットになって決められた法律なんですが、もうこの国土総合開発法も今ありません。名前が開発がとれちゃっていますね。これも時代錯誤ですから、こんなものの法律に根拠にすることもまた公益性がありません。

ちょっと時間が迫っていますんで、これ、あと、東京都の水予測も過大であります。これはもう典型的な針ネズミ状態で、何度やっても過大な水需要予測しか東京都はいたしません。これ、八ッ場ダムができるまで続けるつもりだと思いますね。

これもカットしますと。

国が被害として掲げるもの、国が渇水被害の例として掲げるものなのですが、プールの利用停止とか、お風呂が使えないとか、農業用水では番水とか反復利用の強化ということなんですけれども、水が出ないときには我慢が必要であって、水の、雨が少ないときにも雨が多いときと同じだけ水を使わせてくれと言う国民がいるんでしょうかということですよ。そんなのは、いつもと同じ、渇水するときにもいつもと同じとおりに水が使いたいから、ダムをつくってくれと言う国民はいないんじゃないかと思います。

あと、渇水の影響は昔より小さいはずだということですね。2012年度の1都6県の水需要は94年の値よりも15%も小さい。東京都にあつては20%も小さくなっているわけですから、94年渇水が再来しても、それによって需要者が受ける影響は当時よりずっと小さいはずであります。これが証拠のグラフですね。

それと、じゃあ、ちょっと、あと、環境影響評価の問題。これはクマタカについて書いた部分が23ページ、申請書の23ページにあるんですが、本事業実施区域とその周辺での営巢が確認され、主な生息環境の一部が直接改変により消失または縮小するが、周辺には同様の環境が広く残存するため、ダム供用後は本種の生息は維持されるという予測結果を得ているということですが、これは同様の環境に見えても、生物にとって同様かどうかは容易に判断できるものではないと思いますし、また、ダムで消失または縮小する区域の周辺に、オオタカ、クマタカ等の生息に適した環境が広く存在するのであれば、その地域にも別の個体はその環境を縄張りとして生息しているはずであります。

したがって、ダムで水没している地域からそこに移ろうとすれば、縄張り争いということになって、そこで勝った個体しか生き延びることはできないので、このダムで消失または縮小する区域に生息した生物は、周辺に似た環境があればそこで生息できる、だから個体が減らないという考え方はもう基本的に誤っています。このような生物多様性を阻害する事業に公益性はありません。

ダムで景観が改善されるという話もインチキで、ダムをつくれれば水をせきとめるんですから、景観がよくなるはずはないんですね。

じゃあ、まとめに行きます、まとめ、もう一つありますが、第4回計画変更については、これはもう事業費が増額しないという前提で関係知事の同意を取りつけたもので、これは特ダム法を守っているとは言えないということ、そういう瑕疵があると思います。

まとめですが、カスリーン台風の再来に備えるという大義名分は虚構であります。近年

の内水氾濫を軽減することもできない。水位低減効果は最大でも13センチに過ぎない。それから、基本高水を200分の1と誤解して、これは基本的に誤りです。計画基本高水を2万2,000トンは机上の空論であります。学会会議も第三者性がない。それから、栃木、利根川からの被害はない。栃木県への負担金は明らかに違法であります。

水余りの時代に、水資源開発促進法、特定多目的ダム法、水資源開発基本計画に存在意義はなく、それらの適用すること自体が違法であります。

それから、維持流量自体は東電の義務放流で解決している問題です。

渇水被害の実態は、プールの利用とか、さっき、きのうあったんですが、高台の、何だ、取水不良とか、その程度で被害と言えるようなものではないです。暫定水利権は実態は安定水利権であり、虚構であります。

発電も虚構、逆に発電量が減少します。

環境影響は常識無視の誤りを犯しています。

第4回変更計画はコスト増がないと偽って同意を得ており、重大な瑕疵があります。持続可能な水資源政策という国の方針に反しています。これはヒ素とか堆砂問題の先送りをしているという問題ですね。

以上によりまして、国は八ッ場ダムの公益性を説明しておりません。したがって、強制収用は不可能であります。

以上です。

【議長】 ありがとうございます。

降壇してください。

(公述人・起業者降壇)

【議長】 次は、備藤實さんから公述していただきます。

備藤さんは、壇上に上がり、公述人席に着いてください。

また、公述人からは起業者への質問の希望がありますので、国土交通省関東地方整備局の方も、壇上に上がり、起業者席に着いてください。

(公述人・起業者登壇)

【議長】 よろしいですか。

【公述人(備藤)】 はい。

【議長】 現在の時刻は3時9分です。ただいまから公述を開始し、30分間で終了するよう、お願いいたします。また、終了の10分前、5分前、1分前に呼び鈴で合図をす

るとともに、表示によりお知らせしますので、目安にしてください。

なお、終了時間までに終了しない場合には、公述の中止を命ずることとなります。

それでは、公述を開始してください。

【公述人（備藤）】 最初に、議長さんはどういう立場の方なんでしょうかね。国交省の方なんですか。

【議長】 本日は議長に対し質問する場ではありませんけれども、私は事業認定、土地収用法の事業認定の所管をしている部局の者です。

【公述人（備藤）】 そうですか。なかなかいい采配を振るっているなど感心しているところですよ。

それから、起業者側の方、私は備藤と申しますけれども、発言するときにお名前がわからないので、1回だけでも結構ですから、発言者は名前を教えてくださいませんか。

【議長】 公述人、時間の関係もありましたので、答弁の際に名前を言わないようにというちょっとお願いをしていましたけれども、では、答弁するときにお名前を言うということによろしいですか。

【公述人（備藤）】 ええ。1回だけで結構ですから、メモしておきますから。じゃあ、お願いいたします。

きのうから今日にかけて、いろんな人のお話を聞いておりますが、何かまやかしのうんかな、説明をしなくていいことを、もういいですよと言われても、同じような説明を繰り返して、もうちょっと時間が、私たちの時間、時は金なりという言葉がありますよね。私たちの時間が奪われているような気がするんですけど、もっと簡潔にイエスかノーを答えていただきたいと思います。余分な解説は必要ないです。

ところで、私は一人の庶民程度の知識しかありません。おかしいことはおかしいと思うことで、今まで学者の皆さんや知識の方がグラフを使ったり何かして説明できても、私にはそこまでの能力はありません。普通の一般の国民の目線でお答えいただきたいと思っています。

じゃあ、これから質問します。とりあえず私が質問したい中で、4つほどあるんですけども、その理由と意見がある程度終わった段階、1個1個ぐらいでご回答いただければありがたいと思います。

まず、1つは、今からでも遅くはありません、ただちに工事を中止してくださいと。その理由は以下のとおりです。これらの危険性や対応について、八ッ場ダムは無駄、無理で

効果がないように思いますが、国交省の考え方を伺います。

質問2。私が見た埼玉県秩父のダムや、私が歩いた利根川の堤防を歩いてみたことがありますかと。

質問の3番。ダムより堤防を強化したほうが安く対応できると思いますが、どう考えますかと。

質問の4。住民の意見をくみ取り、強制収用などしないで、どのような対応をするのですか、伺います。

それで、理由と意見となると思うんですが、私はかつて長野原に5年間住んだことがあります。八ッ場ダムは私にとって今や第一のふるさとが壊されるという思いです。退職後、数年前から八ッ場ダムについて、県内、県外で学習し、テレビやビデオを見たり、新聞を読み、本を読み、現地見学や説明会や、秩父の同様な地すべりがあるダムを見学したり、バス・アンド・ハイクで利根川の堤防を歩いて、洪水を起こした場所の見学もしました。

国交省関東地方整備局、省略して、八斗島の近くでも、実際に浮きを垂らして、どのくらいの流量があるのかというようなことも目で見ております。釣りするときに、浮きを垂らして、今これくらいだから、どれくらいの、八ッ場ダムができれば、流量が増えるのかということ聞いてみたとき、十数センチも、八ッ場ダムがないと流量が増えるんですよというふうな答えを聞いたことがあります。それ、その時点で、利根川の堤防は数メートル余りの、今回こういうところでお聞きしますと、13センチとか、4メートルとかという発言がありましたが、大体私もそのくらいじゃないかなと思っております。

そうすると、13センチぐらいでしたら、八ッ場ダムは1つで間に合うんですかねと聞きましたところ、あと11基というんですか、ダムの数え方はよくわかりませんが、10基か、10基くらい必要だと。じゃあ、一体どこに造ればいんだらうと。群馬県にそういう土地はもうないと思います。また、予算の措置はどうするんですかと思いますが、これは後ほどお答えいただきたいと思います。

カスリーン台風で洪水を発生させたところは、その下流の、八斗島からずっと栗橋のほうまで、バス・アンド・ハイクで見て回ったんですけども、その洪水を起こさせたところの下流のほうに、日光東武線の橋脚に流木やごみが詰まって、それが洪水を起こした大きな原因だというふうなことを聞きました。

また、その地点よりもちょっと上流では、堤防の下を、漏水というんですかね、利根川の水がぐり抜けて、埼玉県下に伏流して水が溜まっていると。先ほども映像で見ました

が、私が見たときにはもう少しその、何ていうんですか、水溜まりが小さくなっていましたけれども。また、それがために、そういうことのないように工事を始めているのかなという感じも受けました。現在はどうなっているのでしょうか。お答えいただければありがたいと思います。

それから、きのうも発言されておりましたが、赤城山の白川が氾濫して、前橋市内にまで到達したと。中央前橋駅のところでも床上浸水があったと。これはその当時住んでいた、今現在も住んでおります商店の人に聞いたんですけれども、それと八ッ場ダムと直結する話じゃないと思うんですよね。

なぜかという、赤城山も戦争のときに、松の根っこを抜根してガソリンに変えるということで山が荒れてしまった。それだけじゃなくて、当時、戦争ということでもって若い人が大分徴兵されていったということはお存じだろうと思います。その結果、山の手入れがあまり行き届かなくなったんじゃないかと。だから、山が荒れて木はなくなっちゃっていると、あるいは、減っちゃっていると、それが主な原因で、赤城山の麓、私が現在住んでいるところから3キロか4キロもないところに洪水が起こったと。

現在でも、前橋近辺の方ならおわかりだと思うんですけど、富士見中学校の近辺ですね。あの辺では大きな岩が、こんな大きな岩が何個もごろごろしているんです。まだ残っております。畑の中にあります。中学校をつくるに当たっては、大分その当時の人々が協力合って整地をして、堤防もかさ上げたんでしょうかね。その当時、私は群馬県に住んでおりませんでした。埼玉県におりましたもんですから、その間の事情はよくわかりません。ですけれども、八ッ場ダム1つ造っても、赤城山から出てきた水が、即、八ッ場ダムに影響するということは到底考えられません。

それから、カスリーン台風の対価ということですが、先ほどもご説明があったかと思うんですけれども、八ッ場の地形から見て、台風や大雨が降る確率は非常に少ないということは先ほども映像でご承知かと思いますが、そういうことで、つくっても意味のないダムであると私は考えます。

足尾銅山の閉山後も、あの醜い姿が今では緑豊かな山に変わってきています。あれは植林してボランティアの人たちが大勢参加して緑の山にしたんですね。私も手伝いに行きたかったんですけども、腰痛がちょっと激しくなったときだったもので、今でもそうなんですけれども、行けないのが、環境を守るということを口で言いながら、実際には体が動かせない。ちょっと残念で仕方がありませんが、赤城山に限らず、その後、八ッ場ダムの

周辺、あるいは、日本中で荒廃した山に植林して、洪水が起こらないように、あるいは、少なくなるように、私たちの先輩たち国民が、庶民が努力した結果が、洪水を起こす数を減らすとか、危険を低減させていると思います。

カスリーン台風が来たころ、私は5歳か10歳ぐらい、あるいは、カスリーン台風の後にもたびたび来ましたが、私が住んでいた埼玉県の見沼田んぼでも、稲や野菜が冠水して被害がありました。それもこれも一応やっぱり戦時中の徴兵された若い人たちが少なくなっちゃって、農家の人も大変な苦勞をしてということがまず第一の原因だと思います。それで、その結果、山が荒れて、東武日光線の橋脚に流木やごみが溜まっちゃったというのが第2の原因で、結果と原因が全然違うんですよ。

ですから、原因をちゃんと突きとめないで、現場に八ッ場ダムをつくれればなくなると、洪水はなくなるということは到底考えられない。こんな状況なんですけれども。

それから、東京では地下水を捨てていると、水余り現象ですよ。何度もここでもってほかの人が説明されておりますけれども、その地下水を捨てていると。上野駅では地下水が上昇してきているものですから、駅そのものが浮き上がっちゃって、それをアンカーボルトでとめているという新聞記事とかテレビニュースなんかで見えております。そんな水余り現象の中で、さらに八ッ場ダムをつくるというのは到底理解しがたいというのが庶民の心です。こんな無駄なことは止めてほしいと思います。

つまり、ここにも書いてありますが、都市の洪水対策のダムを造る理由が無くなったんです。その結果、重要な遺跡も埋没してしまいます。ダムを造った下久保ダムの下流のような状態、水量が減って、それで、雑木、雑草が生い茂り、三波石なんかが見えにくくなっちゃっていると、無残な姿。あるいは、草木ダムではアオコが発生して、それを飲用としている下流の人、渡良瀬川の下流の人たちは水道水として利用しておりますと。これはちょっと八ッ場とは関係ない話かもしれませんが。

以上、ここまででお答えしていただきたいと思います。

【議長】　　ちょっと整理させていただきますと、まず最初のご質問が、十数センチの効果だとすると、八ッ場ダムみたいなものが11基ぐらい要るんじゃないかという……。

【公述人（備藤）】　　10基ぐらいで。

【議長】　　10基ぐらい要るんじゃないかというご質問についての、というご質問ということでもいいですか。

【公述人（備藤）】　　どこへ造るんですか、できるんですか、そういう場所があるんです

かと。

【議長】 どこにつくる。はい。もともとのご質問からいくと、直ちに工事を中止してくださいというものに関連してのご質問かと思えますけれども、それについてお答えしていただけますでしょうか。

【起業者（小宮）】 ハッ場ダム工事事務所の……。

【公述人（備藤）】 ヤマダさんですか。

【起業者（小宮）】 いや、ハッ場ダム工事事務所の小宮と申します。

【公述人（備藤）】 コミヤマさんですか。

【起業者（小宮）】 小宮と申します。小宮と申します。

【公述人（備藤）】 小宮さんですか。

【起業者（小宮）】 はい。よろしくお願いします。

【公述人（備藤）】 失礼しました。小宮さんですね。

【起業者（小宮）】 はい。よろしくお願いします。

【公述人（備藤）】 どうしても耳がちょっと複雑になっちゃって、聞き取れなくてごめんなさい。失礼しました。はい。お願いします。

【起業者（小宮）】 まず、ちょっと今、まず、その10基でしたっけ、11基でしたっけ。

【公述人（備藤）】 10基と私は聞いております。

【起業者（小宮）】 ちょっと事前の図、ご質問ということでは、その具体的なものはなかったと思うのでございますけれども、利根川の基本方針、整備計画等ありますけれども、それに従いまして、今後、必要が、ちょっとお待ちくださいね。新規の洪水調節、ちょっと専門的になって申しわけありませんけれども、八斗島上流の洪水施設というふうになりますけれども、烏川とか、あと、そういったもののダムの再編で容量を再編し、これらでも不足する場合には、新規の洪水施設で確保するというようなことになりますけれども、具体的な方針につきましてはまだ検討中というようなことで、具体的にお答えすることはできません。

【公述人（備藤）】 でも、簡単なことだと思うんですよ。十数センチということはきのうから言われていますよね、流量が増えるの。しかし、ゆとり分が4メートル分もあると。そういう状況の中で、あと10基というのは、普通の人が庶民が考えたって、あなたが答えられない内容のことをあなたに提起しているわけじゃないんですよ。普通の感覚なら

ば、あるとかないとか、造れるとか造れないということは簡単に答えられるんじゃないですか。

【議長】 ご質問ということで。

【公述人（備藤）】 ええ。

【議長】 長期計画、基本方針と整備計画という関係もあるのかもしれませんが、今のなかなか質問で、あるか、ないかという答えはなかなかしにくいかもしれませんが、そのあたり、もう少し長期的な計画と河川整備計画との関係ということをお答えいただくのかなと思いますけれども。

【起業者（土屋）】 土屋と申します。

【公述人（備藤）】 土屋さんですか。

【起業者（土屋）】 はい、そうです。先ほど、10基ぐらいというふうなお話がありましたけれども、10基について、この当時、誰がどのような根拠で申したかというのが…。

【公述人（備藤）】 よく聞き取れなくてごめんなさい。

【起業者（土屋）】 10基ということについて、この当時、誰がどのような根拠で言ったかというのは、ちょっと私ども、不明ですので、この10基ということについてはわからないというところがございます。ただし、利根川につきましては、利根川整備方針と利根川整備計画がございますので、その計画に沿って安全に、国民の生命財産を守れるように適切に対応していきたいというところで、この10基ということについてはちょっとここではわからないということがございます。

【公述人（備藤）】 そうですか。

【起業者（土屋）】 はい。

【公述人（備藤）】 それでは、前橋の洪水ですね。赤城山から来た氾濫ということは、利根川に直結しないと、八ッ場ダムを造れば、それでとめられるものじゃないということは理解できますか。イエスかノーで教えてください。

【議長】 もともとのご質問の要旨にない点ではありますけれども、質問の趣旨はわかりました？

【起業者（小宮）】 ちょっと申しわけない。ちょっとよくわからなかったんで、申しわけありません。失礼なんです。

【議長】 前橋の。すいません、もう一度。

【公述人（備藤）】 赤城山の白川が氾濫して、前橋のほうまで洪水が起きたと。いろんな人が、もう前橋市民なら、旧市民ならほとんどの人が知っていることですよね。その場所、赤城山ですよね。八ッ場ダムというのは吾妻郡ですよね。ですから、それが利根川とどういふふうに、八ッ場ダムをつくることによって、赤城の氾濫が抑えられるかどうかということなんです。

【議長】 ご趣旨は、吾妻のほうと赤城山のほうは場所が違うので、赤城山の前あったような洪水については、八ッ場ダムができて防げないのではないかとこのご趣旨だと思います。ご回答願います。

【起業者（小宮）】 お答えいたします。八ッ場ダムにつきましては吾妻川から下流の、それと、あと、利根川の下流域の洪水を防御をする施設でございますので、その赤城山というのは別の流域かと思えますけれども、そういったところの洪水を防御するという施設ではございません。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（備藤）】 理解できないですね。赤城山から出た洪水と八ッ場ダムでそれをとめることができるというふうに、きのうの……。

【議長】 今、できませんというお答えだった。

【公述人（備藤）】 できませんと答えた。

【議長】 はい。

【公述人（備藤）】 答えができないという意味ですか。

【議長】 はい。できないというお答えだったと思います。

【公述人（備藤）】 そうですか。それ、できないということは、できるようになったら、教えてください。そのときで結構ですから。

あとは、私は次の世代が背負う負担をよく考えてもらいたいと。私が国交省に提出したときは1,000兆円は、その後の新聞の記事によりますと、国の借金が1,232兆円、今日ではおそらくもう何兆円も増えていることかと思うんですけども、これだけの借金は誰が負担し、どういふふうにかかっているんですかね。

八ッ場ダムのことを止めれば、何千億円か、1兆円ぐらいは浮いてくるかと思うんですけどもね。そういうものを、教育とか福祉とか、あるいは、水道料金に転嫁させるものを少なくできると思うんです。その点、お答えいただきたいと思います。

【議長】 国の財政全般のことにお答えしてくださいというのなかなか難しいかもし

れませんけれども、予算を通じて、つくる、八ッ場ダムをつくる意味があるのかというご質問としてお答えいただければと思います。

【起業者（小宮）】 お答えいたします。ちょっと今、議長から申されましたように、ちょっと国の全体予算についてお答えする立場ではございませんが、八ッ場ダムについて、そういったかかる予算については適切に執行していくという所存でございます。

【議長】 そういう必要がある事業ということですか。

【起業者（小宮）】 そうです。はい。

【議長】 では、すみません、公述を続けてください。

【公述人（備藤）】 ちょっと納得しがたいんですけどね。財務省の方じゃないから、直接は、その1,000兆円、1,232兆円ということについてはお答えしにくいのかもかもしれませんけれども、これ以上借金は重ねないように、国交省のほうでもいろんなことで努力してほしいという願いからです。

じゃあ、その次に行きます。国交省では、奇想天外な前提を提出していると。八ッ場ダムで、当初は治水のためということで八ッ場ダムは計画されたと思うんですけども、その点はいかがですか。

【議長】 これも要旨にはありませんけれども、もともと八ッ場ダムは治水目的で計画されたダムですかというご質問。

【起業者（小宮）】 おっしゃるとおり、八ッ場ダムにつきましては、利根川の治水の施設として、治水の必要な施設としてつくって、計画、建設していく事業でございます。

【公述人（備藤）】 簡単に教えてください。時間がもったいないですよ。私の時間が、時は金なりです。よくかみしめていただきたいと思います。

それから、造成地や、八ッ場ダム、できてほしくないんですけどね。残された人たちのためには、しっかりした安心して暮らせるような対応は国交省としてもとってほしいと思うんです。この点についてお伺いします。

【議長】 これも要旨にはございませんけれども、多分、安心して暮らせるような対策ということだと思いますけれども、起業者側から。

【起業者（土屋）】 八ッ場ダムの建設に伴いまして、地すべりの発生とかそういうものがないように安全な措置を講じていきますし、ダム建設に伴って環境に影響を与える場合は、それなり、それぞれの措置をとってまいります。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（備藤）】 解りました。それでは、最初のころに質問していました秩父のダムとかで、これ、地すべりで大変ですよ。大きな井戸を掘って集水して、それを地すべりしないようにダムのほうに水を流しております。それから、私が歩いて、私たちが歩いてきた利根川の堤防なんかは、歩いてその現場を見たことがありますか。

【議長】 ご質問の、歩かれたところがどこかというのがちょっとよくわからない部分があるんですけども。秩父のダムとか、利根川の堤防の状況を見たことがあるのかというご質問かと思えます。

【起業者（土屋）】 お答えします。秩父のダムというのはちょっとどこかわからないんですけども、秩父市内にある二瀬ダムにつきましては関東地方整備局が管理しております。

【公述人（備藤）】 今も地すべりが続いているようですね。たしかダムの名前が滝沢ダムと二瀬ダムだったでしょうかね、私たちが見てきたのは。そこでは大きな工事をして、維持費も大変かかっているそうです。そのようなことが八ッ場にも起こるんじゃないかということでお尋ねしているんですけども。

【議長】 これも要旨にありませんけれども、秩父の2ダムと同じような地すべりが、秩父の2ダムが地すべりが起こったかどうか、了知していないんですけども、それと同じような地すべりが八ッ場ダムでも起こる危険性はないのかというご質問だと思います。

【起業者（土屋）】 地すべり対策につきましては、試験湛水前に必要な対策を講じるという予定でございます。

【議長】 続けてください。

【公述人（備藤）】 実際、工事の途中で早い段階で、旧の川原湯温泉駅前に地崩れしましたよね、地すべり。国交省の事務所も腰ぐらいまで土砂が来て、国道やJRの旧の温泉駅もとまっちゃいましたよね、止まっちゃった、列車が止まっちゃった。トラックも通行できなくなっちゃった。そういうような工事があったわけですよ。今後ともそういうふうな崖崩れが起きないとは限らない。ほかにもそういう箇所がありますよね。時間がないので、その点は省略しますが、十分な対策をとってほしいと思います。お答えください。

【議長】 ちょっと重ねてのご質問ですが、今のご質問、突き詰めると、ちゃんとしたほんとに地盤対策をとってくれるのかということかと思えますけれども、お答えいただけますか。

【起業者（土屋）】 地すべり、それから、土石流対策等につきまして、ダムに影響を与えないように、地域住民の方に迷惑をかけないように、対策を講じてまいります。

【公述人（備藤）】 そうですか。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（備藤）】 それでは、やはりこういうことを考えると、安心して暮らせるためには、ダムは即刻中止することです。これ以上もう金かけないでくれとの思いです。お答えされなくても結構です。

それから、2月8日幾つかの新聞の見出しだけ紹介しておきます。東京新聞は、ダム想定、これですが、全国の4分の1、「八ッ場は本体着工、大丈夫。」それから、「近隣ダム85%埋まった。国の堆砂見込み、疑問」と。「上流に火山があり、土地が流入しやすいと、土砂が流入しやすい」と。同日の朝日新聞では、「移転代替地などの工事現場で環境を超える有害物質が検出された問題が判明した」と。同日、上毛新聞には「道路下の変質原因、安全性に問題なし」と。「八ッ場ダム、バイパス段差や亀裂については県は道路下の変質が原因した」と。鉄鋼スラグのせいじゃないと言わんばかりの見出しだったと思います。道路や構築物には鉄鋼スラグは使用されています。鉄鋼スラグには有毒なヒ素や六価クロムが含まれていると。

この件について、東京だったでしょうね、六価クロムだったと思いますけども、鼻中隔穿孔で問題になったことがありますよね。あなた方は生まれてなかったかな。そのくらい前ですけどね。大きい記事として新聞に載りましたよ。このごろやってないけども。ですけど、そういった工場跡地とか何かであちこちでもってそういう問題が起きていますよね。

こういうことについてはもうほかの方が質問し、答えられているから、お答えはいいと思いますけれども、そういう問題があるということをしっかり把握してください。お願いします。

そして、上毛新聞の後か、地すべり対策について、従来の3カ所に加え、新たに8カ所ですかね。それから、沼田市民や、はい、同新聞社の読者の声として「風光明媚な八ッ場ダムを残して、幻のダム計画に怒り。15歳のY君は、沼田ダムのことについて沼田市民や群馬県の反対により計画が中止されたということ、この話を聞いたとき、怒りを覚えた」と。15歳の少年がですよ。そして、今までにもダムが中止になったのは県内でも倉渟ダム、増田川ダムもつい最近、中止になりましたよね。八ッ場ダムも今こそ即刻中止すべきだと思います。この点についてはどうですか。即刻中止できますか。

【議長】 回答願います。

【起業者（小宮）】 お答えいたします。八ッ場ダムは治水、利水に必要な事業と考えておりますので、継続していくことが妥当と認識しております。

【公述人（備藤）】 あなたは必要だと考えているんですね。国交省の考えで、私は無理で無駄で、ダムの基底というんですかね、あそこの地質が悪いと、地層も悪いと、脆弱な土地だということを考えたら、とてもじゃないけど、ああいうところにダムはつくれないと、造っても無駄だと。多くの学者や専門家、特に専門家というのはお雇い専門家みたいなので、政府の言いなりになるような人だけが集まっているような気がします。

【議長】 時間になりましたので、まとめていただければ。

【公述人（備藤）】 大体私が主張したいことは以上でございます。それを踏まえて、最初の質問なんかで、そうですね、住民の意見をくみ取りながら、強制収用などすぐ実行しないでほしいと。安心して暮らせるように、そのためにはやっぱり即刻中止するしかないと思うんですけどね。何かほかに方法ありますか。

【議長】 ご主張としてお伺いしましたので。では、公述をもう終えていただけますでしょうか。

【公述人（備藤）】 今の、お答えいただけてないんですけども。

【議長】 今のはもう、大分時間が過ぎておりますので、すいません、もう私からまとめてくださいと言った後での質問でしたので、ご遠慮願います。では……。

【公述人（備藤）】 それは残念ですね。

【議長】 すいません、ありがとうございました。

では、降壇願います。

【公述人（備藤）】 ありがとうございました。

（公述人・起業者降壇）

【議長】 それでは、16時ちょうどまでの間、休憩といたします。

（ 休 憩 ）

【議長】 それでは、公聴会を再開します。

次は、富永靖徳さんから公述をしていただきます。

富永さんは、壇上に上がり、公述人席に着いてください。

また、公述人からは起業者への質問の希望がありますので、国交省関東地方整備局の方も、壇上に上がり、起業者席に着いてください。

(公述人・起業者登壇)

【議長】 よろしいですか。

【公述人(富永)】 はい。

【議長】 そちらは大丈夫ですか。

【起業者(小宮)】 はい。

【議長】 現在の時刻は4時1分です。ただいまから公述を開始し、30分間で終了するよう、お願いいたします。また、終了の10分前、5分前、1分前に呼び鈴で合図をするとともに、表示によりお知らせしますので、目安にしてください。

なお、終了時間までに終了しない場合には、公述の中止を命ずることとなります。

それでは、公述を開始してください。

【公述人(富永)】 埼玉からやってまいりました富永と申します。私はしばらく前まで大学で教鞭をとっておりましたけれども、河川工学の専門家でも地質の専門家でも、ましてや法律の専門家でもありませんので、一市民として、埼玉と、それから、群馬に利害関係を持つ一市民として、自分が違和感を感じたことについてお話をし、それから、二、三、事業者質問させていただきたいと思っております。

まず、この事業認定なんですけれども、事業認定制度に少し問題があるのではないかとこのように思います。それはどういうことかということ、土地収用の申請者とその申請者に土地収用の法的根拠を与える事業認定者が同一の機関、つまり国交省であるということは極めて不備なんじゃないかというふうに思います。第三者機関、あるいは、全く関係のない機関が当然認定すべきことであるというふうに考えますので、まず、この不備を今後ただしていただきたいなというのが1つの意見です。

それから、国交省がなさることですから、どこにも違法性はないかと思うんですけれども、八ッ場ダムについては著しく不当であると私は考えておりますので、その立場を明らかにして、それから、幾つか二、三の質問をさせていただきます。

まず、既に八ッ場ダムの不当なことにつきましてはもう何人かの、もう既に出尽くしていると思っておりますけれども、一応私が考えている不当なことということについて二、三お話ししたいと思います。

八ッ場ダム事業による公益性というのは、憲法29条1項で規定されている財産権の侵害を正当化するものでありますので、非常に慎重に検討していただきたいと思っております。私の結論は、この八ッ場ダム事業は決してその財産権を侵害するほどの公益性と、それから、

緊急性を持っていないというふうに考えています。

それは以下のとおり簡単にまとめますと、1つは、もう既に出てきましたけど、治水の問題であります。カスリーン台風の話がたくさん出ていましたけれども、先ほど、高橋さんからお話があったとおり、現在、カスリーン台風が同じように襲ったとしても、八ッ場ダムはほとんど役に立たないということを国交省自身も認めているわけで、そんなところに、ダムをつくるということ自身が私はとても違和感を感じています。

また、その治水の根拠となる基本高水というものは、カスリーン台風以後の実績から見ても、非常に突出して高い値なので、これは恣意的な設定としか思えません。この件については後で質問いたします。

利水につきましても、最近、これももう既に出尽くしたと思うんですけども、最近の水需要が減っておりますので、東京都の予想というのは全く恣意的なものであるとしか言えないわけですね。人口も減る傾向にありますので、利水の点からいっても、八ッ場ダムというものの緊急性、公益性というのは非常に低いであろうというふうに思っております。

それから、地盤の問題ですね。これは皆さんご承知と思うんですけども、現在のダムサイトの位置は既に過去において、国会において、ここは危険だから、別な場所に移せということで下流に移されたはずなんです。下流に移したときに、吾妻溪谷が破壊されるからということで、またもとに戻したんですね。これは全く理解できない。一度ここは地盤が危ないからといってやめた場所にまた移したということは、何か変化しなきゃいけないわけですね。ですから、国会答弁が間違っているか、あるいは、国会答弁の後で何かの変化があったかということで、これも後で質問いたします。

それから、もちろんダムを建設しますと環境破壊は免れません。ですから、環境を破壊しないでダムを建設することはできないんですが、そのときに、環境破壊とダムに対する公益性をやっぱりてんびんにかけてはなきゃいけないわけですね。我々が生活していく上で必ず環境を破壊しなきゃいけないんですけども、その環境の破壊する程度と、それから得られる公益性あるいは緊急性というものをはかりにかけてやらなきゃいけないんですが、八ッ場ダムに関してはそれは全く環境破壊を上回るような、そういう緊急性と公益性を持っていないというふうに私は考えています。

それから、これも既に出たと思いますが、文化遺産ですね。非常に縄文から天明期に至る遺跡の宝庫なわけですけども、ダム事業はこれらの文化遺産を不可逆的に破壊いたします。日本国民全体の大きな損失を伴いますけれども、そのダム事業がこの損失を上回る

ほどの緊急性と公益性を持っていないというふうに私は考えています。

以上が、ほかにもいろいろありますけれども、とりあえず簡単にまとめると、以上が私のこの八ッ場ダムに対する一つの立場であります。

これから国交省に対して3つ質問いたします。1つは戸倉ダムと倉渕ダムの中止と八ッ場ダムの推進との整合性について、それから、2番目は先ほどお話しいたしました地盤の問題について、3番目は基本高水のことについてご質問いたします。順次質問いたしますので、お答えしていただきたいと思います。

まず、戸倉ダムと倉渕ダムの中止と八ッ場ダムの推進の整合性についてですね。国交省は2003年、このときはまだ国交省じゃなかったかもしれませんが、建設省だったと、水資源機構ですか。2003年12月25日に群馬県の片品村で建設中の戸倉ダムの事業中止を決めました。中止の主な理由が水需要の減少、それから、自然環境への配慮という、いっぱいあったと思うんですが、等々なんです、これは八ッ場ダムとほとんど同じ状況ですよ。

しかも、戸倉ダムの場合には水没人家もないし、地域住民はある意味、完成を願っていたわけで、反対運動もなかったわけですね。さらに、建設費用は八ッ場ダムと比較して格段に少ない計画だったはずなんです。ですから、なぜ多くの問題を抱えている八ッ場ダムは建設を推進して、もう格段に条件のよい戸倉ダムは中止になったか、両者を比較して、まず、納得のいく説明、まずそこからお願いいたします。

【議長】 起業者側、回答願います。

【起業者（小宮）】 お答えいたします。戸倉ダム、水資源機構の、当時、水資源開発公団の事業だったと思いますけれども、これにつきましては、全ての利水の参画する参画者、利水参画者が事業から撤退するという意向を表明しております。そうしますと、治水、利水としての共同事業としてのメリットがなくなったために、ダム事業を中止したものでございます。それは……。

【公述人（冨永）】 なぜそれは、なぜ撤退するようなことに……。

【議長】 公述人、公述を続けてください。

【公述人（冨永）】 なぜそれは撤退するような事情があったんでしょうか。そのことについて、ちょっと今は理解できなかったんですけども。

【議長】 回答願います。

【起業者（小宮）】 利水の参画につきましては、各利水参画者、地方自治体になるかと

思いますけれども、そこが適正に判断されてくるということで、その中で参画者が撤退を表明するというようなことがあったというふうに考えております。

【公述人（富永）】 それが主な……。

【議長】 地方公共団体の判断だったということですね。公述を続けてください。

【公述人（富永）】 何の判断と、今の。

【議長】 地方公共団体の判断だったという。

【公述人（富永）】 地方公共団体がやめろと言ったことで、そのときに国交省はその指導その他は入らなかったんですか。国の事業として、その地方公共団体の考えがほんとにそうなのかということを確認することはなさらなかったんですか。

【議長】 ちょっと別のダムのことですので、そこまでどうかわかりませんが、回答できるのであれば、回答してください。

【起業者（小宮）】 戸倉ダムは水資源機構の事業ですので、詳細について我々のほうでは、八ッ場としては存じておりません。

【公述人（富永）】 わかりました。

【議長】 では、公述を続けてください。

【公述人（富永）】 それでは、次に、倉渕ダムなんですけれども、これは平成15年度、2003年12月3日に自由民主党の一般質問に対して、小寺知事さんが以下のように答弁をしているんですね。それは、「倉渕ダムの建設事業につきましては」、省略ですね、「財政面から考えますと、本体工事に着手することによって、今後数年間で二百数十億円に及ぶ大きな投資を必要とすることになります。現在の県の厳しい財政状況を考慮すれば、これはなかなか難しいことでもあります。また、事業の緊急度や県民の事業に対する理解度という点において、カスリーン台風以来、大きな被害が出ていないことや、ここ数年、水道需要が伸びていないこともあって、治水、利水の両面において、さらに慎重な対応が必要であると考えております。これらを総合的に勘案いたしますと、現時点におきましては、倉渕ダムについては来年度より当分の間、本体工事及び残りの工事の着手を見合わせることにして」と、以下いろいろ続くんですが、その後、倉渕ダムは凍結されて中止ということになっております。

この答弁から、倉渕ダムの取り巻く環境といいますのは八ッ場ダムとほとんど同じですよ。お金がかかって、利水に必要でなくて、それから、治水としてもほとんど問題ないという判断なわけです。

ですから、そういう、しかも、八ッ場ダムの場合はそれ以上の問題をさらに抱えていますね。ヒ素の問題であるとか、あるいは、酸性土の問題であるとか、炭酸カルシウムの問題であるとか、いろんな、品木ダムの問題とか、いろんな問題を抱えているわけですが、その倉渕ダムを取り巻く環境、八ッ場ダムを取り巻く環境、同じどころか、八ッ場ダムのほうがもっと厳しい環境なわけですが、それにもかかわらず、倉渕ダムはやめて、それで八ッ場ダムは推進なんです。

そのときに、おそらく国交省が答えるだろうことは、これは県のダムであると、八ッ場ダムは国のダムであるというふうにお答えになるんじゃないかと予想されるんですけども、その場合、予算で自然が変わるわけではないんです。自然として必要なことは、県のダムであろうと、国のダムであろうと、やっぱりつくるものはつくらなきゃいけない、要らないものは要らないということで、県のダムだから、あるいは、国のダムだからということでそれを2つの区別をされるということは非常に私としては納得がいかないんですが、その点についてぜひお答えいただきたいと思います。

【議長】 起業者側、回答願います。

【起業者（小宮）】 お答えいたします。今ご指摘のように、倉渕ダムにつきましては群馬県の事業でございますが、利水者、利水者が別途、水源の確保可能となって、倉渕ダムの治水、利水上の共同事業としてのメリットがなくなったということなので、群馬県において事業が中止されたというふうに聞いております。

【公述人（富永）】 倉渕ダムの利水の……。

【議長】 公述人、続けてください。

【公述人（富永）】 倉渕ダムの置かれた治水に関する状況と八ッ場ダムに置かれた治水の状況というのはどれだけ、どういうふうに違うんでしょうか。ほとんど隣ですよ。八ッ場ダムが治水上必要ならば倉渕ダムだって必要だし、倉渕ダムが必要だということで、要らないということであれば、八ッ場ダムも要らないというふうに、普通の考えならそう思います。

もし財政上に問題があつて、どうしても必要ならば、おそらく県で負担ができないなら、国が援助しましょうということぐらいやるのが国交省の役目だろうと思うんですね、必要ならですよ。だけど、片方で、国交省はこれは要らないと多分思ったんだと思います。ですから、地方公共団体が要らないと言ったら、それに乗ったんじゃないか。私は邪推しているんですけども、そのあたり、ぜひとも、なぜ倉渕ダムは利水上、治水上の問

題でもう問題ないと判断したにもかかわらず、八ッ場ダムはどうしてそういう判断をしなかったんでしょう。

【議長】 ご承知のようですがけれども、県ダムのことではありますので、ちょっと正確な答えができるかどうか分かりませんが、今のご質問は、利水の撤退の話はわかったけれども、治水上の観点で倉渕ダムはなかったのかというご質問かと思えますけど、それについてご回答できますでしょうか。

【起業者（小宮）】 議長も言われるように、県のダムの事業で詳細の点については我々は答える立場ではございませんけれども、聞いているところでは、治水に関する部分について、これについては、引き続き、河川管理者である群馬県が検討を行っていくというふうに聞いております。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（富永）】 今も検討しているんでしょうか。もう中止になったんじゃないんでしょうか。ごめんなさい、まだ中止になっているわけではないんでしょうか。私、そのあたり、ちゃんと把握してないんですけども。私は中止になったというふうに、はい。

【議長】 県ダムの判断の話ですがけれども、お答えできるのであれば、お答えください。

【起業者（小宮）】 ちょっと県において、ダムにかわる治水が必要というふうには聞いております。我々のほうとしては、県のダムのことですので、ちょっとこれ以上お答えする立場にはないと。

【議長】 今の回答ですと、ダムでやるか、ほかの手段でやるかはちょっと把握してないという。

【公述人（富永）】 わかりました。そうすると、でも、なおかつ、八ッ場ダムは利水、治水上の問題として必要だというふうにお考え、今でもお考えていらっしゃる。

【議長】 今、八ッ場ダムの治水上の必要性と。

【公述人（富永）】 そうです。はい。

【議長】 治水ですね。はい。

【起業者（小宮）】 端的に申しますと、八ッ場ダムは治水、利水上必要な事業として検証、あと、いろいろその他を経て、継続という決定がなされておりますので、必要というふうに考えております。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（富永）】 決定はどなたがなされたんですか。

【議長】 回答願います。検証の結果、継続が必要だと決定は誰がしたのかというご質問ですね。

【公述人（富永）】 どなたが責任を持ってそれを決定されたんでしょう。つまり、どなたがその決定する権限を持っていらっしゃるんですか。

【議長】 ご回答ください。

【起業者（小宮）】 ハッ場ダムの事業につきましては基本計画というものがありますがけれども、国土交通大臣が作成した基本計画に基づいて実施していくものでございます。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（富永）】 それは私も存じておりますけれども、実質的に権限を持って、ハッ場ダムの推進を決定した責任者、つまり何かあったときに責任をとるべき人というのはどういう立場の方でしょうか。

【議長】 要旨にはございませんけれども、お答えできるのであれば、お答えいただいで。

【起業者（小宮）】 大臣の計画に、基本計画に、作成した計画に基づいてやっているということ、あと、今回、事業認定について申請をしているのが関東地方整備局長が申請しているというようなそれぞれの立場、責任を持って事業を推進して……。

【公述人（富永）】 関東地方整備局長……。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（富永）】 関東地方整備局長というふうに考えてよろしいんでしょうか、関東地方整備局長。

【議長】 どうぞ。

【起業者（小宮）】 事業の執行、法律に基づいてやっているわけですから、一概に誰が、誰の責任がというようなこと、それは一概にはお答えできませんけども……。

【公述人（富永）】 それは困るので、必ず……。

【議長】 公述人、公述を続けてください。

【公述人（富永）】 必ず権限を持って決定をされる方が必ずいらっしゃるはずなんですが、それはどなたなんでしょう。権限がない人が決定……。

【議長】 権限というのが、工事実施の権限者は誰かということでもいいですか。

【公述人（富永）】 実施ではなくて、ハッ場ダムの計画を決めた権限を。

【議長】 計画決定権者ということですか、ハッ場ダムの計画決定権者は誰かというご

質問ということで。

【起業者（小宮）】 何度も繰り返しになって恐縮でございます。国土大臣が作成した基本計画に基づいて実施しているわけでございますので……。

【議長】 だから、計画決定権者は国土交通大臣だということですね。

【公述人（冨永）】 わかりました。じゃあ、実施の責任者はどなたでしょうか。

【議長】 事業の実施の責任者は誰かということですね。

【起業者（小宮）】 すいません、ちょっと恐縮なんですけど、事業実施の責任者ということが質問の事前のものにはありませんでした、なかった、ございませんでしたが、何ていうんですかね、ということでございますが。

【議長】 ちょっと概念として、法律的にいろいろな形があるので。

【公述人（冨永）】 それはわかります。法律的是わかりますけれども、実質的にこの八ッ場ダムを決定して推進しようとした人が必ずいるわけですね。大臣はおそらくそれを聞いて、これは違法でない、これは違法でないからということで大臣の職務として決定したんだと思うんですが、実質的にこの事業全体を把握して、これは治水、利水面について必ず必要であるから、多少住民の犠牲を払っても、国民の公益のために必要であるというふうに考えて、おそらく考えて、考えていただいたかどうかはよくわかんないですが、考えて決定をされた方がいるはずなんですけれども、それはどなたなのでしょう。

【議長】 はい。

【起業者（小宮）】 いいですか。

【議長】 はい。

【起業者（小宮）】 ちょっと何回も恐縮でございますけれども、今、私が大臣の計画に、作成した計画に基づいてやっているというようにお答えしておりますけども、それがお答えでございます。

【公述人（冨永）】 権限のある方というのは必ず責任があるんですよね。権限と責任というのは表裏一体のものなんです。権限がなければ責任はありません。だから、私は八ッ場ダムに権限がありませんので、八ッ場ダムが何が起こっても責任はありません。

ただ、国交省の方は権限はあるわけですから、それに対して責任があるわけですね。その責任は一体どなたなのでしょう。それははっきり、多分はっきりしていると思うんですけども、それを曖昧にするから、いろんな方が何をやっても責任がないんだというふうに考えてやっておられるんじゃないかと思います。それは言えるはずですよ。権限を持

っておられる方は誰でしょう。

【議長】 ちょっとその責任論というよりは、計画決定権者は国土交通大臣ということですね。事業主体も国土交通大臣ということでよろしいのでしょうか。

【起業者（小宮）】 国土交通省が事業主体でございます。

【議長】 国土交通省が事業主体になる。

【公述人（富永）】 国土交通省が事業主体って、それは大変優等生の答えなんですけれども、誰かが権限持つてはるはずですよ、決めた。誰かが決めてるわけなんです。国土交通省なんていう抽象的なものじゃなくて、どういう役職の方がこれを最終的に決めたんですか。

つまり、そうしないと、責任、明らかにならないんですよ。だからいろんなことがいいかげんなことになる。ほんとうに責任を持って、権限を持って、これは国民のために必要だと、何か起こったら俺が責任をとるよということで作る事業なら、それは国民、納得いたします。おお、それはすごい、よくやってくれた。だけど、そうじゃないから、非常にいろんなところで違和感を感じるんです。

もう一度お答えいただきたく質問いたしますが、どなたか、どの役職なんでしょう。

【議長】 行政機関の話をされているのと行政庁の話をされているの等がいろいろありますけれども……。

【公述人（富永）】 個人の話、つまり、権限を持っている個人はどなたなんでしょう。

【議長】 権限が必ずしも個人に帰着しているかどうかというのはまたあると思いますので、それは必ずしも個人じゃない、要するに大臣なら大臣でなくて、国土交通省というのものもあるかもしれませんけれども、それについて、どこが主体なのかということをお答えいただくと。

【公述人（富永）】 わかりました。時間もありませんので。はい。大体。

それでは、2番目ですね。2番目、先ほども言いましたとおり、地盤の強度が問題であると国会で答弁したまさにその場所につくるということに対して、国土交通省はどういう見解を持っておられますか。

【議長】 2番目の質問だと思います。ご回答いただければと思います。国会答弁でした場所に建設するということについて。

【起業者（藤原）】 では、ご質問についてお答えいたします。ご質問の地盤の強度に問題があるとの国会答弁のあった1970年当時は、限られた技術的知見をもとに、お尋ね

のような懸念がありました。これまで行った現地踏査、ボーリング、横坑などによる調査によって、過去の想定よりも変質部の分布が上流からダムサイトに向かって次第に範囲が狭くなり、ダムサイト付近には分布が見られないことが確認されております。

河床を横断する岩の断層の存在については地質境界ということが判明し、ダムサイト周辺にダム基礎地盤として問題となる脆弱な断層破碎帯の存在はないことが確認されております。

【公述人（富永）】 わかりました、はい、大体わかりました。

【議長】 すいません、こちらが指示しますので。

【公述人（富永）】 ごめんなさい。

【起業者（藤原）】 続けさせていただいていいですか。

【議長】 はい。では、答弁が途中でしたので、答弁してください。

【公述人（富永）】 簡潔にお願いいたします。まだ質問、ありますので。

【起業者（藤原）】 では、簡単に。

【公述人（富永）】 簡潔に。

【起業者（藤原）】 全般的に、ダムの基礎岩盤として求められる強度を有しているとの科学的根拠が得られていることから、ダムの基礎地盤としては問題ないというふうに評価しております。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（富永）】 じゃあ、その判断がもし間違っていたとしたら、どなたが責任を持ちますか。つまり、そういう判断をされたわけですね。だけど、その判断は間違っているかもしれません。その間違ったときに、どなたが責任を持ちますでしょうか。

【議長】 とりあえず、まず、起業者側は答えてください。

【起業者（小宮）】 今、お答えしましたけれども、基礎岩盤としては問題ないというふうに評価しております……。

【公述人（富永）】 だから、それは……。

【議長】 仮定の話にはお答えできないということですか。

【起業者（小宮）】 はい。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（富永）】 問題ないという判断されたんですが、その判断は間違っているかもしれません。その間違っていた判断が明るみになったときは、どなたが責任とりますか？

【議長】 起業者側、回答願います。

【起業者（小宮）】 今ご指摘ありましたけど、これもちょっと仮定のことになってしまいます。現在、今日はお答えはできないということでございます。

【公述人（富永）】 わかりました。時間がないので、次へ進みます。基本高水について、もういろんなところから出ておりますけれども、基本高水2万2,000 m³/sというのは実測値ですか。

【議長】 基本高水が実測値かというご質問ですね。

【起業者（小宮）】 実測かどうかというご質問ですね。

【公述人（富永）】 はい。

【起業者（小宮）】 計算から出していると。

【公述人（富永）】 計算ですね。

【起業者（小宮）】 はい。

【公述人（富永）】 どういう計算を使われましたか？

【議長】 公述人、続けてください。どうぞ。

【公述人（富永）】 どんな計算でやられましたか？ 貯留関数法を使われましたか？

【議長】 もともとの計算手法については要旨に明示はしていませんけれども、お答えできますか。

【公述人（富永）】 はい。基本高水のことですけれども、使われた、先ほど、高橋さんの質問によると、貯留関数法が使われたということらしいんですけれども。

【議長】 回答願います。

【起業者（小宮）】 お答えさせていただきます。八斗島地点上流の時間データが入手できた昭和11年以降のデータを用いて、八斗島地点において、年最大流量標本による流量把握についての試算を行うというようなことから、推算をしております。

【公述人（富永）】 その推算……。

【議長】 続けてください。

【公述人（富永）】 貯留関数法だと思いますけれども、1つだけ質問します。その貯留関数法には2つパラメータがあります。その2つのパラメータが相関しているということをご認識されていますか。それとも、そんなことは全く初めて聞かれましたか？

【議長】 もともと質問の要旨にない事項でございますので、今お答えできますか。

【起業者（小宮）】 今、質問はお答えできません。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人(富永)】 貯留関数法というのはパラメータに次元があることをご存じですか。

【議長】 先ほどの関連の……。

【公述人(富永)】 質問です。はい、はい。

【議長】 続けての質問ですので、今のもともとを把握してないということですので、多分お答えできないんじゃないかと思えますけど。

【公述人(富永)】 基本高水を計算した非常に基本になることで、皆さん、知っていないきゃいけないことだと思うんですけども。いいです。はい。あと何分ありますか。

【議長】 5分で。

【公述人(富永)】 そうですか。

この先ほど質問にありましたけど、200分の1というのは200年に一度という意味で理解しているんで、素人が考えるとそんなふう考えるんですが、そうなんですか。200分の1の確率というのはどういう意味なんでしょうかね。200年に一度……。

【議長】 回答願います。

【起業者(小宮)】 200分の1確率とは、200年に、今、200年に1回発生するというふうにご指摘になりましたけれども、発生するとか、今後発生しないとかというのではなく、超過確率200分の1の洪水とは。

【公述人(富永)】 なるほど。200年という意味ではないんですね。

【議長】 すいません、途中で遮るのはやめてください。どうぞ。

【起業者(小宮)】 毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が200分の1であるということでございます。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人(富永)】 わかりました。

それでは、最初の質問に戻りますけれども、国交省も認めて、僕はこれ、一番違和感を感じているんですけども、国交省はカスリーン台風と言いながら、カスリーン台風が同じように来ても、八ッ場ダムはほとんど役に立たないと、高橋さんの話にもありましたし、国交省もこれは認めているという新聞報道がありましたけれども、にもかかわらず八ッ場ダムをつくるという、その感覚が全くわからないんですが、お答えください。

【議長】 治水上のメリットがあるのかということですかね。

【公述人(富永)】 はい。もう一遍補います。

【議長】 はい。

【公述人（冨永）】 国交省は、カスリーン台風がもう一度来たとしても、八ッ場ダムはほとんど役に立たないということを認めておられる、認めておられるんですか、認めておられないんですか。まずそれからお聞きいたします。

【議長】 回答願います。

【起業者（小宮）】 八ッ場、カスリーン台風がもう一度来るというちょっと仮定のことになってきますので、お答えは難しいと思いますがね。

【公述人（冨永）】 それはもう……。

【議長】 続けてください。

【公述人（冨永）】 それはもうシミュレーションされているはずなんで、結果はもう出ているはずなんですけど、それをご存じないということですか。それとも、知らないということですか。ご存じないということなら、またそれは話は別なんですけれども、知っているけれども答えたくないということでしょうか。

【議長】 回答願います。

【起業者（小宮）】 知っているけれども答えたくないということではございませんが、カスリーン台風、利根川の治水計画につきましては、カスリーン台風時の降雨パターンだけに限定しているものではなく、吾妻川上流域に集中して降った雨のパターン、そういったものを多く含むものを考慮して策定しているものでございます。

【公述人（冨永）】 それが……。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人（冨永）】 それがどれぐらいの確率で来るといふふうに考えておられます？ 50年に一度、100年に一度、1000年に一度、そういうことは議論されたこと、ありますか。

【議長】 回答願います。

【起業者（小宮）】 今言ったのを、カスリーン台風のパターンを限定しているということではないので、それが……。

【議長】 今の全体のご説明いただいたのは、200分の1とか、整備計画だと70から80分の1とか、そういうものでなっているんじゃないかなかったですっけ。

【起業者（小宮）】 そのとおりです。つまりそういう……。

【議長】 お答えください。

【起業者(小宮)】 整備計画では70分の1から80分の1というような確率ですので。

【議長】 続けてください。

【公述人(富永)】 それがよくわからないんですが、それをわかりやすく我々に言うと、何年に一度ぐらいというふうに理解すればいいんでしょうか。

【議長】 回答願います。

【起業者(小宮)】 今、何年に一度とかいうことを、ちょっと200分の1と重複いたしますけれども、毎年、その規模を超える発生確率が、例えば今言ったみたいに、70分の1とか80分の1であるというようなことを示しているというものでございます。

【議長】 公述を続けてください。

【公述人(富永)】 ダムの寿命って50年もたないですよ。その間、50年のうちに起こらないならいいじゃないかという、ごく普通の市民の考えですよ。50年、あるいは、100年もたないですよ。そういうものに対して、過大な、何ていうのかな、危険率をかけるというのは、やはりどうしてもダムをつくりたいがための方便でしかないように、普通の庶民はそういうふうに考えますけれども、どうなんでしょう。ダムの寿命はどれぐらいだと思っておられますか？

【議長】 回答願います。

【起業者(小宮)】 一般、特段、ダムの寿命というもの、そういったものは特段お示ししているものはないと存じております。今、ダムの寿命と超過確率の関係というご質問がありましたので、今申しましたように、超過確率はその1年間に超える発生確率とダムの寿命、それが確率によってそれを比較しながら、ダムの、それを比較するという議論という、論じるということは違うというふうに思っております。

【議長】 続けてください。

【公述人(富永)】 できればわかりやすく、庶民にわかりやすく、それが何年に1回ぐらいというふうに翻訳できるかという、翻訳していただくとありがたいんですが、それぐらいのことは予想されていると思うんですよ。人に説明するときに、そんな20分の1とか何分の1と言われてもぴんこないんですよ。これは100年に1回ぐらい来るから危ないんだよと、200年1回が危ないんだよ、50年に1回が危ないんだよという、そういうレベルで言うと、どういうふうに考えればいいんでしょうか、今の八ッ場ダムの計算上。

【議長】 ご回答ください。

【起業者（小宮）】 利根川の整備計画では70分の1から80分の1、そういうふうになっておりますけれども。

【公述人（富永）】 わかりました。わかりました、結構です。はい。

最後、まとめます。

【議長】 まとめてください。

【公述人（富永）】 先ほど言いましたとおり、八ッ場ダム計画というのは国交省がなさるわけですから、決して違法だということはなさっていないと思います。これはそう信じています。ただ、著しく不当であるということは間違いありません。著しく不当であるということは、これは違法であると紙一重なんです。ですから、ぜひともその著しく不当であるということを、いろんな方がいろんな形で表現されたと思うんですけども、著しく不当であるということをしっかりかみしめてください。

それと、この八ッ場ダム事業に対する責任者というのをはっきりさせてください。責任者がいないから話が混乱するんですよ。ほんとに決断をして決める責任者がいれば、その責任者がきちんと説明を、自分の職をかけて説明すると思うんです。ところが、今、そのおっしゃったとおり、責任者を何もおっしゃってくださらなかった。ですから、自分の職をかけて説明する方がいらっしゃらない。それがおそらく皆さんの持っている最大の不満だと思います。

ですから、そのあたり、ぜひともかみしめていただきたい。著しく不当な計画ですので、できるだけ早くやめていただきたいというのが私の結論です。

ありがとうございました。

【議長】 ありがとうございました。

降壇してください。

（公述人・起業者降壇）

【議長】 次は、土屋信行さんから公述をしていただきます。

土屋さんは、壇上に上がり、公述人席に着いてください。

（公述人登壇）

【議長】 準備はよろしいでしょうか。

【公述人（土屋）】 はい。

【議長】 現在の時刻は4時33分です。ただいまから公述を開始し、30分間で終了するようお願いいたします。また、終了の10分前、5分前、1分前に呼び鈴で合図をす

るとともに、表示によりお知らせしますので、目安にしてください。

なお、終了時間までに終了しない場合には、公述の中止を命ずることとなります。

プロジェクターを使用しますので、少し照明を落とします。

それでは、公述を開始してください。

【公述人（土屋）】 私はこの吾妻川の再下流になります千葉県松戸市に住んでおります、土屋信行と申します。再下流の洪水の考え方をお話しをして、皆様にダム建設を一日も早く進めていただきたいという立場でお話をさせていただきます。

この写真はカスリーン台風の決壊の写真ですが、実はこの決壊現場で私は生まれました。ここに少し高台地が見えますが、わずかに高台になったところに私の両親の家がありまして、6畳に4畳半ぐらいの台所のついたちっちゃな家でした。洪水は夜中に起こったそうです。昭和22年、決壊したときには私の母は1人でその小さな家におりました。すさまじい音が聞こえた後、すごいにおいがしたそうです。何のにおいなものというふうに母に聞きましたが、何のにおいかわかんないって言っております。私の母は今、95歳ですが、今でもしっかりしております。昔はため池やいわゆる人づんがあちこちに置いてあったから、肥だめのおいじゃないのと言ったら、いや、肥だめとも違うよっていうふうに言っておりました。

洪水のあった後、みんなで村で保管していた米が全部ぬれてしまって、それを早く干さないで、食べられなくなっちゃうということで、一生懸命食糧の確保にみんなで協力したそうです。私の両親の家は、先ほど申しましたように、6畳一間に4畳半の台所、もちろん今のようなガスや水道はありません。へっつい脇にかまどがあって、まきでご飯を炊いているという状況で、みんな家を流された人たちは堤防の上に逃げてバラックをつくったそうです。

何といっても、洪水になると、一番高い場所が堤防になってしまいます。堤防以外のところは泥だらけで何も使えないという状態であったそうです。ですから、堤防自身は川の大事な施設ですが、そこに住まざるを得ないということで、私の母には、母の家のところには、長い方で3カ月ぐらい、結局いわゆる避難所がありませんでしたので、残った家に暖まるための暖を求め、そしてまた、食糧を求めてみんなで肩を寄せ合って暮らしていました。

今、私がいるのは千葉県の松戸というところで、大変ここから見れば最下流になります。当時、カスリーン台風はその最下流の葛飾、江戸川区も襲いました。その襲ったときの水

位はやはりみな胸につかるぐらいの水がやってきたということです。

下のほうというか、下流のほうでもその影響は長く続きました。私たちのいる地域では、1カ月ぐらい水が引かずに、結局水が引いてから、泥を排除して、それで、住まいを確保する。一番困ったのは水がないということなんです。周りの水は、言ってみれば、うんこもおしっこも一緒になって、肥だめが全部あふれ返って流れてきております。あらゆる、土砂ばかりではなくて、そういう人々の生活から出てくる汚染物質というか、そういうものもたくさん流れてきてしまいました。結局、長い時間かかって、そういうリカバリーといえますか、生活の場を確保するという闘いが長く長く続いているというのが最下流の洪水の実態です。

今、私たちのいる最下流では、この写真は昭和24年のキティ台風という台風ですが、この台風は今度、海から高潮といって潮水が上げてくる洪水です。最下流の地域は上流からの洪水と、それから、海からやってくる洪水の危険にいつもさらされています。そして、また、ここに映っている江戸川区は、地盤沈下のために、一番深いところでは4メートルも沈んでしまいましたので、堤防がないと、どんどん海の水が押し寄せてくる、無尽蔵の海の水が堤防によってかろうじてとめられている状況で、それがやってきてしまうということで、洪水の危険性は、雨が降る時期だけではなくて、1年365日が洪水の危険にさらされている地域だと言ってもいいのではないかというふうに感じております。

そして、そんなところにやってくる、これはカスリーン台風ですが、台風は、結局3日も4日もかかって最下流のほうにやってきました。これは鉄道の上を逃げている人たちの写真ですが、この鉄道全部、当時は堤防の上いわゆる土手を築いて電車が、汽車が走っていました。その軌道も全部水没してしまいましたので、鉄橋を渡ってこの江戸川区の人たちは市川まで逃げたそうです。

そして、話を、八ッ場ダムの上流のこのダムのことにお話をいたしますと、私たち最下流の人間は上流のダムができることを非常に期待しています。なぜかというと、昭和22年のカスリーン台風のときに、それまでなかった流域全体で洪水調節をするということから、この赤い印がついているのがダム群でございますが、上流のほうで降った雨についてはダムでためてくださるという計画になって、中流で降った雨は途中にあるこういう遊水池、青いのが遊水池群ですが、渡良瀬遊水池とか荒川の遊水池とか、たくさんの遊水池があって、それでためてくださる。そして、最下流のほうでは放水路をつくったり、河川そのものを改修したりという役割分担で流域全体でやれることをやって、肩寄せ合っ

なで協力して流域全体の洪水の安全性を図ろうというふうに決まったのが、昭和22年のカスリーン台風が契機になったというふうに聞いております。

それ以来、営々とそれぞれの地域でそれぞれの努力がなされてきて、それぞれ分担しなきゃいけない水量というのを決めて、治水事業が進められております。私たちがいる千葉県松戸も江戸川の脇にありますが、江戸川のところには上流から来る水はこういうふうに数字で役割分担を決めていただいた上で治水対策をしてきました。

治水対策をしてきたという意味は、私たちの父や母の時代は堤防を築くのは地域の人たちでした。農閑期に地域のお百姓さんたちが直接、建設省の事業に、いわゆる出稼ぎという格好になるのかもしれませんが、雇用されて、自分たちで自分たちの堤防をつくりました。ですから、もう壊れちゃいけないということで、一生懸命、土を盛ってそういう堤防をつくってきたんです。

八ッ場ダムがあるということを前提にこの役割分担の水量が決まっていますが、今、八ッ場ダムが突然なくなってしまうと、当然、とめてくださる水が下流に流れていきます。ですので、下流のほうはそれに合わせて、いわゆる堤防の補強ですとか、堤防がそれを受けとめられるだけの対策をとらなければなりません。

その対策が現実になんかふうになるかということ、江戸川の最下流の例ですが、堤防をおおむね60メートルぐらい広げないと、八ッ場ダムの水量が下流にやってきたときに受けとめられないというふうに考えられます。この60メートルの幅というのはもう現代ではほとんどたくさんの方が暮らしていらっしゃいます。その暮らしている方々に移転を求めて全部出ていってくださいということになると、大変な方々が移転をしなければならないということになってしまいます。

下流では、明治以来、いろいろな対策をそれなりにやってきました。八ッ場ダムが決まる以前の話ですが、江戸川はこういう幅で流れておりました。私たちの地域はそこに引き堤ということで、昭和22年にカスリーン台風があつて以来、この堤防を広げる努力をしてきました。この堤防をもう一度広げるといのは大変な事業になってしまいます。これは私の概算ですが、この広げる用地費と移転の補償費と、それから、その堤防の工事費だけで、全体で見ると、利根川の本川では1兆3,000億円、江戸川では7,500億円もかかる大事業になってしまいます。大変のたくさんの方々にさらなる協力を求めていかなければならないという事業になると思います。

私は、先ほど、このカスリーン台風のあつた現場で生まれたというふうに申し上げます

た。ここでカスリーン台風のとときに亡くなった方々は約2,000人の方になります。それから長い時間かかって、その犠牲を取り戻してきたわけですが、実は私の祖父は新潟の信濃川の大洪水のとときに、大河津分水の水防工事で命をなくしました。35歳でした。残された私の母と祖母は、必死の思いで、父のいないいわゆる母子家庭になった母たちはしゃむに頑張りましたが、その無理がたたって、祖母は祖父の後を追うように亡くなってしまいました。私の母はわずか6歳で孤児になってしまいました。川は違いますが、洪水がこういうふうに関の母の人生を大きく変えてしまったわけです。

命をつなぐことを必死の思いで母は頑張ってきましたが、昭和22年、再びその洪水の現場で決壊の現場にいたという、そういう悲惨な思いを後世に絶対に次の世代にさせたくないとの母は言っています。

私が今現在暮らしている樋之口という場所なんですけど、これは最後に見ていただきました江戸川の引き堤という川の幅を広げる工事の際に、部落の真ん中を分断するように川が引き堤をなされました。部落は埼玉県の三郷市と江戸川区、ごめんなさい、千葉県の松戸市に結局二分されてしまいました。故郷を失った村の人たちは、しかし、これで洪水がなくなるならば、子や孫の世代に安心して米づくりができるかと村で話し合っ、部落が2つに分かれることを承諾したそうです。治水事業とは、現在の私たちのためではなくて、まさに次の世代に対する、今を生活している私たちの責務だというふうに関思います。

洪水は全国でこれまでもたびたび繰り返されてきました。伊勢湾台風では5,000人の命が失われ、昨年の大豪雨でも広島でも74人の方々が土砂崩れの犠牲になりました。結局、私たちの住んでいる日本は大変この雨に弱い、山も急峻で平野も小さい、そういうところに肩寄せ合っ、みんなで協力して安全に暮らしていかなくゃいけない、そういう場所です。特にこの吾妻川の最下流にある関東地方は全国でも有数の人口密集地帯でもありますし、また、日本の首都東京を抱える経済の大事な場所でもあります。

もちろん、上流に住む方々が犠牲になれば、下流が安全になるというものではありません。しかし、流域全体で、上流では上流の役目としてのダム、中流では中流としての遊水池、下流では下流として、それぞれ今まで努力した成果として、この地域全体の安全性を高めなければならないのだというふうに関思います。

なぜかという、地球温暖化はどんどん進み、気候変動はますます極端化が加速しています。前回、3月に世界防災会議という会議が国連の主催でありました。私の知っているオランダの方がその会議に参加されて、帰るときに私に話をしてくださいました。オラン

ダではもう既に地球温暖化による海面上昇を取り入れた治水対策始めたよ、日本も早くやらないと間に合わないよというふうに言って、皆さんにそれを伝えてほしいというふうに言うてお帰りになりました。

流域という考え方では、洪水に加えて、利水といういわゆる飲み水の確保も流域全体で調整し合っています。また、かんがい用水も今まさに荒川水系ではかんがい用水が足りない分を利根川水系から融通して、今、埼玉県のとん植えが進められているという状況です。

この昭和22年のカスリーン台風のたくさんの犠牲の命を無駄にしないためにも、もう50年もかかっているからやめちゃえということではなくて、地域全体の治水事業の完成をしていただきたいというふうに思っています。この事業はほんとうに次の世代のため、今私たちが生きているために、今楽になるためにということではなくて、次の世代が安心して暮らせる地域をつくり、それを手渡しすることが私たちの責任だというふうに思っています。それでなければ、私たちがここに来ている意義がないのではないかとこのように思っています。

また、土地収用ということですが、私はもう間もなく私自身、鬼籍に入らんとこの年になってしまいました。そのときに石の帽子をかぶる際に、我がしかばねと一緒に持っていけるもの以外はこれは全て共有のもの、世代を超えて不動のものであるというふうに考えます。地球全体で見れば、私たちが今いる日本というのは、諸外国との合意の上で日本という場所を使わせていただいているわけで、それが今を住む人々が争うことを防ぐための知恵として、土地収用というルールをつくったというふうに考えます。

土地の収用は大変残念なことではあります、土地は個人で持てるものではありません。土地は世代を超えて、地球というものが続く限り、そのときに相互に使い合うウイン・ウインの関係をつくれるルールとして、所有があつたり、共産主義の国では共有というものがあつたり、我が日本でも墾田永世私有法と、土地の所有形式はさまざまなことがありましたが、こういうルールは今を住む人々が争うことを防ぐ、そのための安定して土地を使い合うための知恵だこのように思っています。

ここ、土地収用という形に至ったことは大変残念なことではあります、地域を超え、世代を超えて安全に人々が暮らせるようにするために、残念なことではあります、やむを得ないことだこのように考えます。

また、この土地で暮らしてきた方々にとっての土地に対するお気持ちを考えるとき、それは大いに共感できることでもあります。大変申しわけない気持ちとあわせ、大変下流域に住む私たちとしては感謝を申し上げたいこのように思っています。ですから、手続に当た

っては十分なご配慮と補償をお願いするものでもあります。

最後になりますけれども、関東地方は古くから上流域と下流域の相互の交流と助け合いが盛んな地域でありました。秩父の三峯神社というところには江戸の町々の方の感謝の石碑がたくさん建っています。こういうふうに残念な形ではありますが、収用によって犠牲になる方、土地を離れる方については十分な補償をした上で、手続については速やかに進めていただき、一日も早い流域全体の治水の安全が確保されることを希望いたします。

本日はありがとうございました。

【議長】 ありがとうございました。

降壇してください。

(公述人降壇)

【議長】 これで本日予定しておりました公述は全て終了しました。

これにて、一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事に関する事業認定申請に係る公聴会を終了いたします。

公聴会の円滑な進行にご協力いただき、ありがとうございました。会場の皆様はご退場ください。

— 了 —